

平成 27 年(ワ)第 255 号, 平成 28 年(ワ)第 11, 138, 253 号, 平成 29 年(ワ)第 18 号,
129 号, 平成 30 年(ワ)第 319 号「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原状回復等請求
事件【第 1～7 次訴訟】

原告 今野秀則ほか

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

【第 33 回口頭弁論期日：2021.1.7】

原 告 ら 最 終 準 備 書 面
(第 2 分冊 損害論)

福島地方裁判所郡山支部民事訴訟合議係御中

2020 (令和 2) 年 1 2 月 2 4 日

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明 代

弁護士 小 野 寺 利 孝 代

弁護士 大 塚 正 之 代

弁護士 原 和 良 代

弁護士 嶋 田 久 夫 代

弁護士 山 田 勝 彦 代

弁護士 飯 塚 皓 代

弁護士	磯	部	た	な	代
弁護士	江	口	大 三	郎	代
弁護士	大	木	裕	生	代
弁護士	大	野	俊	介	代
弁護士	岡	崎	慎	子	代
弁護士	菊	間	龍	一	代
弁護士	小	林	芽	未	代
弁護士	鮫	島	千	尋	代
弁護士	澤	藤	大	河	代
弁護士	永	山	健 太	郎	代
弁護士	西	沢	桂	子	代
弁護士	河		景	浩	代
弁護士	三	井	睦	貴	代
弁護士	若	松	利	行	代
弁護士	白	井		劍	

目次

第1部 原告らの損害について	7
第1章 損害総論	7
第1節 損害の考え方	7
第1 本件原発事故による損害の特徴	7
第2 損害の回復	12
第3 現代の「ディアスポラ」としての津島	17
第4 まとめ	19
第2章 固有のふるさと喪失損害について	21
第1節 はじめに	21
第2節 原告らと津島固有のふるさと	21
第1 原告らと津島の自然の関係	21
第2 津島の人々の濃厚なつながり	23
第3 津島の歴史・文化・伝統・習慣	24
第3節 「ふるさと」の喪失・剥奪	27
第4節 原状回復が必要不可欠であること	28
第1 原状回復の必要性及び法的根拠	28
第2 原状回復義務の許容性と実現可能性	31
第3章 避難生活を強いられることによる損害	39
第1節 原告らの避難生活の実態	39
第1 はじめに	39
第2 本件原発事故後の事実経過	40
第2節 避難慰謝料の性質と原賠審の基準	59
第1 中間指針や被告東京電力の自主賠償基準の問題点	59
第2 本件請求の合理性	73
第4章 被ばく不安慰謝料について	80

第1節 放射線被ばくが人体に与える影響.....	80
第1 はじめに	80
第2 放射線と線量	81
第3 放射線の効果	85
第4 放射線防護の考え方の変遷.....	92
第5 ICRP の問題点	98
第6 年間 20mSv の危険性について.....	114
第2節 原告らの被ばく状況	135
第1 初期被ばく線量の不分明さ.....	135
第2 本件原発事故直後の津島地域の放射線量について	136
第3 福島県の健康影響調査結果とその問題点	138
第4 まとめ	139
第5章 原告らの精神的苦痛の深刻さ	140
第1 本件原発事故による原告らの精神的被害の客観的状況について	140
第2 IES-R を用いたアンケート調査結果とその評価	146
第3 K6 を用いたアンケート調査結果とその評価	154
第4 まとめ	156
第2部 争点についての原告らの主張	157
第1章 本件訴訟における争点	157
第1節 本件訴訟における請求の趣旨	157
第1 はじめに	157
第2 本件訴訟における請求の趣旨	158
第1節 原告らの損害の要点	159
第1 ふるさと喪失損害について.....	159
第2 避難損害について	161
第3 被ばく損害について	161

第3節 本件の争点と原告らの争点についての主張	162
第1 請求の趣旨第1項（確認請求）について	162
第2 請求の趣旨第2項（給付請求）について	179
第3 請求の趣旨第3項（損害賠償請求）について	181
第4 請求の趣旨第4項（被ばく不安慰謝料）について	183
第5 請求の趣旨第5項（予備的請求としてのふるさと剥奪（喪失）慰謝料）	

188

第2章 被告らにおける種々の慰謝料増額事由の存在	193
第1節 慰謝料算定にあたり斟酌されるべき事実とは何か	193
第1 慰謝料算定についての一般論（判例）	193
第2 慰謝料算定についての一般論（学説）	193
第3 具体的な適用事例等	194
第4 動機の悪質性（増額事由③関連）	201
第5 発生経緯又は態様の悪質性（増額事由④関連）	202
第6 侵害行為が反復継続され又は長期間に及んだとき（増額事由⑤関連）	226
第7 侵害行為後の侵害者の行為の悪質性又は不誠実性（増額事由⑥関連）	226
第8 被害者の回避困難性（増額事由⑧関連）	227
第9 侵害者と被害者との間に信頼を基礎とした人的関係があり，それが毀損されたとき（増額事由⑨関連）	228
第10 まとめ	229
第3章 弁済の抗弁について	229
第1 被告東京電力の準備書面（20）（21）（26）【弁済の抗弁】の主張について	229
第2 小括	243
第4章 おわりに	244

第1部 原告らの損害について

第1章 損害総論

第1節 損害の考え方

第1 本件原発事故による損害の特徴

1 はじめに

本件原発事故は、わが国でこれまでにない大規模かつ甚大な被害をもたらした。これまでの公害事件とは、**異質の被害**である。すなわち、本件原発事故によってもたらされた被害の特徴は、第1に被害の**広汎性**、第2に被害の**甚大性**、第3に被害の**長期性**、第4に被害の**多様性**にある。これらは、これまでの公害事件と比較して、異質と言える損害であり、これまでの損害論の範疇で安易にこれだけが損害であるとは言えないものである。以下、それぞれの特徴について概説する。

2 被害の広汎性

今回の原発事故がもたらした損害の特徴として、第1に、**被害の広汎性**が挙げられる。本件原発事故により、排出された放射性物質は、広く海洋に降り注ぐとともに、東北のみならず、関東一円にも被害をもたらした。このような広範囲において被害をもたらした災害は、これまでわが国にはなかったものである。また、圧力容器が爆発せず、東日本が壊滅しなかったのは、偶然の奇跡とも呼ぶべきもので、一時、福島第一原発で稼働していた被告東京電力の従業員らは、東日本の壊滅と自らの死を覚悟したのである。

3 被害の甚大性

今回の原発事故がもたらした損害の特徴として、第2に、**被害の甚大性**がある。原告らが居住する浪江町津島地区は、その全領域が帰還困難区域に指定され、除染をしなければ、100年が経過しても戻ることができないほどの

極めて甚大な被害を受けている。本件原発事故から 10 年が経過しようとする現在においても、原告らは、津島地区への自由な立入りが制限される状態にある。このような甚大な被害が生じたことは、わが国の歴史には存在しないはじめてのことであり、これまでの不法行為法が想定する枠組みを遥かに超える事態が生じている。

4 被害の長期性

今回の原発事故がもたらした損害の特徴として、第 3 に、**被害の長期性**がある。原賠審は、当初、財産的な損害とは別に、避難に伴う損害として、交通事故による入院慰謝料と平行に考えて、最初の避難所での生活を強いられることによる損害として月額 12 万円、最初の半年間の損害として月額 10 万円とし、半年も経過すれば、落ち着いてくるであろうとして、月額 5 万円とし、1 年も経過すれば、普通に生活ができるようになるだろうと考えていた。しかし、このような基準は、被害の実態を調査することなく、過去の損害論に基づいて、頭の中だけで考えた抽象的な損害の把握でしかなく、特にのちに帰還困難区域と指定された原告らの居住地においては、全く被害の実相と乖離したものであった。入院患者は入院しても、自分たちの住み慣れた自宅はそのまま残され、入院していない人々は、いつもどおり、そこで普通に生活を続けている。入院が長引いても、途中、一時帰宅すれば、そこにはいつもの暮らしがある。そして、通常、長くても数年経てば退院して、自分の家に戻ることができる。しかし、原告らは、そうではない。祖先代々暮らしてきた自分たちの居場所からとつぜん引き離され、戻ることができなくなった。それだけではなく、自由な立入りを制限され、住家が野生動物に荒らされ、雨水などにより朽ち果てて行くのをじっと涙をこらえて見ているしかない状態に置かれた。先代から血と汗を流して開墾してきた農地や牧草地も、雑木、雑草が生い茂り、見るも無惨な状態になってしまった。被告国は、

帰還困難区域も含めて年間 1mSv まで除染をすると言いながら、いつまでに除染をするのか明示しない。既に十年が経過しようとしている。このままでは、いつ避難が終わり、戻ることができるのか分からないという不安定な状態に置かれ、また、自分が生きている間に戻れないかもしれないという絶望感にさいなまれる。そして、実際にも、帰郷への強い思いを胸に抱きながら、死んでも死にきれない思いで、亡くなっていく。これがあと、何年続くのか分からない。このように長期にわたり避難生活を強いられることは、これまでのどの公害事件でもなかったことである。

5 被害の多様性

今回の原発事故がもたらした損害の特徴として、第4に**被害の多様性**がある。原告らには、ADR で請求している個別の財産的損害以外の被害について、大きく分けて3つの被害が生じている。

(1) ふるさとに戻れないことによる損害

一つは、原告らは、原告らのふるさとである津島に戻りたいのに戻れないという損害（以下に「ふるさと喪失損害」と言うが、ここでいうふるさとというのは、抽象的なふるさとではなく、原告ら全員が住み続けてきた「津島地区」という具体的な場所にあるすべてのものを指している。）である。原告らは、ふるさと津島にあるもの「すべて」を失おうとしている。その「すべて」の内容については、以下に詳細に明らかにするが、それは、津島地区にあるすべての歴史であり、すべての文化であり、すべての生活・暮らしである。そして、津島にある自然との豊かな関係性であり、津島に住む人々および代々津島の歴史を作ってきた先人たちとの強い結びつきである。そのすべてが津島固有のものである。ちょうど、地球を居場所とする人々が地球を剥奪されたくないように、また、日本を居場所とする人々が日本という国を剥奪

されたくないように、津島に住む原告らは、津島を剥奪されたくない
のである。どこの地方においても、自分たちが生まれ育った地域で、
その地域の歴史、文化、伝統に誇りを持ち、その地域の自然に愛着を
持ち、その地域の人々と密接な結びつきを持って、日本の文化を背負
って生きている人々がいる。そうしたひとびとにとって、その居場所
をすべて奪われるということは自分自身を奪われるのと同じ程度の苦
痛をとまなうのである。都会に住んで、転々と居住場所を変更し、歴
史も、文化も、何も背負わない人間や、慣れ親しんだ地域の自然、地域
の人々と強い結びつきを持つことのない人間にとっては、どこでも平
穏に生活ができれば、それでよいかもしれない。しかし、原告らのよ
うに長い間、山々に囲まれた山村地域において、その地域の自然や人
々と密接な関係を築き上げ、その地域に深いアイデンティティを有
して代々生きてきた人間にとって、その地域が消滅することほど苦痛
なことはないのであり、失うものは計り知ることのできないものであ
る。

(2) 避難生活を強いられることによる損害

2 つめは、津島に戻れるようになるまで避難を続けることによって
生じる損害である。原告らが侵害されているのは、永年住み慣れた津
島地区に戻って生活をする権利または法的保護に値する利益である
(この訴訟では、これを便宜、「固有の平穏生活権」と呼んできた)。
被告らが除染をし、原告らが津島地区に戻って生活ができるようにな
るまでは、避難生活が続くのである。本来なら、代々住み慣れた津島
地区で、みんなで運動会をしたり、神輿を担いだり、三匹獅子舞を踊
ったり、草刈りをしたり、楽しく過ごしていたはずである。誰かが亡
くなれば、みんなで集まって隊列を作って葬儀をし、みんなで送り出

すことで、ゆっくりと故人を偲ぶこともできていたはずである。盆と正月には、津島の外に出ている家族が戻ってきて、広い家に親族が集まり、みんなで楽しく過ごすことができていたはずである。自分だけが知っている松茸などのきのこや山菜の在処を訪れ、来年も取りに来ることができるよう必要な分だけ採取し、残りは来年の楽しみにして、採取したきのこや山菜を自宅で食べたり、近所に配ったりできていたはずである。原告らは、そうしたことが全くできない状態で、10年近くが経過する現在も、避難生活を強いられ続けているのである。しかも、避難先では、最初は避難所で全くプライバシーのない状態に置かれ、その後も狭い親族の家に迷惑をかけるという肩身の狭い思いをしながら同居させてもらい、あるいは、隣の声が聞こえるような狭い仮設住宅や借上げ住宅での生活を強いられ、家族はばらばらになり、避難先でも津島から来たことを隠し、そのことが分かると、車に落書きされたり、いじめにあったりもし、様々な生活の不便を強いられている。

(3) 被ばく不安による損害

3 つめは、原発事故特有の不安である。人為的に造られた放射性物質による放射線が人体にどのような影響を与えるのかはよく分かっていない。特に内部被ばくについては、多くのことがわかってない。また、原告らが、本件原発事故により放出された放射性物質をどの程度体内に吸収し、どの程度、外部被ばくをしたのか、いずれもはっきりしていない。排出された放射性物質の総量の多寡（平均値）は問題ではなく、ひとりひとりの原告が、本件原発事故当初から現在まで、どの程度累積被ばくをしたのかが問題なのである。自分自身の被ばく量が相当程度高い可能性があり、また、それが必ずしもはっきりしな

いため、将来、放射線に起因する疾病に罹患するのではないかという不安を感じざるをえないのである。また、被ばくしたことによる不安は、将来、何らかの晩発障害が生じるのではないかという不安だけではない。放射線への被ばくは、遺伝的障害を引き起こす可能性があり、この点にも不安を抱えている。被ばくしたことが分かれば、結婚の妨げになるのではないかという不安も伴っている。そのような不安は、将来結婚を控える本人や比較的若い夫婦のみならず、身近な親族も同様に抱く不安である。また、晩発障害は長期間経過してから生じるものであり、その際、原発事故に起因することの立証が難しいため、十分な補償が得られない可能性が高く、そのことも不安の原因となっている。

第2 損害の回復

1 ふるさと喪失損害からの回復

原告らが本件原発事故によって奪われたものは、決して金銭賠償によって回復できないものである。かつて日照を奪われたということが問題になったとき、室内において陽光を浴びる権利などというものは自覚されていなかった。しかし、高層建築物が建てられ始めると、それは大切な権利であることが自覚され、高層建築物を建築することを制限し、また、被害が大きい場合には、建物を削り取ることを裁判所は命じた。綺麗な大気を吸うことも権利だと自覚されていなかった。しかし、大気汚染がひどくなると、綺麗な大気を吸うことも法的保護に値する利益であることが自覚され、裁判所は、汚染物質の排出の差し止めを命じた。権利や法的保護に値する利益というのは、それが奪われたとき、その大切さが自覚される。そして、いずれの場合も、陽光の得られる場所へ転居すればよい、大気の汚染されていない場所へ転居すればよいとは言わなかった。その被害者が生活する正にその場所において、

陽光を遮るな、大気を汚染するなという判断を下したのである。原告らが奪われたのは、津島の日差しだけでもなく、津島の綺麗な大気だけでもない。すべての津島の自然、すべての津島の歴史、すべての津島での文化、すべての津島での人間関係、すべての津島での生活を奪われたのである。すべてを捨てて避難することを強いられ、10年の歳月が経過しても、自由な立入りさえできないほどに綺麗であった津島の大地は、放射性物質によって汚染され続けているのである。原告のひとは、当法廷において、元の津島に戻りたい、元の津島の生活に戻れるのならお金など要らない。新しく建てた家も、元の津島での生活を取り戻せるのなら、いつでも返すと述べた。それは、すべての原告らの気持ちである。ある地域社会を根こそぎ破壊し、そこにあったすべてのものを放射性物質によって汚染し、大切な家財を運び出すことさえできない状態にし、歴史も、文化も粉々にしながら、謝罪もせず、これを元の状態に戻すことさえせず、金だけ渡して放置することがどうして許されるのか。すべての日本の歴史と文化を背負って生きている日本人に問いたい。もし、あなたが祖先代々大切に受け継いできた地域社会が放射性物質によって汚染され、すべての文化遺産を持ち出すこともできず、補修することもできず、腐っていくのを放置するしかなく、百年は戻れないと言われたら、「分かりました、お金さえもらえればかまいません」と答えるだろうか。そんなひとは誰もいない。「きれいにしろ、地域のすべての歴史を消し去ることなど許さない」というだろう。それにもかかわらず、被告国も被告東京電力も、地域社会に降り注いだ放射性物質について自分たちに所有権がないから、除染をする義務はないと主張しているのである。そして、今後も、原発を動かしますと言うのである。もはや原発は絶対安全だという宣伝は通用しない。必ず、また、どこかで同じような被害が起きる。そのときも国と電力会社は、線量が高いからここから出て行け、危ないから勝手に入るな、百年は戻れない、しかし、除染をする義務はないと主張し続けるのか。

そのようなことは絶対に許されることではない。もし、「ふるさと」などという利益はないというのであれば、この「ふるさと」日本から出ていけばよい。地球もふるさとではないというのであれば、火星でも、リュウグウでも、好きな星に転居すればよい。人間は、自分たちの固有の歴史を背負い、固有の文化を持ち、固有の自然と人間関係に包まれて、初めて、自分というものを持って生きていくことができるのである。原告らは、固有の歴史も文化も背負わず、どこでも平穏な生活ができればそれでよいと考えている人間たちではない。津島五山に囲まれた津島という固有の生活世界に根付き、自分というものを持って生きているのである。それを奪われるということは、自分たちの世界を奪われるということである。人間が住むことができるのは、唯一この地球だけである。このひとつしかない地球が同じように汚染されたら、人間は誰も生きていけない。津島は地球の一部である。今、平和で豊かに人々が楽しく暮らしていたこの地球の一部が人間の住めない場所にされているのである。これを放置することが許されてしまえば、地球を放射性物質によって汚染して人間が住めない場所にしても、そのまま放置してよいことになる。その結果、地球という居場所は消滅することになる。そのような法解釈をすることは、地球が危機に瀕している現代においては、到底採り得ないものである。日照だけでも遮ることが許されないのに、地域社会を壊滅させることはかまわないという解釈をすることは、極めて矛盾したことである。だれひとりとして納得させることはできない。だからこそ環境省も、帰還困難区域も含めて年間 1m Sv まで除染すると言いつけているのであり、ICRP も、現存被ばく状況から速やかに計画的被ばく状況に移行させ、速やかに公衆の被ばく限度である 1mSv まで除染するよう求めているのである。

なお、原告らは、予備的請求として、請求の趣旨第2項の放射線量の低下請求が万が一認められない場合を慮り、原告ひとりにつき、3000万円の支払いを求めている。原告らにとって、ふるさと津島を奪われることは、生命を

奪われることに匹敵するほどに辛く苦しいことであり、その苦痛を金銭に評価した場合、原告らは、3000 万円をもらっても納得できるものではないのである。また、原告らは、仮に主位的請求が認められなくても、津島に戻ることを諦めるつもりはなく、被告らが怠ってきた除染技術、減容化技術、流出防止技術の開発を促進させ、津島の放射線量を低下させたいと考えている。そうした費用を賄うことを考えれば、1 人 3000 万円という金額は、決して高いものではない。被告らが原発は絶対安全であるという宣伝費にかけた数兆円の一部でも、このような除染技術等の開発に費やしていれば、今頃、原告らは、ふるさと津島に戻り、平和で豊かに暮らすことができていたに違いないのである。

2 避難生活による損害からの回復

原告らは、ふるさと津島に戻り、復興に着手するまでは、避難生活を続けるしかない。津島地区の復興のためには、高齢者だけではなく、若年者も戻り、津島地区で生活しながら、妊娠、出産が可能となる必要がある。

ICRP は、公衆の被ばくについては、年間 1mSv までとし、生涯の累積被ばく線量を発がんリスクが有意に高まる 100mSv 以下にすることを求めている。また、職業被ばくについても、妊婦の子宮内線量については、1mSv までとしており、胎児が津島地区で生活するためには、年間 1mSv に達するまで放射線量を低下させる必要がある。また、津島に帰還してある程度まで生活を取り戻すまで（避難生活が終了する）には、少なくとも 1 年間は必要であると考えられる。したがって、その間は、避難生活を継続するしかなく、不安定な状態が続くことになる。原告らは、避難先において、津島でのなれ親しんだ自然及び親しい津島の人々との豊かなら生活を送ることができない状態が続いている。原告らの中には、新たな住居を取得した者もいる。しかし、それは避難生活があまりにも長期化し、生きている間に津島に戻れなく

なるかもしれない、生きている間に昔同様、大家族で一つの家に住むことさえできなくなってしまうかもしれない、そのような不安感から、避難が長期化することにより、新たに生じてきた生活上の損害を回復するため、【注：被害が短期間であれば、避難慰謝料だけで何とか受忍することで耐えられるが、避難が長期化するとそれはもはや避難による精神的な損害の補償というだけでは足りない。現実には生活上のレベルで、家族と一緒に住めるような場所の確保が損害の填補として必要になってくるのであり、これは避難の長期化による生活上の不利益を回避するための損失補てんであり、本件の慰謝料とは異なるし、津島にある財産的損害のそのものでもない。避難の長期化から訪れる損害の補てんとして理解すべきである】

津島に戻るまでの仮の生活の場としてやむを得ず取得したにすぎない。決して終の棲家とする趣旨で入手したものではない。多くの原告は、新しい住宅を取得しても、少しもうれしいという気持ちにはなれない。また、帰還困難区域から来たことを知られると差別を受けるのではないかという不安もあって、地域の人たちとも親しくしにくく、なかなか馴染めないでいる。最近になっても、原告らの IES-R や K6 の数値が高いという事実は、PTSD やうつ病などの不安障害に罹患している蓋然性が高いことを示しており、このような新居を取得したことがあっても、精神的苦痛は回復されていないどころか、ますます強まっていることを示している。

3 被ばく不安による損害の回復

原告らが被ばく不安から解放されるためには、原告らの被ばく線量が内部被ばく線量も含めて、安全な水準にあったこと、その被ばくが、将来、晩発障害や遺伝的障害を引き起こさないものであることを、被告らが立証することが必要である。よく分からないということでは、誰も被ばくによる不安を払拭することはできない。そして、チェルノブイリの被ばくによる障害につ

いては、まだまだ不分明なところが多く、今後も新たな疾病への罹患が明らかになることが十分に考えられる。また、少なくとも、未成熟子における甲状腺がんの増加が原発事故に起因することがはっきりと認められている。そして、福島県の甲状腺がんの調査では、他県と比べて著しく多くの甲状腺がんの罹患が発見されている。詳しく調査すれば他県でも同様の結果になるのか、本件原発事故による被ばくに起因するものかは何も明らかにされていない。本件原発事故による被ばく者を除いて、他府県においても、同様の結果が得られ、原発事故起因性がないことが明確になるまでは、甲状腺がんの調査は継続して実施する必要がある。また、当該症例が原発事故以外の原因による発症であることが確認できない場合には、被告らにおいて、その賠償をすべきである。広島、長崎では、概ね 1mSv 以上の被ばくと考えられる爆心地から 3.5km 以内の被ばくについては、既に被ばくから 75 年以上が経過した現在でも、原爆起因性を認めて、特に反証がない限り、がんなど一定の疾病について国が医療費を負担するとされている。本件原発事故直後の津島地区の放射線量から推定すれば、原告らの短期間の累積被ばく線量は優に 1mSv を超えていると考えられるのであるから、将来、原告らが同様の疾病に罹患した場合には、同様の医療提供が行われるべきであると考えられる。しかし、そうした補償が何もない状態であることも、原告らの不安を増大させているのである。

第3 現代の「ディアスポラ」としての津島

- 1 原告らの被害は、紀元前 586 年に起きた新バビロニアによるユダ王国の征服で、首都エルサレムを追われ、バビロンに捕囚されたユダ人の苦難の歴史を想起させる（「バビロン捕囚」）。

ディアスポラという言葉は、ギリシャ語で「散らされた人」という意味であり、その言葉の起源はこのバビロン捕囚に遡るという。ユダヤ人は、突然

の他国の制服によりふるさとエルサレムを追われ、バビロンをはじめ異郷の地に散り散りに散らされたのである。

故郷を追われたユダヤ人は、異なる言語、文化、伝統の中に放り出され、様々な差別や迫害に長い間遭遇する。その苦難の中で、心の拠り所としてユダヤ教という宗教が生まれていった。

- 2 「旧約聖書」の中には、異郷の地で、決してふるさとエルサレムのことを忘れまいという心情を表した次のような一節がある。

バビロンの流れのほとりに座り シオンを思って、私たちは泣いた。

豎琴は、ほとりの柳の木々に掛けた。

わたしたちを捕囚にした民が、歌をうたえと言うから

私たちを嘲る民が、楽しもうとして

「歌って聞かせよ、シオンの歌を」と言うから。

どうして歌うことができようか

主のための歌を、異教の地で。

エルサレムよ

もしもわたしがあなたを忘れるなら、私の右手はなえるがよい。

わたしの舌は上顎にはり付くがよい

もしも、あなたを思わないときがあるなら

もしも、エルサレムを わが最高の喜びとしないなら。

...

(詩編 137 編) (日本聖書協会発行「新約聖書 詩編付き」144 頁)

(注：シオンは、エルサレム地方を指す言葉)

3 バビロン捕囚から既に 2600 年が経過するが、様々な要因があり、いまだエルサレムをめぐる紛争は未解決のままである。

津島の被害は、なんとこのユダヤ人の苦難と一致することか。津島の人々は、ある日何の前触れもなく原発事故という加害行為によって、散り散りに散らされたのである。この訴訟の半ばで亡くなった原告らも少なからず存在する。原告らの遺族はその訴訟を承継し、ふるさとを返せと訴え続けている。

どうして、異郷の地でふるさと津島の歌を歌うことが出来ようか。

津島よ

もしもわたしが津島を忘れるなら、私の右手はなえるがよい。

わたしの舌は上顎にはり付くがよい

もしも、津島を思わないときがあるなら

もしも、津島を わが最高の喜びとしないなら。

...

代は変わろうとも、歳老いて身体も心も弱りかけても、ふるさとは命と同じくらいに大事なものであるからこそ、力を振り絞りこの裁判に臨んでいる。

第4 まとめ

以上のとおり、原告らの損害は、日本の歴史上これまでにない極めて重大なものであり、金銭賠償だけでは、決して回復できないものである。放射性物質から生じる放射線による人体への侵襲についてはしきい値はなく、低線量であっても有害である（LNT 仮説が妥当する）。そして、ICRP が明確に指摘するとおり、何らのベネフィットのない放射性物質による被ばくは、いかなる理由があっても、これを正当化することができない。したがって、原告らの損害を回復するためには、本件原発事故について責任のある被告らにおいて、本件原発事故以前の放射線量に至るまで、原告らの実際の生活領域である津島地区全域について、放射線量を低下させる義務があることが確認さ

れなければならない。

また、その損害の回復のためには、原告らの生活領域である津島地区全域について、津島地区に居住を続けても、累積被ばく線量が有意に発がん性を高めることが明らかな 100mSv に達しないようにするため、少なくとも年間 1mSv (毎時 0.23 μ Sv) に達するまで放射線量を低下させることが必要である。

そして、それまでは、原告らは、避難生活を続けるしかなく、年間 1mSv にまで放射線量が低下して、原告らが帰還できるようになり、津島での生活を回復するためには、少なくともその後 1 年程度の期間は必要である。それまでは、原告らは、避難生活を継続するしかなく、相当額の避難に伴う慰謝料が発生することになる。これは、騒音などと異なり、除染しない限り、戻れない状態が続くことが明らかであるから、建物収去時までの土地の使用相当損害金の発生と同じく、除染が完了して少なくとも 1 年が経過するまでは発生し続けることが明らかな損害というべきである。

また、上記の第 2 の 3 記載のとおり、原告らは、本件原発事故が起きた 2011 年 3 月 11 日から 15 日前後までは継続して津島地区に居住し、飲食をしている。その間、身体の内外部から相当高い線量の被ばくを受けており、そのため、生涯にわたり、いつかそのために癌などに罹患するのではないか、遺伝するのではないか、適正な検査や治療が受けられないのではないかなどの不安を抱えて生きていくことを強いられている。また、多くの原告は、突然の避難であったため、津島が帰還困難区域に指定されるまでの約 2 年間、何度も、生活の必要に応じて津島に戻っている。これらの被ばくによる損害については、被ばく時の年齢や津島への帰還回数、滞在時間などにより個人差があるが、すべての原告らに共通する合理的な不安感に起因する精神的苦痛を慰謝するための金額としては、少なくとも、300 万円を下らないものである。

第2章 固有のふるさと喪失損害について

第1節 はじめに

原告らは、第16準備書面（「固有の地域社会において平穏に生活する権利」の内容となる津島の「固有の地域社会」について）、第17準備書面（津島の現状）で、原告らが津島地区において享受していた固有の利益について主張し、立証した（証人関礼子，甲 C53，121，122）が、その要点は以下のとおりである。

第2節 原告らと津島固有のふるさと

第1 原告らと津島の自然の関係

1 津島には豊かな自然があったこと

津島地区は、津島五山と呼ばれる山々に囲まれた山村であり、多様な生物が暮らしており、野山には美しい花が咲き、木々も豊かで林業を生業とする者もいた。川ではウグイなどの川魚、山では、キノコ、山菜、木の実がたくさん採れた。

2 津島の自然は生業と深く密接な関係があったこと

津島には、自然と深くかかわる生業があった。原告らは、あるいは、農業、林業などを主たる生業とし、あるいは、兼業農家のように他の生業の副業として営む者のほか、多くの原告らは、「マイナー・サブシステム」（生計を維持するための主要な生業ではないが、自然と密接に関わる生業のこと）と呼ばれる自然との関わりを持ち、山菜採り、キノコ採り、狩猟、釣り、養蜂などを行い、人と人とのつながりを繋いでいくためのアイテムとして自然資源を獲得していた。こうして採取したものを近隣に配り、寄り合いの際に持ち寄るなど、世代を超えて住民同士を結びつける「結い」の機能を営んでいた。

3 山林も原告らの生活圏であること

原告ら津島に居住する人々は、マイナー・サブシステンス活動などのため、日常的に津島地区全域を生活圏として利用し、津島の自然と一体となって暮らしていた。津島らしい生活に裏打ちされた津島らしい風景、津島独自の住み心地の良い快適な環境のある生活風景（アメニティのある生活風景）を形成してきた（甲 C121・12 頁，関証人 16 頁）。原告らにとって、山のない生活は考えられず、津島五山も里山も生活圏である。

4 津島五山は文化的遺産でもあること

津島五山とは、津島地区を取り巻く桧山（天王山，日山），大曾根山（中の森山），湯船山（熊の森山），足利立添山（大の姿山，白馬石山），弘太師山（高太石山）の 5 つの山であり、鷹を飼育，献上した歴史があり，津島村の村紋は「五山鷹の羽」であり（甲 C58），それぞれに歴史と由緒がある。日本一と言われる津島赤松が生育し，ひのき，けやき，のほか飼育した馬や鷹を献上した歴史がある。広隆寺の弥勒菩薩半跏像は，津島赤松が使われたとの伝承がある。高太石山は，白花崗石で有名である。原告らにとって，津島五山は，文化的精神的な価値を持つ（甲 C57）。

5 津島の自然の現状

本件原発事故により，原告らは，山道の整備，道路周辺の草刈り，田畑の耕作もできなくなり，山道には鬱蒼と樹木が茂り，水田には柳が乱立し，田畑はイノシシにより食い荒らされて穴だらけとなり，津島独自の住み心地の良い快適な環境のある生活風景は失われ，仮に帰還ができるようになっても，元の津島に戻すには何年かかるか分からない。放射線量も高く，2016 年 4 月現在，地表では，最高毎時 $13.2 \mu\text{Sv}$ （年間約 70mSv ），地上 1m の高

さでは、最高毎時 $8.16 \mu\text{Sv}$ （年間約 43mSv ）が観測されている（甲 C76）。

6 津島の自然の除染の必要性

津島では、山林も含めて生活圏であり、山林なしでは生活できない（甲 C121 の 21 頁）。したがって、原状回復には、原告らの生活圏である山林も含めた津島地区全域の除染が必要不可欠である。

第 2 津島の人々の濃厚なつながり

1 人と人とのつながり

原告らのふるさと津島では、行事が盛んであり、ほぼ毎週末、何らかの行事かその行事の準備や練習のために、皆が集まっていた。各部落対抗の津島ふれあい体育祭、部落ごとの盆踊り、津島いきいき夢祭りなど代表的なイベント（C53・54 の DVD）だけではなく、津島全体、部落ごとに、多くの行事があった（C63, 64 の各種行事など）。行事の後には、色々な名目で、皆で飲み食いし、おしゃべりをする場を楽しんでいた。

また、原告らは、用事がなくても隣家に行って、お茶を飲みながら世間話をし、誰かが家の前を車で通れば、声をかけてお茶を飲む。家に鍵はなく、自由に他人の家にも入り込む。回覧板を届けに来た人、野菜を持ってきてくれた人、郵便配達に来た人にも、お茶やお酒を出す。留守の家に上がって冷蔵庫から卵を借りて行くこともある。原告らは、そのような濃密な結びつきをもって暮らしていた。

2 土地と人の結びつき

津島の祭りや伝統芸能、体育祭などの行事は、全世代が一緒に行い、ほとんどの者が同じ小、中、高校の出身であり、先輩、後輩、保護者同士の付き合いであり、家族ぐるみでの触れ合いがあり、お互いを名で呼び合う間柄で

ある（甲 C121・16 頁）。家（氏）もしばしば地名で呼ぶ。土地に家が刻まれており，土地イコール家である（甲 C121・17 頁，関証人 27 頁）。

3 社会関係資本とセイフティネット

原告らは，様々な自然の資源や社会的資源を分け合っていた。山菜，きのこ，農作物を必要な家庭に届けるほか，他人の子どもや老人も，必要な場合には，車で学校や病院まで送り届ける，行政に詳しい人が書類の書き方を教え，診療所に来れない患者を，自宅まで診療に行き，互酬関係も世代を超えて受け継がれる（甲 C121・17-18 頁）。

お互いに，常に何かあれば，周囲が助けてくれるという信頼と安心の中で暮らすことができ，お互いがセイフティネットとして機能していた。障害のある子も，「津島の子」として見守っていた（甲 C121・18 頁）。隣家の冷蔵庫を見るだけで何に不足しているのかも分かる関係性なのである（関証人 33 頁）。

4 結いの精神

津島地区では，「結い」の精神が育まれている。「結い」とは，田植えなどの農作業を共同で行うだけではなく，何事も協力しあう，助けあうという精神がそこにある。共同で，協同し，協働するのが津島地区の「結い」である（甲 122・20 頁）。この人間と人間の結びつきは，津島固有のものであり，他の場所では絶対に得られないものなのである。

第 3 津島の歴史・文化・伝統・習慣

1 津島の歴史

津島地区には縄文・弥生時代から人が住み（甲 C56・11 頁），8 世紀末に，荻田麻呂が津島を視察し，貢馬を放牧させたという記録がある（甲 C57）。

永承 6（1051）年，源義家が戦を有利にするために天王山（日山）に牛頭天皇を勧請して祀り，天王山（日山）の十里四方を津島神社に寄進して津島と名付け，牛頭天皇を護るよう命じたことから，この地が津島と呼ばれるようになったと言われる（甲 C57，58）。正長元（1428）年頃，相馬重胤が関東より大勢を率いて津島村に移住し，明治 4（1871）年頃まで相馬家代々の領地に属していたとされている（甲 C56・11 頁，甲 C58）。

明治 4（1871）年，廃藩置県により，現在の部落単位で村となり，明治 22（1889）年，市町村制が施行され，羽附，（上）津島，南津島，下津島，赤宇木，昼曾根，大柿，矢具野が合併し，津島村となった。

昭和 20（1945）年 10 月から昭和 23（1948）年頃までに，復員軍人，海外引揚者，地元の二男・三男など，約 380 戸余りが入植した。入植者は，昼夜別なく，連日連夜開墾に当たり，原野を畑にし，倒木を売って，食いつないだ（甲 C59，60）。

2 津島の伝統文化

(1) 田植え踊り

津島の伝統芸能の一つに，県の重要無形民俗文化財である田植え踊りがある（甲 C61）。田植え踊りは，度々の冷害や飢饉に苦しんだ住民たちが，生活の基盤である稲作の豊穰を切実に願い，また村落の娯楽として，踊ったことに由来し，約 400 年前から伝承されている。旧暦の 1 月，祝事や厄流しの際に踊られてきたため，津島の人々の生活に溶け込んで，途絶えることなく伝承されてきた。「庭元」と呼ばれる旧家が道具の管理等を行い，小学生も参加する。津島の人々は，祝事・厄流しとして田植え踊りを舞ってもらうことが生活の一部となっていた。保存会が結成されており，400 年前から保存継承活動が行われてきた。

(2) 三匹獅子舞

津島に伝わる伝統芸能のもう一つの代表例が、約 300 年前から伝わりとされる上津島の三匹獅子舞である（甲 C62）。流行り病で多くが亡くなり、悪霊払いのために東照大権現に仕える獅子舞を踊り奉納したのが始まりとされ、子孫繁栄・無病息災・豊年万作を願って行われるようになった。これも旧家の世襲で「庭元」が管理をしており、稲荷神社の祭礼で奉納され、例年 10 月第一日曜日に実施される。三匹の獅子舞は小学生が担当する。田植え踊りとともに、津島郷土芸術保存会が保存継承に取り組んでいるが、稲荷神社に戻れないため、いつまで保存できるか先が見通せない状況にある。

3 原告らの習慣化されたふるさと行事

津島では、周回する自然の営みに合わせた、1 年のリズムがあった。春になれば山で山菜を採り、祭りが近づけば自然に人が集まり準備を始め、秋になればキノコを採り、10 月には三匹獅子舞が奉納され、冬には旧暦 1 月に向けて田植え踊りの練習が始まる。など、毎年毎年同じことが繰り返され、生活リズムとなっていた（甲 C121・18-19 頁，関証人 33-35 頁）。

重要なことは、これらの習慣化された行事は、すべてそれが行われる場所が決まっており、その固有の空間が独自の意味合いを持つ。伝統行事も含めて、決まった場所で反復されることにより、津島固有の文化、歴史、伝統、社会的風土が受け継がれ、はぐくまれ、受け渡され、それが地域の固有性となる。この他の地域とは交換不可能な空間が「ふるさと津島」である（甲 C121・18-19 頁，関証人 33-35 頁）。

第3節 「ふるさと」の喪失・剥奪

1 津島の家屋の現状

津島が帰還困難区域に指定され、自由な立入りが制限されたことから、多くの原告は、自宅家屋の手入れを断念せざるを得なくなった。そのため、家屋内に野生動物が侵入し、食べ散らかした残骸や糞が散乱し、また、雨漏りにより、カビが繁殖し、畳は腐敗し、床が抜け落ち、異臭を放つに至っている。手入れをした庭園もイノシシに掘り返され穴だらけになり、家の周囲は雑草におおわれている

2 原告らの家 (home) とふるさと (country home)

津島の人にとって家 (home) は、ただの家ではなく、先祖代々の思いを引き継ぎ、厳しい自然環境の中で汗水流して開墾してきた歴史を背負う場所である。家は土地に根ざしており、人生そのものとして感じられるものであった。(関証人 36-38 頁)。そして、原告らは、本件原発事故により、家を奪われるとともに、津島という濃密な居場所 (ふるさと) を奪われたのである (関証人 22-23 頁)。それは人生そのものの喪失と言ってよいものである。津島地区という誇りを持った人間としての存在証明に傷を負うことであった (甲 C121・20 頁、関証人 37 頁)。

3 アイデンティティの傷付き

本件原発事故に至るまで、原告らにとって、「ふるさと津島」は、自慢の場所だった。しかし、本件原発事故後は、原告らから「ふるさと」を奪っただけではなく、津島の名を出すことさえできなくさせられ、自尊感情としてのアイデンティティそのものを深く傷つけられたのである。

4 「ふるさと」の喪失・剥奪

本件原発事故による放射能汚染のため、原告らは、日常的に顔を合わせて、

「結い」の精神に生きてきた地域の人たちとも、友人とも、家族でさえもが、バラバラになった。子どもたちは、津島の子としてふるさとに戻ることをさえできず、多くの原告が津島に戻ることを切望しながら無念の思いで亡くなった（甲 C121・22 頁）。原告らは、土地に根ざして生きるという権利を侵害されたのである。人と自然とのかかわりが作りあげてきた固有の環境を奪われ、親しい人と人とのつながりを断ち切られ、津島のなかで穏やかに生活する日常を奪われ、津島の人間としての誇りを傷つけられ、津島の歴史を未来につなげていくことができない状況に陥らせたのである（甲 C122・67 頁，甲 C121・21-22 頁，関証人 42-44 頁）。

第 4 節 原状回復が必要不可欠であること

第 1 原状回復の必要性及び法的根拠

これまで述べたとおり、津島には、津島という地域社会の固有性がある。原告らは、日照が遮られ、大気が汚染されただけではなく、唯一無二で代替不能な「ふるさと」を剥奪されたのであり、金銭賠償によっては回復不可能な損害であり、放射線量を低下させる以外に回復する方法はない。原告らは、請求の趣旨第 1 項では、津島地区全域の放射線量を本件原発事故以前の状態にまで戻す義務があることの確認を求め、第 2 項では、津島地区全域の放射線量を年間 1mSv（毎時 0.23 μ Sv）にまで低下させるよう請求している。

その法的根拠は、①津島地区という固有の地域において、平穏に生活する権利に基づく放射線量低下請求権、②土地建物の所有権及び山林等の入会的権利に基づく妨害排除請求権としての放射線量低下請求権、③不法行為法に基づく原状回復請求権としての放射線量低下請求権である。

- ① 原告らは、本件原発事故によって、その生活圏である津島地区全域にある慣れ親しんだ津島の自然との強固な結びつき、津島の人々との

濃厚な人間関係、江戸時代以前から連綿として引き継がれてきた歴史、伝統文化、伝統行事など津島にある物や事の「すべて」を失った。これらは原告らの外にあるものではなく、原告らの人格と深く密接に結びつき内在化されている。だからこそ、原告らは、強く津島に帰還することを求めており、かつ、帰還できない状態が続くことによって、PTSD の症状に悩まされ、あるいは、うつ的气氛に襲われ続けているのである。そして、原告らが、この津島において失われたものを取り返すことは何にもまして優先すべき人格的権利または法的保護に値する利益というべきであり、この津島地区に帰還するためには、津島地区全域の放射線量を低下させる以外に方法がないのである。

- ② 原告らは、その多くが津島地区内に土地建物を所有し、所有する田畑を耕し、あるいは牧草地を所有して牛など飼い、周囲の山林から、飲料水を引き、きのこ、山菜、木の実などを採取し、川からは魚を採って生活をしてきたのであり、これらの所有権及び入会権的権利の目的を達成するためには、所有地だけを除染しても、本来の目的に従って、これらの土地建物の使用、収益、処分をすることはできないのであるから、その周囲の土地も含めて生活圏であると認められる範囲の土地を除染する必要がある。その中に原告ら所有地以外の土地が含まれるとしても、放射線量が低下することによる不利益は全くなく、むしろ、除染されることによって、原告らの所有する土地以外の土地所有者にとって不利益になるのであるから、通常は除染することについて推定的承諾があるというべきであり、また、一部の所有地だけ除染をしなければ、周囲の放射線量を高める危険があるのであるから、これを受忍する義務があり、その除染を妨害することは権利の乱用として許されないものと解するのが相当である。原告らは、津島地区全域の住民のほぼ半数を占めており、合理的な理由を示して除染すること

を拒絶している者が津島地区内に存在していることを推測わせる証拠もない現状らすれば、原告らは、津島地区全域の除染を求めることができるかと解するのが相当である。

- ③ これまでの不法行為法では、権利侵害に対する損害賠償については、金銭賠償の原則が採用されてきている。それは、生命、身体などは原状回復できず、また、ほとんどの財物については、金銭賠償によって、その損害を回復することができると考えられたからである。しかし、それにも例外があり、金銭賠償によって回復することができず、謝罪広告をするなどの方法によって、回復できる損害については、原状回復を認めてきたのである。この法理は明治民法から承継されたものであり、梅・民法要義によれば、特に名誉侵害以外の原状回復を積極的に排除する趣旨ではなかったことは明らかであり、戦後の民法制定過程においても、特に戦後の憲法体系のもとで家制度など排除すべきものの以外は承継したにすぎないのであり、特に名誉以外の原状回復を積極的に排除する確認がされた形跡はない。

そして、何よりも重要なことは、民法制定当時は、まだ、環境は我々の外に無尽蔵にあるもので、どれだけ環境を汚染しても金銭賠償をすれば足りると考えられていたが、今では、そのような解釈の余地はなくなったことである。地球環境が悪化することによって、環境が汚染されれば、これを回復する必要があるという時代に既に突入している。どれだけ地球環境を汚染しても、金を払えばよいという時代は既に終わったのである。民法の解釈は、その遅れを取り戻さなければならない。環境は、名誉以上に金銭賠償によっては回復させることのできないものであり、民法 723 条を類推適用して、被告らに除染義務を課することは、国土を守る責任のある裁判所の当然の責務であり、また、被告国の義務でもある。

第2 原状回復義務の許容性と実現可能性

1 原状回復義務の許容性

(1) 放射線量の低下の事実の確認方法

原告らは、請求の趣旨第2項において、津島地区全域の放射線量を毎時0.23 μ Svにまで低下させることを求めている。

ところで、「なす債務」つまり作為を求める訴え（以下、「なす債務」という。）を求めるにあたっては、被告らが債務を履行した結果、どのような状態になれば、当該「なす債務」を履行したことになるのかが客観的に明らかにしておく必要がある。建物収去土地明渡請求の場合、社会通念上、建物収去がされたと言える状態が作出されれば、土地が更地として十分に整地がされていなくても建物収去と言えるし、その反面、建物の上ものだけを解体し、基礎がそのまま残っていれば、収去したとは言えないなど、ある程度、社会通念上の判断が可能であるから、細かい特定をしなくても、収去義務が履行されたのかどうか確認が可能であり、争いとはならない。

しかし、放射線量の低下については、どのような状態にすれば、低下させたことになるのかを社会通念上判断できる程度に特定しておかないと、その義務を履行したのか確認できないので、そのような「なす債務」については給付請求の許容性がないものと判断されることになる。

したがって、放射線量低下請求が許容されるためには、被告らがどこまで履行すれば放射線量を低下する義務を果たしたことになるのかを、ある程度、社会通念上判断できる程度に特定することが必要である。

この点について、原告らは、被告国が行っている除染方法により、被告国の実施している測定方法に依拠して、年間 1mSvまで除染をしたと言える程度の除染で足りる旨を主張してきた。

具体的には、環境省が、平成 25 年 5 月に策定した「第 2 編 除染関係ガイドライン平成 25 年 5 月 第 2 版（平成 28 年 9 月 追補）」（以下、「除染関係ガイドライン」という。甲 136 号証）及び「第 1 編 汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン 平成 25 年 5 月 第 2 版」（以下、「調査測定方法ガイドライン」という。甲 135 号証）によるものである。

除染関連ガイドライン（甲 136 号証）では、除染場所を（i）建物等、（ii）道路、（iii）土壌、（iv）草木・森林、（v）河川、湖沼等に分け、それぞれ除染後の測定方法について説明している。

汚染状況の調査測定方法について、放射性物質汚染対処措置法施行規則は次のように定める。

第四三条 法第三四条第一項の規定による調査測定は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況については、放射線の量によるものとする。
- 二 放射線の量の測定は、測定した値が正確に検出される放射線測定器を用いて行うこと。
- 三 放射線の量の測定は、地上五〇センチメートルから一メートルの高さで行うこと。
- 四 毎年一回以上定期的に放射線測定器の較正を行うこと。（甲 135 号証，1－4 頁）

この規定に基づき策定された測定方法が調査測定方法ガイドラインの「6. 測定機器と使用方法」記載の方法である（甲 135 号証，1－16

頁以降）。

測定にあたっては，除染対象の生活空間における平均的な空間線量率を把握するための地点（測定点①）と除染対象の汚染の程度を確認するための（測定点②）との2地点を，それぞれ測定する（甲 136 号証，2－14 頁）。

基本的には地表，地表から 50 c m，地表から 1m の高さの位置で測定する。（甲 136 号証，2－17 頁参照）。

（ i ） 建物等

測定地点①

＊戸建住宅については，庭等の屋外で，人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等 2～5 点程度を測定点とする。

＊集合住宅，公共施設等については，庭等の屋外で，人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等 5 点程度を測定点とする。

測定地点②

＊屋根や屋上，建物の側面については，各面の中心付近を測定点とする。

＊庭等の敷地については，中心付近に測定点を設定する。

＊柵・塀については，空間線量率等の分布が把握できるような間隔で測定点を設定する。

＊ベンチ，遊具等については，人が接する場所に測定点を設定する。

（甲 136 号証，2－15 頁）

（ ii ） 道路

測定地点①

＊歩道の中央線上付近に，空間線量率の分布が把握できるような間隔で測定点を設定する。

＊歩道がない場合，道路の利用状況を確認しつつ，適切に地点設定を行う。（例）ピッチ 10～30m程度

測定地点②

＊道路の路面，路肩，側溝，歩道ごとに，空間線量率等の分布が把握できるような感覚で測定点を設定する。（例）ピッチ 10～30m程度

（甲 136 号証，2－56 頁）

（iii）土壌

測定地点①

＊空間線量率の分布が把握できるような間隔で測定点を設定する。

＊農地・牧草地を 10～30m程度に区切った各メッシュにつき 1 点で測定する。ただし，広大な面積を有する場合にあっては，状況に応じ変更することができる。その平均値を基に把握する。

測定地点②

＊測定地点①と同様

（甲 136 号証，2－79，80 頁）

（iv）草木・森林

測定地点①

＊空間線量率の分布が把握できるような間隔で測定点を設定する。

＊芝地を 10～30m程度に区切った各メッシュにつき 1 点で測定する。

＊林縁部・森林内において 20～50m程度につき 1 点で測定する。

測定地点②

＊測定地点①と同様

(甲 136 号証, 2-108 頁)

(v) 河川・湖沼等

測定地点①

＊空間線量率の分布が把握できるような間隔で測定点を設定する。

(例) 20～50m

測定地点②

＊測定地点①と同じ

(甲 136 号証, 2-147 頁)

(2) 除染範囲の特定方法

また、津島地区全域という場合も、厳密な線引きを要求するものではない。例えば、形成訴訟である境界確定の請求などの場合においても、図面等により一応の特定できれば、特定表示に欠けることはない。本件では、津島地区全域が除染範囲の対象であり、浪江町以外の市町村との境界については、概ね町境を基準に判断すればよいし、浪江町内については、原告らが居住する津島行政区との区境を基準にすればよい。それによって、特定表示に欠けるところはない。

(3) 放射線量低減の方法について

除染の方法の選択については、本来、給付義務のある被告らが選択すべきである。たとえば、建物収去土地明け渡し請求事件等において、判決で認められる主文は、「建物を収去せよ」という内容のみであり、収去方法は給付義務のある被告が適切な方法により収去すればよいものである。

なお原告らの主張の中には、選択されるべき方法として、現在国が実施している除染方法も含まれているものである。

被告国（環境大臣）は、汚染対処特措法 32 条に基づき、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が、環境省令で定める要件に適合しないと認められる場合等には、汚染状況重点調査地域として指定するとされ、放射線量が一時間当たり $0.23\mu\text{Sv}$ 未満であることが要件であることから、毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 以上の地域を汚染状況重点調査地域に指定している。そして、環境省は、毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 以上の場所については、帰還困難区域も含めて、毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 以下にすることを目標とすることを宣言してきた。

そして、その放射線量低減方法として、被告国は、前述したとおり、除染関係ガイドライン（甲 136 号証）を策定し、放射線低減に方法を明記した。その除染関係ガイドラインには、「2. 除染等の措置に当たって重要な点」として、「除染作業の対象の外からの放射線の影響や汚染の特徴によっては、効果的に除染が行われた場合であっても、長期的な目標である「追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト（事故由来放射性物質が一時間当たり $0.23\mu\text{Sv}$ と同義）以下となること」を直ちには達成できないことがあります。」（（ ）内引用者注）（甲 136 号証，2-7，8 頁）と明記し、基本的には、この除染関係ガイドラインによる除染により追加被ばく線量年間 1mSv ，つまり毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 以下にすることが可能であることを前提としている。

そしてこの除染関係ガイドラインには、（i）建物等（甲 136 号証，2-18 から 2-42 頁），（ii）道路（甲 136 号証，2-58 から 2-72 頁），（iii）土壌（甲 136 号証，2-85 から 2-100 頁），（iv）草木・森林（甲 136 号証，2-112 から 2-127 頁），（v）河川，湖沼等（甲 136 号証，2-149 から 2-151 頁）と津島地域全域の除染を可能

とする方法が明記されているのである。

したがって、仮に放射線量低減方法を原告が特定する必要があるとしても、特定は足りている。

2 原状回復義務の実現可能性

被告国（環境大臣）は、汚染対処特措法 32 条に基づき、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が、環境省令で定める要件に適合しないと認められる場合等には、汚染状況重点調査地域として指定するとされ、放射線量が一時間当たり $0.23 \mu\text{Sv}$ 未満であることが要件であることから、毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上の地域を汚染状況重点調査地域に指定している。そして、環境省は、毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上の場所については、帰還困難区域も含めて、毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 以下にすることを目標とすることを宣言してきた。その上で、前述したとおり、除染関係ガイドライン（甲 136 号証）により、毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 以下の目標に達する手段として、建物から森林、河川に至るまでの除染方法を策定している。

帰還困難区域は、現在年間 50mSv 以上であり、5 年が経過しても、年間 20mSv を下回らない区域として指定されたものであり、これを完全に年間 1mSv （毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ ）にまで除染するには、新たな除染技術、減容化技術、流出防止技術などの開発も必要なところであるかもしれない。そもそも、国がいかなる方法をとっても社会通念上、帰還を求める被災者らが現実に戻ることが可能な期間内に 1mSv まで除染できる見通しもないのに、それを目標とすることは、あり得ないことである。

仮に被告らの除染はできないとの主張は、被告国の目標設定及び被告国が策定した除染関係ガイドラインが虚偽であると主張するに等しいものであり、被告国の姿勢として論理矛盾を来している。

原告らは、当然、そのような除染が可能であることを前提として、本件訴

訟において、除染を求めているのである。

ICRP も、本件原発について、現存被ばく状況から速やかに計画的被ばく状況への移行を求めているのも、計画的被ばく状況において要求されている 1mSv までの除染が可能であることを前提としているのである。もちろん山林の除染について時間がかかることは、社会通念上、予想されることであり、除染技術等の開発も含めて、年間 1mSv 以下にまで低下させていくのは、数年の歳月を必要とすることは当然のことであり、だからこそ、原告らは 5 年後の除染履行を求めてきたのである。

本来は、原賠法制定当時から、大規模な事故が起これば国家予算の 2 倍の損害が生じることが予想されたのであり、また、実際にも、その危険があるため、保険制度でカバーできないまま本件原発事故に至っているのである。それにもかかわらず、原発は絶対に安全であると言い続けて、除染技術等の開発を怠ってきたために、原告らは、帰還できないでいるのである。原告らが除染技術等の開発をして 5 年後までに除染するよう求めて訴訟を提起してからでも十分に津島地区の試行的除染を繰り返し、除染技術等の開発を進め、最大限の努力をすることもできたはずである。

多くの費用と努力をかけて実施してきたが、できませんでしたというのであれば、まだ、一部除染ができないところが生じてもやむを得ないという気持ちにもなれる。しかし、被告らは、そのような努力をほとんど何もしないで、除染ができないと言っているのである。働けるのに働かず、返す金がないと言っているのと同じである。したがって、除染ができないから除染義務がないという主張は信義に反し許されない。

第3章 避難生活を強いられることによる損害

第1節 原告らの避難生活の実態

第1 はじめに

原告らの居住する津島地区は、海からは隔たった山間部にあり、2011年3月11日の東日本大地震及びこれによって引き起こされた大津波による被害を受けることはほとんどなかった。本件原発事故さえなければ、引き続き、原告らはこの津島地区全域において、平穏な生活が続けることができたのである。

しかし、本件原発事故のため、原告ら津島地区の住民は、同月15日になって突然、津島地区に留まるのも危険であるとして、一斉に避難をするよう求められた。原告らは、訳も分からないまま、すぐに戻れるものと思い、とりあえずの物だけ持って、津島地区から退去を余儀なくされた。

しかし、本件原発事故から2年後には津島地区が帰還困難区域と指定され、原告らは自由に自宅に戻ることも制限されるに至った。

そして、本件原発事故から10年が経過しようとしている現在、原告らの避難生活は今もなお続いている。原告らは、その間、津島地区にいれば得られた数多くの利益を失い、避難生活を余儀なくされることによって多くの損害を受け続けている。具体的な損害の内容は、ひとりひとり同じではなく、その避難生活による損害内容は、訴状添付の別紙のとおりであり、これを裏付けるものとして、原告らひとりひとりの陳述書を提出している。また、これらの原告らに共通する事実関係については、第7及び第8準備書面において詳しく述べたとおりである。

ただ、第7準備書面の提出後において明らかになった損害もある。そこでここでは、改めて本件原発事故以降の事実経過および本件原発事故からの避難生活において原告らが共通して被った損害の類型を要約整理しながら、原告らの損害を明らかにする。

第2 本件原発事故後の事実経過

1 はじめに（行政による避難区域指定等の変遷の概要）

原告らは、被告国をはじめとする行政の指示に従い、避難を余儀なくされた。そして、本件原発事故から2年が経過した2013（平成25）年4月に津島地区全域が帰還困難区域に指定され、現在に至っている。その行政の指示等は次のとおりである。（以下、本節では時間を24時間で表示する）

（1） 2011（平成23）年3月12日：警戒区域設定

同日18時25分、内閣総理大臣により「東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民は、避難すること。今後、現地対策本部長から新たな指示が出された場合にはその指示に従うこと。」との指示が出された（甲C2号証）。これに伴い、浪江町の行政機能は津島出張所に移され、多くの住民が津島地区に避難をしてきた。

（2） 2011（平成23）年3月15日：避難指示

同日5時3分、津島地区の放射線量が高いとの情報に基づき、浪江町災害対策本部会議では、二本松方面への避難方針が決定された。そして、同日10時には、住民の二本松市への移動が開始された（甲C3号証）

（3） 2011（平成23）年4月11日：計画的避難区域の設定

同日、被告国は、事故発生から1年の期間内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域を『計画的避難区域』とし、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町の一部、南相馬市の一部について、「計画的避難区域」とすることを決定した（甲C4号証）。

さらに同決定により、計画的避難は、概ね1か月を目途に実行される

ことが望まれたことから、津島地区の住民には立ち退きが求められた。これによって、津島地区の人々は 1 か月以内という短期間で避難先を確保し、避難しなければならなくなった。

(4) 2013（平成 25）年 4 月 1 日：帰還困難区域の指定

同年 3 月 7 日、原子力災害対策本部長は、浪江町長宛てに、計画的避難区域については、同年 4 月 1 日午前 0 時をもって、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直し、居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させるよう指示を出した（甲 C5 号証）。

この指示により、津島地区全域は、同年 4 月 1 日をもって帰還困難区域に指定され、原則立入り禁止となり、住民であっても特別な許可がなければ立入りができない地域となった。

そして 2020（令和 2）年 12 月現在、津島地区は変わらず帰還困難区域に指定されたままである。

以下、本件原発事故発生から津島地区を避難するまでの経緯について整理する。

2 本件原発事故発生から津島地区を避難するまでの経緯

(1) 2011（平成 23）年 3 月 11 日の状況

津島地区では、地震により家の中の物が散乱したり、家屋の一部（屋根瓦、壁、窓など）が破損するなどの被害は多数あった。しかし、家屋が倒壊するまでの被害はほぼなく、家自体は無事なところが比較的多かった。このため原告らは、後片づけをするなど部屋の整理に追われていたが、そのまま居住をして生活続けることには支障は出なかった。

しかし、電話はほとんど繋がらず、インターネットも繋がらない状態

であったことから、地震や原発に関する情報はもっぱらテレビから入手している者が多かった。

なお、被告国の原子力安全技術センターは、震災直後から 1 時間ごとに、SPEEDI の試算を開始していた（甲 C 8 号証）。しかし、この SPEEDI の情報は、その後、浪江町にも原告らに届けられることはなかった。

被告国は 19 時 03 分、原子力緊急事態宣言を出した。そして 21 時 23 分、今後実施が想定されるベント作業に備えるため、第一原発から 3 km 以内の住民に避難指示、3 ～10 km 以内の住民に屋内退避指示を出した。

（2）同月 12 日の状況

同日 5 時 44 分、被告国は、ベントの実施作業が遅れた場合に対処するため、避難指示を半径 10 キロ以内の住民にも拡大した。ちょうど同じ頃、津島地区では前日の避難指示により、浪江町の人々が続々と津島地区に避難をしてくるようになった。津島地区へと続く国道 114 号線は、避難住民の車で渋滞し、町内から津島地区まで 7 時間かけて避難するほどであった（甲 C 11 号証，106 頁）。

このため津島地区では、同日早朝、浪江町総務課から電話があり、町場からの避難住民のために地区集会場を開放して欲しい旨の要請が来た（甲 C 10 号証，25 頁）。

その後も避難住民が続々と津島地区に集まり、人口 1400 人ほどの津島地区に約 8000 人の浪江町民があふれることになった（甲 C 8 号証）。あまりの人の多さから津島地区の商店からは食料品がなくなってしまった（甲 C 10 号証，27 頁）。

津島地区では避難場所として、小学校、中学校、浪江高校津島分校、活性化センター、旧公民館、各集会所等を解放した。それらの場所に

は避難住民が殺到した。各学校のグラウンドは避難住民たちの駐車場として利用されていたが、車で満杯の状況であった。また、避難所の周りも人々で溢れていた。小学校前から中学校、活性化センター付近までは、車や避難住民、町職員、消防団等がごった返しており、さながらお祭りのときの人混みのようであった（甲 C1 号証，27 頁）。

15 時 36 分ころ，1 号機の原子炉建屋で水素爆発が起こった。SPEEDI の情報から，同日には津島地区への放射性物質飛散を示すデータも認識できる状況にあった（甲 C8 号証）。18 時 25 分には，被告国は避難指示を半径 20 キロ以内に拡大した（甲 C7 号証，3，4 頁）。

しかし同日，浪江町の役場から津島地区から避難するようにとの指示は出なかった。このため多くの原告らは，そのまま津島地区にとどまり，津島地区の小学校，体育館や公民館等を開放し，避難住民を受け入れた。食料は，津島地区の住民達が，自分達で作っている野菜を持ってきたり，牛乳を持ってきたりする等していた。津島地区の消防団では，交通整理をしたり，病院の搬送作業をしたりなどしていた。また，原告らの自宅には，津島地区の親戚や友人を頼って来た知人達が避難をしてきた。そのため原告らは，自宅の部屋を解放したり，貯蓄してあった米を炊いて振る舞ったりと，手助けをした。

原告らは，津島地区に放射性物質が飛来しているという話は全く聞かなかったため，危険だと思わず，普段通り，沢の水や井戸の水を料理などに使っていたし，避難者も，井戸水や沢の水を飲んでしのいでいた。

(3) 同月 13 日の状況

ア 被告らの対応

被告国（経済産業省原子力安全・保安院）は，3 月 13 日 10 時 37 分

ころ、福島県に対し、SPEEDI の試算結果をファックスで送信していた（甲 C 12 号証）。ほかにも、被告国（文部科学省所管・財団法人原子力安全技術センター）は、12 日 23 時 54 分から 16 日 9 時 45 分にかけて、福島県に対し、SPEEDI の試算結果を電子メールで送信していた（甲 C 13 号証，甲 C 14 号証）。

このように、被告国は、3 月 13 日の時点で、SPEEDI の試算結果を入手していた。したがって、被告国は、同試算結果に基づき、津島地区が高濃度の放射線に汚染されるおそれが高いことを容易に予測できる状況にあったのである。それにもかかわらず、被告国は、予測の前提となる放射性物質の放出量が現実とかけ離れていると思われた等の理由で、同試算結果を公表しなかった。

一方、被告東京電力は、平成 10 年、浪江町との間で、原発事故通報協定を結び、放射能漏れのおそれが発生した場合には通報するとの合意をしていた。しかし、被告東京電力は、浪江町に対し、何の通報もしなかった（甲 C 7 号証）。

イ 津島地区の状況

（ア）以上のような被告らの対応が原因で、浪江町役場をはじめとする多くの浪江町住民が「津島地区は安全」と考え、更に多くの住民が津島地区へと避難してきた。このため、3 月 15 日までには、8000 人を超えて 1 万 1000 人の住民が避難してきたといわれている（甲 C 7 号証）。

津島地区の住民も、避難指示が出るまでは津島地区にいれば安全だと思い、前述した 3 月 12 日と同じように、避難してきた親戚・知人を自宅に寝泊まりさせたり、避難住民に炊き出しをしたりしながら、ほぼ唯一の情報源であったテレビニュースを頼りに、原発事故の推移を見守っていた。

（イ）このように、津島地区は多くの避難住民を受け入れたため、この 3

月 13 日ころには津島地区の商店からは食料品がなくなってしまった。そこで津島地区の外に買い出しに行こうとしても、幹線道路(国道 114 号線)は大渋滞で、ガソリンスタンドも売り切れで給油できず、買い出しは不可能に近かった。

ただ、津島地区の世帯の多くは、自分の畑で採れた野菜などを備蓄していた。このため、あえて買い出しには行かず、備蓄していた野菜などを用いる世帯が多かった。また、農業を営む世帯も多かったため、地区ごとに避難住民への炊き出し分の食材を持ち寄り、それを提供することもできた。

なお、当時は冬場であったため、地中に野菜を保存していた世帯が多かった。このため住民たちは、地中に保存していた野菜を掘り起こし、地下水や沢の水で土を洗い流し、食事や炊き出しの用意をしていた。

(4) 同月 14 日の状況

ア 3 号機の水素爆発

同月 14 日 11 時ころ、3 号機が水素爆発した。14 日深夜には、津島地区の隣村である葛尾村が、全村民の避難を指示していた(甲 C3 号証)。

これに対し、浪江町は、役場機能の移転も含めた再避難を協議することとなった。そして、翌 15 日早朝、浪江町は、二本松市への再避難の方針を決定した(甲 C3 号証)。

イ 津島地区の状況

3 号機の水素爆発を契機に、自発的に津島地区からの避難を決意する世帯も複数存在した。とくに、幼児や若者がいる世帯では、せめて彼らだけでも避難させようと考え、親戚や知人などをたよりに、一時的な受入先を必死に探していた。

ただし、多くの世帯では、いったん子どもを預けたら、仕事や自宅の状況を見るために、再び津島地区へ戻る者が多かった。これも、この時点においてもなお、津島地区が高線量に犯されているという情報が住民に伝えられず、津島地区に在ることの危険性が周知されていなかったからである。

また、この時点では、福島原発から一定の距離があることや国等から特段の指示がないこともあり、自宅に留まる者が多かった。実際のところ、多くの住民にとって、家族ごとに避難をすとしても、家族の人数を受け入れられるだけの避難先を急遽探し出すことは困難であった。また、障害を持つ家族を持つ者や畜産業を営む者等は、津島地区から離れること自体が困難であった。

(5) 同月 15 日の状況

ア 4 号機の水素爆発

同月 15 日 6 時ころ、4 号機も水素爆発を起こした。浪江町は、前述のとおり、4 号機の水素爆発に先立つ 5 時 30 分ころ、町災害対策本部会議において、二本松方面への避難方針を決定していた。そして午前 7 時には、浪江町長馬場有が二本松市の三保恵一市長（当時）を訪ね、避難住民を受け入れてくれるよう依頼をし、二本松市長が受託した。10 時には、町災害対策本部会議が再び開催され、席上馬場町長から 30 キロ圏外、二本松市（方面）への避難指示が出されて、住民の二本松市への移動が開始された（甲 C3 号証）

イ 津島地区の状況

このため、津島地区に避難してきた多くの避難住民は、二本松市への再避難をはじめた。また、この浪江町役場の移転にともない、津島診療所も閉鎖された。

なお、3月12日～15日の津島診療所には大勢の患者が来診し、待つ人の行列が診療所の敷地にはいりきれず、前の国道にも長蛇の列ができた。1日に330人の患者が殺到した日もあったと言われている。

避難してきた人たちの多くは、持病の薬なども自宅に置いたまま、避難してきた。このため、毎日飲んでいるその薬がほしいと津島診療所にやって来る人も多かった。しかし、服用していた薬の名称を知らない人がほとんどで、診療所ではその対応にも苦慮した。

また、当時、津島診療所で診察していた関根俊二医師によれば、3月の同医師のガラスバッジは $800\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）を超えていた。同医師とともに避難をしており、原発事故までの津島地区の放射線量は極めてわずかであったことから、この数値は、同月12日から15日までの積算線量であると推認される。これを年に換算すると、 73mSv （ $800/4 \times 365/1000$ ）の被ばく量である。

そして、当時、津島地区では固定電話がつながりにくく、携帯電話も電波が届きにくい状況であった。このため、テレビを唯一の情報源としていた家庭が多かった。しかし、津島地区に関する情報は皆無に等しく、「屋内にいれば直ちに人体に影響はない」という旨の発言を信じ、外に出ず、自宅に待機していた家庭が多かった。

このため、浪江町からの避難指示や住民らが避難していることに気づかず、15日以降も津島地区にいる者も多かった。このため、消防団などの自治体に所属していた者の多くは、こうした逃げ遅れた者がいないかを確認するために、手分けして津島地区をまわっては所在を確認し、住民の避難を見届けてから自分たちは最後に避難していた。

3 避難開始から帰還困難区域に指定されるまでの損害

(1) はじめに

2011年3月15日10時、浪江町長から津島地区の各区長らに対し、原発から30キロ圏外への避難指示が伝えられ、各区長らは部落に戻り、部落の住民たちに伝達して回った。

前記のとおり、津島地区には、同月12日から浪江町の人々が原発事故の被ばくから逃げるため避難してきており、当時津島地区の住民らは、避難してきた人々の世話をすることに奔走していた。そんな中、急遽15日に避難指示が出され、津島地区の人々は、避難の理由（津島地区が原発事故直後から高濃度の放射線量であったことなど）も伝えられず、避難を余儀なくされた。そのため、多くの人々は、すぐに戻れるものと考えていた。

また、避難指示が出されたものの、避難先が確保されていたわけではなく、各々が家族、親戚、知り合いを頼りに避難するしかなかった。そのため、15日の避難指示後の避難経緯は混迷を極め、同じ部落はもちろん家族であっても、みなバラバラであり、原告らのストレス、不安は計り知れないものがあった。

以下、避難開始から帰還困難区域に指定されるまでの間において、原告らが被った損害の概要を類型化して明らかにする。

(2) 家族の離散

原告らに対し避難指示が出されたものの、避難先が確保されていたわけではなかった。とくに原告ら津島地区の住民には高齢者が多いため、避難先として想定された体育館などでの生活は、たとえ短期間であっても心身への負担が大きいことが容易に想像できた。

そこで多くの原告らは、とりあえず親族を頼った。しかし、多くの原告らは、世帯人数が多かったため、家族（世帯）一緒に同じ親族宅に避難すること著しく困難であった。このため原告らは、別々の親族宅に避難したり、高齢者だけ親族宅に預け、その他の家族は体育館などに行くなどし、

家族バラバラに避難することを余儀なくされた。

こうした家族の離散は、津島地区で一つ屋根の下に暮らすことが当たり前であった原告らに、多大な不安やストレスを与えた。

(3) 様々な避難経路における苦痛

ア 親族宅の場合

原告らの避難経路は、様々であった。一番多かったのは、とりあえず親戚を訪ねて避難をした原告らである。しかし、親戚の家であっても、長期間に及ぶ避難は、迎え入れる側の負担も大きく、避難する原告らにとっても心苦しかった。そのため、親戚宅を転々と回って移動を続けた原告がほとんどであった。また、移転する距離も、福島→首都圏→関西など長距離に及ぶ原告も多かった。

受け入れた親族も、親身に世話をしてくれる者も多かったが、しだいに親族から疎まれるようになった原告らもいた。とくに賠償金の話題がマスコミやインターネットなどで流れはじめたころから、「賠償金もらっているのに、いつまでタダ飯するつもりか」などの陰口を叩かれ、このために心身に不調を来す原告らもいた。

イ 体育館など避難所の場合

親族宅が見つからないなどの理由で、避難所となっている体育館等に避難した原告らも多かった。避難先の体育館も大勢の人が避難してきており、狭いスペースを割り当てられ、段ボールの上で起居する生活は身体に負担が大きかった。また、隣人との間に仕切りがないため、プライバシーが確保されず、日に日に精神的負担も増していった。

その後、役場から指定された旅館などに避難する原告も多かった。こうした宿泊施設での生活は、体育館などでの生活よりはましであった。ただ、こうした宿泊施設は、猪苗代湖畔などの観光地にあり、都市部とは距離があるため、移転できるのは仕事や学校のない高齢者で

あり、その他の原告らはそのまま避難所に留まるなどするしかなかった。

ウ 仮設住宅・借上住宅の場合

前述した避難先を転々とした後、多くの原告らは仮設住宅や借上住宅に転居した。しかし、仮設住宅も借上住宅のほとんども、部屋は狭く、隣家の声や物音がつつぬけであり、寒暖の差も激しく、結露による湿気に悩まされた。また借り上げ住宅のアパート等では、階段の上り下りの音、近くの道路を走る車の音など一日中、内外の騒音に悩まされる生活を強いられた（甲C29号証、23頁など参照）。

とくに原告らは、津島地区内において静穏な生活を送ってきたことから、都会に住む人々と異なり、このような騒音に対する耐性がなく、心身ともに苦痛を受ける毎日を生活してきた。

エ 通院中・身体に障害がある原告らの場合

治療や投薬を受けられる避難先を確保するために避難が困難を極めた原告らもいた。原告の中には持病などで投薬や透析などが必要な者もあり、突然の避難指示により、日頃かかりつけの病院での治療が困難となり、避難先と同時に通院できる病院も探す必要があった。

また、身体に障害があり車いす生活のため、バリアフリーが行き届いていない施設での生活を強いられた原告らもいた。津島地区の自宅では、手すりなどの器具や、家族の介護があったりした。しかし避難先の施設には、こうした器具がない場合がほとんどであった。また、家族離散のため、介護の負担が特定の家族にかかり、介護者も被介護者も心身を崩してしまうケースもあった。

オ 津島地区からの避難が遅れた原告らの場合

放射能に関する情報がなかったため、津島地区からの避難が遅くなったり、避難指示後も立ち入りしていた原告らも多かった。これは、被

告国や被告東京電力からの放射能に関する十分な情報提供がなかったからである。

また、いったん親族宅や避難所に避難したものの、避難先での生活が困難であったり、やはり住み慣れた場所に戻りたいとの思いから、再び津島地区の自宅に戻り、そのまましばらく津島地区で暮らす原告らも多かった。戻った原告らのほとんどは、屋内退避の指示に従い、自宅内にいれば安全と考え、津島地区に戻った。

被告国らが津島地区についての情報提供を履行し、危険を伝えていれば、原告らが津島地区に再び戻ることもなかった。この時の被ばく量についての不安が、原告らから消え去ることはない。

カ 家畜の世話のために津島地区に通っていた原告らの場合

畜産業等を営んでいたことから、直ちに避難をすることが困難であった原告らもいる。津島地区の住民達の中には、牛や鶏等を育てている者も多くいた。これらの者は、牛や鶏をそのまま放置して避難をするわけにもいかず、しばらくの間は避難をせず津島地区の自宅に留まっていたり、避難をしてもたびたび餌やりのために津島地区に戻ってくる者が多くいた。こうした事態も、被告らが原告らに津島地区の危険性を伝えていなかったことが原因である。

しかし、こうした原告らの努力も虚しく、2011（平成23）年4月11日に津島地区が計画的避難区域に設定されたことから、津島地区の家畜・農産物については出荷の目途が立たなくなり、同年6月ころまでには津島地区のすべての酪農家・畜産農家が家畜の処分を余儀なくされた。

キ 仕事を失った原告らの場合

上記オのとおり、家畜を処分した原告らの多くは、失業したも同然の状態になった。このため、新たな牧場に就職できた原告らもいたが、

中には全く別業種に転職したり、長い間仕事が見つからなかった原告もいる。

また、畜産業だけでなく、津島地区近辺の会社に勤めていたり、事業を営んでいた原告らの多くが、原発事故のため就業先が閉鎖したり、事業の継続が困難になり、失業・転職を余儀なくされた。

ク 子供たちの場合

本件原発事故が発生した3月11日は、終業式・卒業式を目前に控えた時期であった。このため、就学していた原告らは、終業式・卒業式を迎えることができないまま、避難せざるをえなかった。

そして、4月には新学期が始まるので、望まない転校を強制されたに等しいこととなった。就学していた原告らのなかには、新しい環境に適応できた子供もいたが、慣れない環境になじめなかったり、同級生から心ない陰口を叩かれるなどのイジメをうけた子供たちもいる。

(4) 生活費の負担増加

津島地区で生活していた時、ほとんどの原告らは、米や野菜は自分たちで賄うことができた。また水も、津島地区の自然の水をそのまま用いていたため、水道代はかからなかった。

しかし避難先では、米も野菜もお金を支払って購入するしかなくなった。また水道代も負担せざるをえなくなった。さらに、家族離散が生じ、家族間を行き来するためのガソリン代が増えた原告らも多い。

4 帰還困難区域指定後から現在までの原告らが被った避難生活での損害(1) はじめに

本件原発事故から2年が経過した2013（平成25）年4月1日、津島地区全域は、帰還困難区域に指定された。本件原発事故後、自由に出

入りしていた津島地区の住民たちは、自由に出入りすることができなくなった。その間、放置していた被告らの責任は重大であるが、その後の原告らは、ますます過酷な避難生活を強いられることになる。

(2) 家族および地域住民との交流の激減

避難生活が長引くため、やむなく避難先で居宅を購入した原告も多い。しかし、長引く避難生活のため、それぞれの地で勤務したり就学したりし生活基盤ができつつある原告らも多かった。このため、もう一度家族が集まって一緒に生活することができなくなる原告も多い。

また、避難先に津島地区の住民がおらず、津島地区の住民同士の接触も激減していた。

そして、お墓参りも自由にできなくなった。とくに未成年者がいる世帯では、被ばくへの不安をふまえると、控えることしかできず、先祖との交流機会も奪われることとなった。

(3) 避難先において津島地区出身であることを隠す苦痛

避難生活のなかでしだいに原告らは、老若男女問わず、周囲から「多額の賠償金をもらっている」との偏見を向けられるようになった。実際に「税金泥棒」などの言葉を向けられた原告らも多い。このために多くの原告は、必要以上に人の目を気にするようになり、避難先でのご近所づきあいを避けたり、車のナンバーを「いわき」以外のものに変える者もいた。

また原告ら、とくに若年層の原告のなかには、津島地区出身であることがわかると「被ばくしたとの偏見を向けられるのではないか」との不安から、同世代の住民に出自を隠す者も多い。また、こうした被ばくへの差別的視線に対する不安（健康な子供を産めるのかなど）を

拭い去ることができず、結婚に消極的になってしまった原告もいる。

(4) 津島地区の自宅・耕地が朽ち続けていく苦痛

それでも多くの原告らは、近いうちに津島地区に戻れるものと信じ、定期的に津島地区の自宅を掃除したり、農地・牧場をならしたりし続けてきた。また、地震で屋根瓦が落ちたり、扉・窓が壊れた世帯では、修理しようにも津島地区まで来る業者が皆無であったため、ブルーシートをかぶせるなどの応急措置で我慢するしかなかった。

しかし、月1回の手入れでは限界がある。しだいに家屋にはカビの臭いやネズミの糞などが多くなった。庭には雑草が生い茂り、水田には柳などが鬱蒼と茂るようになった。そして、イノシシが畑や家屋を荒らすようになった。原告らの中には、泥棒の被害にあった者もいる。

このように、しだいに朽ちていく故郷をただ見るしかできない原告らの苦痛は図りしれない。それでも多くの原告らは、前述のように近いうちに帰れることを信じ、手入れを続けてきた。しかしこの希望は、以下述べる帰還困難区域指定により、打ち砕かれてしまった。

(5) 避難生活が継続するほど増大する原告らの損害

ア 住民同士の交流の激減

原告ら津島地区の住民たちは、長引く避難生活の中で、人間らしく、自己実現をし、文化を継承していく場としての固有の地域である津島地区、そして津島における友人や知人との生活を次々と喪失していった。体調を崩して亡くなったり、あるいは、避難が長引くためにやむを得ず土地や家を購入することになり、様々な地域に別々居住することを余儀なくされる中で、本件原発事故直後にはあった、住民同士の手紙のやりとりや、年に数回の集まりも、徐々に失われていった。

イ 子どもたちの記憶が薄れていく苦痛

一方で、小さな子どもたちにとっては、既に避難先での生活が続くなかで、津島地区での生活の記憶が次第に薄れつつある。既に、津島地区に住んでいた時間よりも避難先での生活時間の方が長くなることにより、津島の歴史や伝統を次世代へと承継させるべき子どもらにおいて、津島地区住民としての意識も薄らぐことを余儀なくされている。

今後、高齢者だけが津島地区に戻ったとしても、各年代の多様な集まりから伝承されてきた津島の歴史や文化を、再生し、維持・継続することは、不可能に近くなりつつある。

ウ 津島地区に帰れない苦痛

また、津島地区が帰還困難区域に指定されて以降、いつ除染がされるのか、帰還できる日がいつ来るのか、全く見通しが立たない状況に置かれてしまった。少なくとも現在まで、津島地区に長期に帰って生活することができないのが現状であるため、津島地区の人々は、仮設住宅や借り上げ住宅などでの一時的な避難生活の場所での生活が限度を超えたため、ある程度、長期間、帰還ができないことを踏まえて、やむを得ず、家族がともに居住できる場所に居を定めて、帰還できる日を待つしかなくなりつつある。

津島地区の住民の選択は、決して前向きで自主的なものではなく、原発事故がなければ、しなくてよかったやむを得ない選択である。津島地区を追われて失業や転校を強いられた住民が、生活するための仕事の都合や、学齢時の子どもの学校の事情などによって、別の生活の場を選択せざるを得ないことも少なくない。それにもかかわらず、原発は自然災害ではないため、国の被災者生活再建支援金（自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶

助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する)の対象外である上に、賠償が打ち切られるなどされ、東電からの誠意ある賠償もない。被告らは十分な手当がされないままであるが、それでも、原告らは、どこかで生活し続けなければならないのである。

エ 家族仲の軋轢

原告らが津島地区以外の場所で仕事を始めたり、被ばく回避のために転校した学校での生活が長引く中で、家族の別居生活が恒常的なものとなり、本件原発事故前は数世代で仲良く暮していた多くの家庭が、崩壊を余儀なくされた。また、津島地区に戻れるか戻れないかが分からないという不安定な状況の中で、イライラが募り、家族間の軋轢が生じている。

オ 心身の不調

本件原発事故から 9 年以上が経過し、10 年が経過しようとしている。あまりにも長すぎる避難生活の中で、ほとんどの住民が心身に不調を来している。これまで、毎日のように山に入り、田畑や牛の世話をし、毎月のようにあった行事で体を動かしていた住民らが、狭い仮設住宅などに押し込められて、体調を崩すのは当然である。

これに加えて、家族の離散などによって家族によるケア機能が低下し、要介護認定が本件原発事故前に比べて増えている。浪江町の作成した資料によると、平成 23 年 3 月には 841 人だった要介護・要支援認定者は、平成 28 年 5 月には 1442 人に増えている（甲 C15 号証）。

それだけにとどまらず、家族の離散、仕事や生き甲斐の喪失、住民らがバラバラに避難したことによる津島固有のコミュニティの喪失、避難に伴う様々なストレスにより、住民らの精神状況は極度に悪化している。精神科医蟻塚医師の報告書（甲 C129 号証の 2）などによれば、原告らの半数が PTSD の症状に悩まされ、不眠や抑うつなどの不

安障害に該当する症状に苦しめられている。原発のある福島県では、原発のない岩手県や宮城県と異なり、震災・原発事故関連の自殺者も増え続けているのであり（甲C16号証）、原告らは、本件訴訟において除染請求が認められ、津島に戻れることを祈念している。もし、除染が認められず、また、被告らにおいても除染計画を立てて、原告らが津島に帰還できる見通しを立てることをしなければ、原告らの中にも自殺者が増えることも懸念されるところである。

2016（平成28）年3月31日現在、復興庁のまとめた東日本大震災における震災関連死の死者数は、福島県が最も多い2038名で、福島県の中でも、浪江町は384名と、南相馬に次いで2番目の多さである（甲C17号証）。福島県における仮設住宅での孤独死についても、平成23年から平成27年にかけて、年々増加している（甲C18号証）。

自殺に及ばないまでも、避難が長期化するに伴い、精神的に不安定になる被災者の数は増えているものと思われる。「ふくしま心のケアセンター」への平成24年から26年度の相談実績では、精神的に不安定な状態となり体の不調を訴える「身体症状」の相談が、年を追うごとに徐々に増加する傾向にある。平成24年から26年までの「ふくしま心のケアセンター」への累計相談者数は延べ2万人に上り、睡眠の問題、不安症状、気分・情動に関する症状、幻覚・妄想症状など、避難の長期化が様々な症状を引き起こしていることが分かる。その相談の背景をみると、避難の過程で居住環境が変化したり、人間関係の軋轢が生じたり、家族との関係や生活が変化したり、転校があったりすることが、健康上の問題、ひいては精神的な問題に結びついていることが窺える。「ふくしま心のケアセンター」への相談は、氷山の一角であり、より多くの避難者が、心身への影響を受けている（甲C19号証）。

また、避難生活や見通しの立てられない生活に伴うストレスが、原発事故さえなければ発生しなかったいじめや虐待を、今も生み続けている。転校先でいじめられている子どもも少なくない。気軽に上がり込んで世間話ができず、津島地区でいつも聞こえた声かけのない避難先で近所付き合いに、住民らは日々心を痛めている。原告らが心から安心して生活できた日は、本件原発事故以降、ただの一日もない。

カ 津島地区だけ除染対象から取り残されている不安

津島地区が帰還困難区域に指定され、山林の除染をしないとの発表がされる一方で、ほかの避難指示解除準備区域、居住制限区域等では、除染が進められ、避難指示が解除されてきている。そうした中、原告らは、ふるさと津島地区に戻れるのかますます分からない状態に置かれている。ふるさとにいつか必ず戻りたい、そう強く願いつつも、万が一戻れないのならば心の整理をしなければならない。原告らは、そうした不安定な状態に置かれ、日々苦しい思いをしているのである。

キ 被ばく不安

また、子どもらを中心に、原告らの被ばくに対する不安は、尽きないばかりか増大している。検査により、甲状腺がんにかかった住民の存在が知られるたびに、次は、自分や自分の家族がそうなるのではないか、という不安に襲われてきた。毎年、年を重ねるごとに累積被ばく線量は増大しており、被ばくに対する不安は片時も頭から離れることはない。さらに、本件原発事故から数年が経過し、被ばくにより病気に罹り患しても、本件原発事故との因果関係が容易に認められないため、原告らの不安は一層増している。

ク 代々続くお墓の喪失

避難先で、津島に戻りたいとの思いを抱いたまま、戻れずに亡くなった者は決して少なくない。家族からは、今は戻ることはできないと

説明されても、受け入れることができず、失意の中で亡くなっていった原告らも多い。このような最期を見た原告らには、最期に津島に行かせてあげることができなかったという後悔が残っている。

また、亡くなった者は、本来ならば、地域みんなが多数集まって葬儀をし、みんなでお見送りをして津島地区内の墓地に埋葬されるはずであるが、現在は津島地区内で葬儀をすることも、埋葬をすることもできない状態である。津島地区住民のほとんど檀家となっていた長安寺には、今も預かっている遺骨が多数棚に並べられているのが現状である。

(3) まとめ

以上のように、帰還困難区域に指定された津島地区の住民である原告らの精神的苦痛は、現在も増大し続けている。津島地区を復興させるためには、除染による放射線量の低下等や生活再建に向けた賠償の問題の解決が大前提であるにもかかわらず、それすらも未だに実現できていない。

もとのふるさと津島地区を取り戻すことが、原告らの精神的損害を回復するための唯一の手段であり、早急な実現が必要である。

第2節 避難慰謝料の性質と原賠審の基準

第1 中間指針や被告東京電力の自主賠償基準の問題点

1 原賠審の中間指針は暫定的な指針に過ぎず、何らの規範性も持たないこと

(1) はじめに

被告東京電力は、準備書面(2)及び準備書面(14)において、原子力損害賠償紛争審査会(以下、「原賠審」という。)によって公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損

害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」という。）等及びそれらに従い被告東京電力が策定した精神的損害の賠償に関する基準の内容について、十分に合理性・相当性がある旨主張し、①1人当たり月額10万円の避難慰謝料、②帰還困難区域の住民に対してのみ賠償される避難長期化慰謝料、③上記①及び同②の合計額である1450万円という精神的損害に対する慰謝料の総額が、帰還困難区域の住民である原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りるものである旨主張する。

しかし、この中間指針には、基本的に次のような問題点がある。後に詳しく述べるとおり、原賠法の制定に当たり、昭和34年12月12日、我妻栄原子力災害補償専門部会長は当時の原子力委員長中曽根康弘に対し、プライス・アンダーソン法と同様の賠償法を制定する必要がある旨の答申（以下「原賠法答申」という。）を行った（甲C130の1）が、その中で、原子力損害が生じた場合の行政委員会について、次のとおり記載されている。すなわち、

「原子力損害が生じた場合には、行政委員会を設けてその調査損害賠償の支払計画、支払方法の樹立およびその実施ならびに損害賠償に関する紛争の処理を行なうこととする。そしてこの委員会の行なった裁決に対する不服については、高等裁判所に対する不服の訴のみを認める等特別の措置を講ずるべきである。」

これも、「原子力事業者に重い責任を負わせて被害者に十分な補償をえさせて、いやしくも泣き寝入りにさせることのないようにする」ためには、行政委員会が損害内容を把握し、支払い計画を立てて、迅速に処理することが必要であり、原子力事業者が支払いたくなければ、これに応じなくてもよいということでは意味がない。そのため、行政委員会の裁決については、高等裁判所に対し不服の訴えしかできないこととし、迅速な賠償が実現できるような法制度の設立を求めたので

ある。しかし、この点については、立法段階で、この行政委員会を拘束力のない単なるあっせん機関としたため、本来の目的を達することができなくなったのである。あっせん機関であるから、原子力事業者に対する拘束力はないため、おのずから、合意の成立のためには、双方が合意できそうな提案をするしかなく、そこにはいかなる規範性も持たせることができなくなったのである。

今回の福島原発事故の場合も、被告東電が承諾しない場合には、被害者は訴訟をせざる得なくなり、多くの被害者は、とても訴訟まで行うことは困難であるため、やむなく東電が示した金額で合意するしか方法がなく、泣き寝入りするしかない状態に置かれたのである。したがって、合意ができ、訴訟をしていないことをもって、被害者が納得していると解釈することは、訴訟をすることがどれほどに大変な労苦を強いるものであるかを知らないことから生じる誤った解釈であり、多くの被災者が泣き寝入りしていることをもって規範性のある基準であるということとはできない。実際にも、多くの被災者を代表する市町村のアンケート結果では、補償が十分ではないとこたえているのである。

(2) 中間指針の趣旨

中間指針は、被害実態を的確に把握した中で策定されたものではない上、その内容には、矛盾点、不明点、不足点が多々存する。また、中間指針自身が「本件原子力事故による原子力損害の当面の全体像を示すもの」（下線部引用者、丙 A1 号証、2 頁）、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないように留意されることが必要」（下線部引用者、同 2 頁）、と述べ、また中間指針第二次追補においても「中間指針、第一次追補及び第二次追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別

具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。その際、これらの指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、これらの指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。」（丙 A2 号証，2 頁）と述べるとおり、あくまで暫定的な指針に過ぎない。

したがって、中間指針等は、そもそも本訴訟において、損害の捉え方（損害総論）を制約したり、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではない点に注意する必要がある。以下、詳述する。

（3）中間指針等は賠償範囲・賠償額の制限を示したのではないこと

ア 被告東京電力は、中間指針等は、自主的な紛争解決の機能を果たすためのものであり、中間指針等で定められた金額は、多数の被害者の精神的損害を慰謝するに足る水準として定められたものであると主張する。

そして、その金額は、1 人あたり月額 10 万円が妥当な金額である理由として、①平穏な日常の喪失、②自宅に帰れない苦痛、③避難生活の不便さ、④先の見通しがつかない不安などの精神的苦痛の要素を考慮して決められていること、避難指示によるコミュニティの喪失や生活基盤の喪失等に対する填補の趣旨を含んでいること、負傷を伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準や過去の裁判例を参考にしていること、時間の経過に伴う賠償額の減額がなされていないこと、財産的損害等に関しては別途賠償されていること、1 人当たりの賠償額であること、をあげている。

また、避難長期化慰謝料（1 人あたり 1000 万円）の金額に関しても、死亡慰謝料を参考にしていること、避難指示が本件事故後 10 年を超

えた場合の避難に伴う精神的損害を十分に上回る金額とされていること等から、合理性を有する旨の主張をする。

イ まず、中間指針等は、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではない点を再確認する必要がある。

中間指針は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものとして策定された。そして、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要であること、東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。（丙 A1 号証，2 頁）とされている。

さらに、2013（平成 25 年）12 月 26 日に公表された中間指針第四次追補においても、「なお、本審査会の指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる。また、本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」（丙 A2 号証，4 頁）と、被告に対し、改めて注意が喚起された。

(4) 中間指針等の策定経緯は十分に被災者の損害の実態を把握したものではないこと

本件原発事故がもたらした被害は、これまでにわが国が一度も経験したことのない災害を周辺住民にもたらした。さきに述べたとおり、被害の広汎性、甚大性、長期性、多様性において、これまでに類のない被害をもたらしたのである。したがって、本件原発事故による被害について、その賠償指針を決定するためには、当然、指針策定者（原賠審委員）自らが被害現場に赴いて、綿密な被害実態を調査することが必要となる。特に、避難生活に伴う慰謝料については、被害実態の調査は欠かせない。

ところが、中間指針の策定において、以下のように、被害実態の調査が不十分であったとの批判がなされている。

すなわち、早稲田大学法学部の浦川道太郎教授は、「被災住民の声も本件原発事故の関係市町村の首長の声も十分に聞くことなく、一方的に中間指針等を策定している（本件原発事故の被災地である全市町村の首長の意見を聴取したのは、中間指針公表後である原発事故発生から10か月を経過した第21回審査会（2012年1月27日）においてである。」、「審査会委員による現地調査が行われたのは中間指針等公表後の本年5月、6月である。」、「したがって、審査会は、本件原発事故により仮設住宅等に住まわされている被災住民の現実の生活状態をまったく見ることも、聞くことも、調査することもなく、生活費の増加費用を含む精神的苦痛の損害である本件慰謝料を算定しており、本件慰謝料の算定において、手続き上著しい瑕疵があるといわざるを得ない。」と指摘している（甲C24号証、14頁）。

また、立命館大学法学部の吉村良一教授も、「一方当事者である東電の関係者はしばしば出席して発言しているが、被害者らが直接審査会

の場で意見をいう機会を設定されていない。」と指摘している（甲C 25 号証，128 頁）。

このように，中間指針が賠償基準（特に月額 10 万円の慰謝料）は，被害実態を踏まえたものではないから，本訴訟において，賠償額の基準（上限）とすることは，極めて不合理である。

（5）原賠審の役割は和解の仲介にすぎないこと

原賠審は，原子力損害賠償法 18 条に基づき設置されたものであり，その目的は，「原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定」とされている。それによって策定された中間指針には，和解や自主的解決を促すといった性質上の限界がある。

すなわち，「注意すべきは，和解は当事者の合意であり，強制力を持った裁判と違い，当事者の一方である東電の意向を無視できないことである。そのため，原賠審としては，一方当事者である東電が納得（納得せざるを得ない）ものを志向することになってしまっている面がある。」（甲C 25 号証，125 頁）のである。

（6）原賠審は，被告国の機関であること

原賠審を設置したのは国（文部科学省）であるが，本件原発事故による損害賠償について，国は，加害者にもなる立場であり，その中立性の点からも疑問がある。

すなわち，「まず第一に，裁判で被告になっている国の設置した機関であり，そこには，加害者が救済の範囲を査定するに似た構造があるのでないか。かりに，国の責任は置くとしても，原子力損害賠償支援機構法で国が東電の賠償を支援することになっているので，東電の

賠償の拡大は国の負担の増大につながる。そのため、賠償を「控え目」にするという思慮が働くことはないのか。」（甲 C 25 号証，125，126 頁）との疑問が生じるのである。

また，原賠償の委員の中立性についても，「第二に，委員の構成はどうか。法律研究者として，財団法人電力中央研究所から研究を受託している「日本エネルギー法研究所」の主要メンバー3 人が委員となっている」（甲 C 25 号証，126 頁）との疑問が指摘されている。日本エネルギー法研究所は，「年間 1 億数千万円の運営費のほとんどを，財団法人『電力中央研究所』（東京都千代田区）からの研究委託に頼る。電中研の今年度の事業規模は 339 億円。300 億円近くは電力業界が拠出し，そのうちの 90 億円ほどを東京電力が負担している。」（甲 C 25 号証の 2）という関係にあり，そのような団体と関連する者が原賠償のメンバーであることは，原賠償の中立性に疑問を残すものである。また，電中研の歴代理事長は，被告東京電力と中部電力の副社長が交代で就任しており（甲 C95 号証の 1），中立性など微塵もない。

（7）新たな損害について合理的な基準を排斥していないこと

中間指針が示した賠償の考え方は，差額説や個別積算方式など，伝統的な損害賠償理論（交通事故賠償論）に近いものである。

しかし，中間指針は，その第四次追補において，「本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。」（丙 A3 号証，4 頁）と明記しており，新たな損害論を排斥しているものではない。

この点について，原賠償の委員も，「今回のこの災害というのはまさに前例のないもので，現行の民商法の体系が想定している，その処理する対象として考えている範囲を超えるものであるということに着目

すれば、従前の損害賠償法理というものにそれほど制約される必要はないのではないかというのが私の素朴な感じであります。」（甲 C 26 号証，19 頁）と認めているところである。

2 避難慰謝料の賠償額の問題点

（1）原賠審の避難慰謝料賠償額についての根拠

中間指針は、「精神的損害」との項目について、次のような賠償基準を提示した（丙 A1 号証，18 頁）。

「① 本件事故発生から 6 ヶ月間（第 1 期）

第 1 期については、一人月額 10 万円を目安とする。

但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額 12 万円を目安とする。

②第 1 期終了から 6 ヶ月間（第 2 期）

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

第 2 期については、一人月額 5 万円を目安とする。

③第 2 期終了から終期までの期間（第 3 期）

第 3 期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。」

この第 1 期の月額 10 万円の根拠について、中間指針は、「本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額 4, 200 円。月額換算 12 万 6, 000 円）を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額 10 万円を目安とするのが合理的であると判断した。」と述べている（丙 A1 号証，21 頁）。

また、第2期の月額5万円の根拠について、中間指針は、「本期間の損害額の算定に当たっては、上記のような事情にかんがみ、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることを考慮し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる。」と述べている（丙A1号証，22頁）。

この結論を導く審議の過程で、原賠審の能見会長は、次のように述べている（甲C27号証，24頁）。

「重要なことは、慰謝料の額というのは、いろいろな要素が考慮され、このぐらいいいだろうとか、このぐらিদらうという形で簡単に決められないところがございます。そういう意味では何かやはりよりどころになるものが欲しいということで、今日の論点ペーパーには出ておりませんが、交通事故などで入院した場合の慰謝料についての自賠責などの基準がございますので、そんなものを参考にしながら議論するというのはどうかと私などは個人的には思っております。

ただ、自賠責で相対している慰謝料は、けがをして、自由に動けないという状態で入院している、身体的な障害を伴う場合の慰謝料ですので、それと比べると、たとえ不自由な生活で避難しているとはいえ、行動自体は一応は自由であるという場合の精神的苦痛とは同じではないので、おそらく自賠責よりは少ない額になるのではないかと考えています。

そのような問題ですとか、それから、これも論点ペーパーにあまりはつきり書いてございませんけれども、自賠責関係の慰謝料の額も時間とともにだんだん低減するという要素がありますので、今回の避難に

伴う慰謝料の場合もそういった低減の要素を考慮するのか否か，考慮するとすればどういう形で考慮したらいいかというような問題がございます。」

しかし，これらの説示には，以下に示すとおり，根拠の欠落や，論理的な矛盾が認められる。

(2) 月額 10 万円の根拠の欠落と矛盾点

ア 根拠の欠落

周知のとおり，交通事故における慰謝料算定には，自賠責保険のほか，いわゆる「赤い本」（「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）による基準がある。ところが，原賠審は，交通事故とは全く事情が異なる本件原発事故について，なぜ，より低い基準金額である自賠責保険を参考としたのか，全く不明である。

イ 論理的な矛盾点

前記（1）の内容・説明について，浦川道太郎教授は，次のように，論理的な矛盾点を指摘している（甲 C 24 号証，14 頁）。

「その 1 つは，自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がないという点である。すなわち，自賠責の傷害慰謝料は自賠法制定当時には決められておらず，1964 年 2 月の自賠責支払基準改定の際に 1 日 700 円と定められ，その後保険金額と物価指数の変動の中で 4200 円に至ったものである。当初の 700 円という金額の根拠も明確ではない（…）。むしろ自動車交通事故での傷害による精神的苦痛を実態に即して金銭評価するとなると，被害者が現実慰謝料として取得できる相場を示している，裁判所基準である日弁連交通事故相談センター東京

支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』（以下「赤い本」という。）の傷害慰謝料（別表ⅠⅠによる入院慰謝料＝月額 35 万円）が適切である。

第 2 の問題点は、入院のように行動が制約されていない避難生活では精神的苦痛が少ないために、本件慰謝料は自賠責基準よりも少ないとした判断である。避難生活が行動の制約を受けない状態かとの根本的な問題は別にして、そもそも自賠責の傷害慰謝料は入院に限られず、行動の自由に制約のない通院の場合にも適用される。そのように考えるならば、自賠責の傷害慰謝料の月額 12 万 6000 円を 10 万円に減額する根拠は全くない事になる。

第 3 の問題点は、自賠責基準を採用しながら、第 2 期の本件慰謝料を逡減している点である。……自賠責の傷害慰謝料は、1 日 4200 円に固定されており逡減方式を採用していない。逡減方式を採用しているのは赤い本であり、中間指針の説明でも第 2 期における減額の理由として、赤い本の考え方を参考にして 1 人月額 5 万円にしたと説明している。一方において低い慰謝料額であるゆえに逡減方式が採用されていない自賠責基準を金額として採用しながら、他方において 1 日単価を高くしたゆえに逡減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは、著しく偏った妥当性に欠ける判断といわざるを得ない。」

ウ 不適切な固定

月額 10 万円を決定した審査会において、原賠審の能見会長は、「1 つは、おっしゃるとおり、これはもちろん現時点における考え方として、この不安定な状態が非常に長期に続きますと、先の見通しがつかない不安というものが精神的苦痛の中でかなり大きなウェートを占め、考慮すべき事項のところのマル 4 ですけれども、こういうものの

慰謝料が問題となってくると思います。これが非常に大きなウエートを占めるようになったときに、現在のこの枠組みで考えるのではなくて、もう 1 回枠組み自体から考え直すということはあることだと思います。」（甲 C 27 号証，26 頁）と述べていた。

しかし、その後の審査会においても、金額の見直しは行わなかったことから、「会議では 10 万円が現在の避難者の生活上の苦痛を癒すのに妥当かという根本的な問題については議論せず、ひたすら第 2 期と中間指針第二次追補の本件慰謝料の金額の辻褄合わせに終始しているのである。このような審査会の姿勢は、見直しの約束を履行しなかったばかりでなく、一般指針の策定について「事故後の経過時間等のさまざまな要素」を配慮することを求めていた検討会報告書の期待を裏切るものであり、著しく不適切なものであるといわざるを得ない。」（甲 C 24 号証，15 頁）と厳しく批判されている。

（3）中間指針等で欠落している損害の把握

ア 原賠審が想定する要素

中間指針は、第 2 期の慰謝料を月額 5 万円としたが、その後、被告東京電力の自主的な判断や原子力損害賠償紛争解決センターによる総括基準によって、第 2 期以降も月額 10 万円とされ、原賠審も、この上乗せを追認しているとされる（甲 C 28 号証，202 頁参照）。

この月額 10 万円慰謝料を基礎付ける要素は、①正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（「日常生活阻害慰謝料」），②今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛（「見通し不安に関する慰謝料」），とされる（甲 C 28 号証，201，202 頁）。

しかしながら、被害実態に照らすと、月額 10 万円慰謝料を基礎付け

る要素として、①日常生活阻害慰謝料、②見通し不安に関する慰謝料では足りず、次の要素が欠落しているのである。

イ 中間指針で欠落しているもの

この点、除本理史教授は、欠落しているものとして、①放射線被曝の健康に対する不安、②避難および避難生活による精神的苦痛（前述の日常生活阻害慰謝料はその一部に過ぎない）、③将来の見通しが不透明なもとで迫られる「選択」、④「ふるさとの喪失」を挙げる（甲 C 28 号証，202～206 頁）。

この内、①放射線被曝の健康に対する不安は、請求原因第 4 項記載の慰謝料の問題であり、④「ふるさとの喪失」は請求原因第 5 項記載の予備的請求の問題である。

したがって避難先慰謝料として問題となるのは、（i）避難および避難生活による精神的苦痛、（ii）将来の見通しが不透明なもとで迫られる「選択」の要素であり、これに加えて（iii）責任論の欠如、及び本件津島地区の避難者特有の問題として、（iv）避難生活で増大する生活費、の問題が存する。

3 まとめ

このように、中間指針（およびその追補）は、そもそも暫定的なもので賠償範囲・賠償額の制限を示したものではなく、被害実態を綿密に調査した上で策定されたものでもなく、和解という性質上の限界があり、論理的な矛盾を抱えている。

これらの事情に鑑みれば、中間指針（およびその追補）は、本訴訟において、損害の捉え方（損害総論）を制約したり、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではないのである。

本訴訟においては、広範囲に及ぶ放射線汚染およびそれに伴う強制避難など、我が国が初めて経験する甚大なる被害について、司法による救済が求められている。

原告らには、中間指針等で検討された慰謝料の範囲を大きく超える損害が生じているのであり、被告東京電力が主張する帰還困難区域の居住者である避難等対象者に対する中間指針等に基づく精神的損害の賠償の考え方及びその損害額の指針は、合理性・相当性を欠き、原告らの精神的損害の賠償としては不十分なものである。

第2 本件請求の合理性

1 避難及び避難生活における精神的苦痛

(1) 津島地区が帰還困難区域に指定されるまでの避難生活

原告らの本件原発事故後の避難生活については、第1節において詳細に述べたとおりである。附言すれば、病院で食事が提供され、医師や看護師の手当てを受け、安心して過ごせる日々とは全く異なる苦難や不安を強いられたのである。くりかえせば、突然の避難指示に避難先を見つけることができず、体育館に避難した住民は、体育館に押し込められ、狭いスペースを割り当てられ、段ボールの上で起居する生活を余儀なくされた。隣人との間に仕切りがないため、プライバシーが確保されず、日に日に精神的負担も増していった。

また親戚などの受け入れ先を見つけることは難しく、旅館などに避難し、その後も避難先を転々とした原告も多い。

さらに原告の中には、持病などで投薬や透析などが必要な者もあり、彼らは突然の避難指示により、日頃かかりつけの病院での治療が困難となり、避難先と同時に通院できる病院も探す必要があった。そのため、避難できる場所は限られ、避難先の確保に困難を極めたのである。

(2) 帰還困難区域指定後の避難生活

原告らは前述した避難先を転々とした後、仮設住宅や借り上げ住宅に転居した。しかし、仮設住宅も借り上げ住宅のほとんども、部屋は狭く、隣家の声や物音がつつぬけであり、寒暖の差も激しく、結露による湿気に悩まされ、また借り上げ住宅のアパート等では、階段の上り下りの音、近くの道路を走る車の音など一日中、内外の騒音に悩まされる生活を強いられた（甲C29号証，23頁など参照）。

特に津島地区の住民は、津島地区内において静穏な生活を送ってきたことから、都会に住む人々と異なり、このような騒音に対する耐性がなく、心身ともに苦痛を受ける毎日を生活してきた。

また避難先での避難者に対するいじめ、偏見、いたずら等の二次的被害も生じている（甲C29号証2，5頁及び原告らの各陳述書）。補償を受けていることについての嫉妬や偏見、被ばくしたことによる誤解や偏見に基づき、いじめやいたずらの対象とされてしまうため、自らが津島地区から避難してきたことを近所、新しい職場、転校先で隠さざるを得ず、買い物をするだけでも周囲の目を気にしてしまうほど追い詰められてしまった原告も多い。

さらに避難生活が長引くため新たな居宅を購入しても、すでに前述したように世帯がバラバラになったままそれぞれの地で勤務したり就学したりしているため、もう一度、家族が集まって一緒に生活することができなくなっている。つまり家族自体が崩壊しつつあるのである。

また、新しい場所に定住しようと思っても、原発事故前の津島地区での生活とは大きく異なり、幼い頃からのつながりのある人々との生活から、みずしらずの、歴史も、文化も共有できない人々との接触は難

しく、他方で、津島地区の住民同士の接触も、徐々に失われようとしている。

(3) 将来の見通しが不透明なままで「選択」を迫られる苦痛

また、前記除本論文が指摘するとおり、「避難者たちは、就労や進学などさまざまな転機が訪れるたびに、生活再建の場をどこに定めるかという意思決定が迫られる。しかも、意思決定の前提条件が不透明なまま、将来の生活設計にかかわる重要な選択を強いられるのである。時間の経過にしたがい、また家族の成員ごとの事情などに応じて、見通しが立たないにもかかわらず決断を繰り返さなくてはならない。」

「精神的苦痛の中核に『先が見えない』という深刻な不安が横たわっていることが明らか」となっている（甲C28号証，204頁）。

特に津島地区は、帰還困難区域に指定され、除染がいつされるのか、帰還できる日が来るのか、全く見通しが立たない状況にある。少なくとも現在まで、津島地区において長期にわたり生活することができないのが現状であるため、原告らは、仮設住宅などでの避難生活を継続するのか、あるいは県外などでの避難生活をするのか、選択を強いられてきた。

しかし津島地区の住民の選択は、決して前向きで自主的なものではなく、原発事故がなければ、しなくてよかったやむを得ない選択である。津島地区を追われて失業や転校を強いられた住民が、生活するための仕事の都合や、学齢時の子どもの学校の事情などによって、別の生活の場を選択せざるを得ないことも少なくない。

家族がバラバラになる中、戻れるのか戻れないのか、いつ戻れるのかが明らかにならないことによる精神的苦痛は高いストレスとなっていることは容易に理解できるところである。

(4) 加害者の有責性が考慮されていないこと

慰謝料額の算定について、「被害者が受けた精神的苦痛の程度（重大性及び深刻さ）と、加害行為及び加害者の悪質性・非難性の程度を相関的に考慮することが必要」（甲 C 30 号証, 25 頁）であると言われ、また、「加害者の責任の性質や程度が考慮されることは常識」である（甲 C 25 号証, 129 頁）とされるが、中間指針には、被告東京電力の責任は、慰謝料を基礎付ける要素としては盛り込まれていない。

しかし、訴状、原告ら準備書面で詳論してきたとおり、本件原発事故について、被告らに責任があることは明らかであり、被告らの責任は、慰謝料を基礎付ける要素として考慮されるべきである。

また、原賠審委員である中島肇は、その著書の中で、自賠責保険の傷害慰謝料が参考とされた理由として、「自賠責制度は、損害賠償システムの一つであるけれども、「基本補償」を目的とする社会保障システムとの混合システムであり、加害者の過失の有無・程度の立証、被害者側の事情による過失相殺、相当因果関係の立証等の負担が軽減又は省略されている（自賠法 3 条参照）。このような性質を持つ自賠責保険制度における傷害慰謝料の性質は、主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの（加害者の非難性を抜きにしたもの）とみることが可能」と述べている（甲 C 31 号証, 50 頁）。

これについて、京都大学法学部の潮見佳男教授は、「自賠責保険の傷害慰謝料の基準を参考にした理由が上記の点にあるのだとすれば、同じ事件が裁判に持ち込まれた場合には、加害者（東京電力）の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきであるという「指針」を、中間指針等が示していることにもなる。その結果、この部分に限れば、裁判による処理のほうが、賠償額が増加

する点に留意すべきである。」と指摘している（甲C32号証，105頁参照）。

（5）避難生活の中で生活費が増大すること

前述のとおり，数世代が一緒に津島地区で生活していた原告らは，現在，各世代毎に分かれて生活することを余儀なくされるなど，原発事故前の生活に比べて，二重，三重の生活費を必要とする生活を余儀なくされている。津島地区では野菜はほとんどの家庭で自家用として栽培しており，地域住民間で収穫した野菜を交換するなどし，さらに山菜やきのこは近隣の山で豊富に収穫できたことから，野菜，山菜やきのこを購入することはほとんどない生活をしてきた。しかし，避難先では，全てスーパーや八百屋で購入しなければならない。また津島地区においては，飲料水も生活用水も天然の湧水や引き水を利用していたことから，水を購入する必要もなかった。しかし，避難先では飲料水以外の水の使用にも水道費がかかるし，自然の美味しい水を飲んできた原告らにとっては，水道水を飲み水として飲むことができず，飲料水も購入しなければならない（甲C29号証，13～21頁参照）。

さらに離れてしまった家族が会うためには，それぞれの家族に自家用車を購入せざるを得ず，その維持費等も加算されている。

その一方で津島地区の住民は，農業や酪農で生計を立ててきた世帯も多く，原告らの中には避難後，農業や酪農をすることができず，かといって高齢のため他に職を求めることができず，止むを得ず無職となっている者も多くいる。そのため，収入は以前よりも減っている世帯も多い。

(6) 被告東電は ADR 集団申立てにおける和解案を拒絶したこと

浪江町は、津島地区の住民を含む浪江町住民を代理して、長期にわたる避難生活による慰謝料について、中間指針による慰謝料額は不服であるとして 2013 年 5 月 29 日、一律月額 35 万円（中間指針等で定める慰謝料額に加え、25 万円）の支払いを求めて ADR の申し立てをした。

なお、この ADR の申立は、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域の全般にわたる町全体の最低限の共通要求として月 35 万円の支払いを求めたものであった。

そして、平成 26 年 3 月 20 日、仲介委員から中間指針等で定める慰謝料に加えて月額 5 万円を加算する旨の和解案が提示された。この金額については妥当性を欠くが、前述のとおりこの ADR の申し立てが避難指示解除準備区域を含む様々な状況下の被害者に対する一律の判断であること、和解案であることなどを考慮すると ADR の和解案としては一応考慮に値するものであった。その和解案提示理由書には、次の記載がある。すなわち、「このような現状【本件事故発生から 3 年経った現在でも避難指示解除の見込みは立っていないこと】の中、申立人らは、今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難であり、自らの~~お~~将来について不安を増幅させざるを得ない状態に置かれているものと認められる。例えば、進学・転学や就職・転職、結婚・出産、他地域への転居といった人生設計上の重要な選択においても、『今の（避難）生活がいつまで続くのか』、『帰還は（いつ）できるのか』を予測し難い現状では、決断を下すことが困難であり、その結果として、将来に対する希望や生きがいを見出せなかったり、生活設計が立てられず、不安定な現状の継続を強い

られたりして、不安感や焦燥感、無力感を募らせている。

また、避難生活の長期化によって、近隣住民や親族等から（程度の差はあれ、避難前と比較すれば）切り離された、いわば孤立状態の継続がもたらされており、さらに、こうした状態の長期の継続によって、仮に避難指示が将来解除されたとしても、元の状態に服することがより困難になりつつあり、そうしたこと自体も申立人らの不安感を増大させているものと認められる。」（【 】内引用者、甲 C 33 号証，2，3 頁）とされている。

このような事実から、「（申立人らの避難生活において抱える精神的苦痛は、）遅くとも本件事故発生から 1 年が経過した平成 24 年 3 月以降は、相当程度増大したといえる」と判断したものである。

なお、前述のとおり、このことは避難指示解除準備区域も含む浪江町全体の住民の被害の共通項について述べたものであり、避難困難区域に指定されている津島地区の住民である原告らの被害はより深刻であることはいうまでもない。

よって仮に一律の請求だとしても、帰還困難区域に指定された原告ら津島地区の住民らの精神的被害については、この和解案よりもより重いものと評価される。

2 まとめ

以上のとおり、原告らの避難生活における損害について、便宜上、できるだけ分かりやすく要素ごとにまとめて主張してきた。しかし、避難生活の苦痛は各要素を加算して計上されるものではない。原告らの心の中では、これらの各要素が互いに関連し合い、相乗してより深刻な精神的被害を招いている。この点、浪江町報告書では

次のとおりまとめている。

「各被害項目はそれぞれ単体で作用しているのではなく、相互に関連し影響を与えあうものとなっている。たとえば、『仮設住宅での生活』、『世帯の分離』、『収支の悪化』、『住環境の悪化』、『健康被害』、『高齢者の被害』、『子供の被害』等は、すべて相互に関連しあっている。精神的苦痛の中でこれらの各被害項目を相互に切り離し分類することは不可能であるし、また被害の社会心理学意味の把握にとっては、著しく不適切である。すなわち、被害に対する補償を考える際も、容易に被害を分類（カテゴライズ）し個別の被害の積み上げ方式で補償内容を算定することは適切とは思われず、被害は総体として、「あるがまま」に把握するアプローチを取ることが正しいと思われる。このことは非常に重要なことと思われるので、あえて指摘しておきたい」（甲 C 29 号証，34 頁）。以上を総合すると、これら原告らの避難生活における精神的苦痛は、少なくとも月額 35 万円をくだらないものである。

第 4 章 被ばく不安慰謝料について

第 1 節 放射線被ばくが人体に与える影響

第 1 はじめに

低線量被ばくによる人体への危険性及び原告らの被ばくの危険性並びに除染の必要性について、原告らの主張を改めて明らかにするものである。結論から言えば、①低線量の放射線被ばくについては、未解明な部分が多く、かつ、現実に低線量被ばくによる様々な人体への悪影響が明らかになっていること、②内部被ばくについては、不分明な部分が多く、外部被ばくと同視することはできないこと、③放射性ヨウ素の被ばくによる甲状腺がんの発症の疑いを拭い去ることはできないこと、④低線量累積被ばくによる発がんリスクは決して無視で

きないこと、⑤自然放置による線量の低下には限度があることなどの事実が明らかにされている。したがって、原告らが津島に帰還するためには、被告らにおいて、速やかに除染技術を開発し、津島地域の除染をすることが必要である、また、原告らの初期内部被ばくによる発症の不安は、単なる主観的な恐怖感ではなく、現実的な危険性を抱えており、それに基づく精神的損害は無視できない、そして、津島に戻った場合の累積被ばくによるガン発症のリスクが低下するまでは、原告らは津島に戻ることができず、その間、避難は継続しているというのが結論である。以下、木村真三獨協医科大学准教授の意見書及び本法廷における証人尋問の結果明らかになった事実に基づいて、原告らの主張を明らかにする。

第2 放射線と線量

1 放射線・吸収線量・等価線量・実効線量

ア 放射線・電離放射線・非電離放射線

放射線には、高い運動エネルギーをもって流れる物質粒子（アルファ（ α ）線、ベータ（ β ）線、中性子線、陽子線、重イオン線、中間子線など）である粒子放射線と高エネルギーの電磁波（ガンマ（ γ ）線とエックス（X）線）である電磁放射線とがある。放射線は、物質に電離作用を及ぼすため、電離放射線ともいう。電離作用というのは、物質に衝突したとき、その物質の中にある原子から電子を放出させる作用のことである。

マイクロ波、赤外線、紫外線、可視光線などを非電離放射線と呼ぶこともあるが、これらは、通常、放射線とは言わない。これらが物質に衝突しても、電離作用を示さないからである。

放射線は、物質に電離作用を及ぼす。放射線には、 α 線、 β 線、電子線などの荷電粒子のように原子・分子を直接電離する直接電離放射線と、非荷電粒子である γ 線やX線、中性子線のように、原子・分子を直接電離す

ることではないが、原子内の束縛電子にエネルギーを与えて飛び出させたり、水素原子の陽子と衝突して飛び出させたりして、二次的に荷電粒子を発生させて間接的に物質に電離作用を及ぼす間接電離放射線がある。

イ 放射能・吸収線量・等価線量

放射能とは、放射性物質の量を示す数量であり、単位時間あたりの原子核の平均壊変数で表す。1秒間に平均1個の原子核が壊変する放射能を1ベクレル (Bq) といい、平均 n 個の原子核が壊変する放射能は n Bq となる。なお、壊変のことを崩壊ともいう。ラジウム1グラムが1秒間に壊変する量は、 3.7×10^{10} Bq になり、これを1キュリー (Ci) と呼んでいる。ただし、現在、公的には、放射能の単位に Ci ではなく Bq を用いることになっている。

放射線が単位質量あたりの物質に与える平均エネルギーを「吸収線量」という。その単位をジュール (J) / キログラム (kg) で表し、グレイ (Gy) という ($\text{Gy} = \text{J/kg}$)。同じ吸収線量であっても、放射線の種類やエネルギーによって、人体に与える影響は異なる。例えば、1Gy の γ 線と α 線とを比べると、 α 線は γ 線の20倍ほどの影響を人体に与える。すべての放射線の人体への影響を同じ尺度で評価することが求められており、そのため、放射線の線質ごとに異なる加重係数 (放射線加重係数) を与えて、これを各線質の吸収線量に乗じて加え合わせるようにする。そうして得られた数値が「等価線量」と呼ばれる。放射線の線質によらず、人体への影響が等価になるように計算したもので、これをシーベルト (Sv) の単位で表わす。放射線荷重係数は、X線、 γ 線では1であるが、 α 線では20になる。それだけ人体に与える影響が大きいということの意味している。 α 線は飛距離はないが、強いエネルギーを与えるので、強い電離作用を持つことになる。同じ1グレイの被ばくをしても、X

線の場合は 1Sv の被ばく量であるが、 α 線の場合は 20Sv の被ばく量として計算する。

ウ 透過力・実効線量

この点について、被告らは、 α 線は紙でも止めることができ、飛距離も短いので「透過力」が小さいとして、あたかも「透過力の強さ」＝「危険性の大きさ」であるかのごとく主張しているが、物質にぶつかった際にその物質と大きく相互作用し、物質に影響を与えるからこそ透過しないのであり、透過力がある方が物質との衝突が生じず、与える影響は小さいのである。

また、等価線量としては同じでも、臓器や器官ごとにその生物学的影響は異なる。リスクの高い臓器とそうでない臓器とがある。そこで、更に臓器ごとのリスクを踏まえて組織加重係数を乗じたうえで、すべての臓器について合計した数値を出す。これを「実効線量」と呼ぶ。このように実効線量は、すべての臓器の加重平均値になるので、特定の臓器についてどのような影響を与えているのかは、臓器ごとの等価線量を見る必要がある。等価線量も実効線量も、同じシーベルトという単位を使うので、それが等価線量なのか、実効線量なのかを区別して考える必要がある。

2 半減期・物理学的半減期・生物学的半減期・実効半減期

本件原発事故からは、多くの核種が放出されており、その核種及び比率については、爆発を起こした 1 号機、2 号機、3 号機で異なる。主要な核種ごとにその放射線の種類、物理学的半減期、実効半減期、人体での主な蓄積場所とその核種ごとの特徴をまとめたのが表 1 である。実効半減期は、体内に取り込まれた放射性物質が、生物学的排泄作用（生物学的半減期）と放射性物質お物理的壊変（物理学的半減期）の両者により減少して半分になるま

での期間である（なお、表 1 は、環境省の基礎資料（平成 26 年度版）第 1 章からの引用であり、現在の環境省の同資料の最新版（改定日 2019 年 3 月 31 日）では、実効半減期について、Cs134 は、64 日～88 日、Cs137 は、70 日～99 日と幅のある表示をしており、また、Sr90 については 18 年、Pu239 については 20 年と表示している。いずれも環境省の資料である）。

表 1 福島原発事故から排出された主要な放射性物質

核種	放射性ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	ストロンチウム 90	プルトニウム 239
放射線の種類	β 線, γ 線	β 線, γ 線	β 線, γ 線	β 線	α 線, γ 線
物理学的半減期	8 日	2.1 年	30 年	29 年	2 万 4000 年
実効半減期	7 日	64 日～88 日	70 日～99 日	18 年	20 年
主に蓄積する身体器官	甲状腺	全身	全身	骨	骨, 肝臓
特徴	体内に入ると, 1～3 割程度が甲状腺に蓄積する。	セシウム 137 と同様, カリウムに類似し, 全身に蓄積する。	現在, 外部被ばくの原因となる放射性物質のほとんどを占める。	カルシウムに類似し, 骨に蓄積する。 γ 線から発見できない。	半減期は長い, 排出量は少ないと考えられる。

（環境省：放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料第 2 章 2・2 の表等に基づき作成）

第3 放射線の効果

1 早期効果と晩発効果

(1) 早期効果

放射線の身体的影響 (somatic effect) は、早期効果 (early effect) と晩発効果 (late effect) に分けることができる。早期効果は、放射線をあびて数週間以内に出現するもので、一般的には表2のように言われている。なお、放射線宿酔 (radiation sickness) というのは、放射線治療や被ばく直後に見られる吐き気、頻脈、頭痛などの一過性の全身反応で原因は不明である。

表2 放射線の早期効果

線量 (Sv)	症状	備考
0.25	ほとんど臨床症状なし	ICRPによれば0.1～0.25Sv 以上は医師の診断が必要
0.50	リンパ球の一時的減少	
1.0	吐き気、嘔吐、全身倦怠、リンパ球著 減	危険限界量
1.5	放射線宿酔 50%	Radiation sickness
2.0	長期白血球減少	死亡率 5%
4.0	死亡 30 日間に 50% (LD _{50 (30)})	Lethal Dose50 半致死量
6.0	死亡 14 日間に 90%	
7.0	死亡 100%	100%致死線量

前掲放射線衛生学 20 頁

(2) 晩発効果

これに対し、晩発効果は、数年ないし数十年経過して出現するもので、次のようなものが確認されている。晩発効果は線量が低くても生じる。

ア 白血病，がん

一般に線量と発生率との間には、低線量でもしきい値はなく、比例すると考えられており、実際にも 100mSv を下回る被ばくでも、白血病の発病が確認されている。

イ 白内障

目の水晶体が混濁するのが白内障であり、潜伏期が長く、被ばく期間には関係がないと言われている。

ウ 寿命の短縮

動物実験では、寿命の短縮が確認されている。人間でも寿命の短縮や老化促進に関係すると言われているが、まだよく分かっていない。

エ 胎児への影響

早期では影響が大きい。妊娠 1～2 か月で奇形を起こす確率が高い。

オ 広島・長崎の原爆による被ばくの効果

現在の広島・長崎の原爆による被ばくとがんなどの疾病との因果関係について、厚労省は、新しい審査の方針として、下記のような基準を設けている（厚労省 HP における新しい審査の方針を参照）。これは、広島・長崎の原爆による被ばくとがんなどの発症との因果関係が争われた訴訟において、多くの裁判例が、疫学的な調査を行ったうえで、ほぼ 1mSv 以上の被ばくをしたと推定される者について原爆起因性（高度の蓋然性）を認めたことから、被ばくの実態に即して、おおむね 1mSv 以上の被ばくをしていると推定される爆心地から半径 3.5

k m 以内で被ばくした場合（そのほか直後に市内に入った者も含まれる）には、反証がない限り、原爆起因性を認め、治療の要否を判断したうえで医療補助を行うとしたものである。

これは、がんや白内障については、1mSv 程度でも、放射線被ばくと発症との間に因果関係がある（高度の蓋然性がある）ということが多くの裁判例において認められた結果、このような新しい基準が設けられたという経緯であり、決して行政が被害者救済のために恣意的に線引きをしたというものではない。このことは、1mSv 程度の低線量被ばくでも、がんや白血病などがその晩発効果として生じるという実証例である。

2 確定的影響と確率的影響

(1) 確率的影響と組織荷重係数

確定的影響（deterministic effect）と確率的影響（stochastic effect）とを区別する考え方は、1997 年に ICRP が提示したものと言われている。確定的影響は、あるしきい値（限界線量）以上で起きるもので、線量の大きさにより変化する。これに対し、遺伝的影響や発がんなどの晩発的影響の一部は、線量が低くても起きるもので、しきい値がなく、確率的影響と呼ばれている。

この確率的影響を評価するため、組織臓器ごとに確率係数を定め、全体を 1 として個々の臓器の確率係数が全体の確率係数に占める割合を求め、組織荷重係数（tissue weighting factor）を算出する。そうして算出された組織荷重係数は、表 3 のとおりである（ICRP1990, 2007）。左側が 1990 年勧告の数値、右側が 2007 年勧告の数値であり、わが国では、1990 年の数値が採られている。（下記環境省のサイト参照）

<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/kisoshiryo/attach/201510mat3-01-12.pdf>

表 3 組織荷重係数

組織・臓器	組織荷重係数 (ω_T)		組織・臓器	組織荷重係数 (ω_T)	
	1990	2007		1990	2007
生殖腺	0.20	0.08	肝臓	0.05	0.04
乳房	0.12	0.05	食道	0.05	0.04
骨髄（赤色）	0.12	0.12	甲状腺	0.05	0.04
結腸	0.12	0.12	皮膚	0.01	0.01
肺	0.12	0.12	骨表面	0.01	0.01
胃	0.12	0.12	脳唾液腺	Blank	0.01
膀胱	0.05	0.04	残りの組織／ 臓器	0.05	0.12
			合計	1.00	1.00

(2) 実効線量と放射線荷重係数

ところで、人体への影響を考える場合、上記のとおり、組織・臓器ごとの違いを考慮する必要があるほか、放射線の種類により、同じ吸収線量でも生物学的な影響は異なることになる。そのため、核種ごとの人体へ与える影響の大きさに応じて考えられたのが放射線荷重係数 (ω_R) であり、それは、表 4 のとおりである。

表 4 放射線荷重係数 (ω_R) (ICRP, Publ.60) (ICRP 2007 年勧告)

放射線の種類とエネルギー範囲	放射線荷重係数 (ω_R)	放射線の種類とエネルギー	放射線荷重係数 (ω_R)
光子 (すべてのエネルギー)	1	光子	1
電子, μ 粒子 (すべてのエネルギー)	1	電子, μ 粒子	1
中性子 (10keV 未満)	5		2007 年勧告では, 中性子については連続関数として定義されている。 (ICRP2007 勧告 Publ.103 頁 (4.3) 式)
中性子 (10～100keV)	10		
中性子 (100 超～2MeV)	20		
中性子 (2 超～20MeV)	10		
中性子 (20 超となる)	5		
反跳陽子以外の陽子 (2MeV 超)	5	電子と荷電パイ中間子	2
α 粒子, 核分裂片, 重原子核	20	α 粒子, 核分裂片 重イオン	20

人体が放射線に被ばくした場合, すべての臓器・組織の確率的影響の危険度は, 標的臓器によって異なる。そこでこの度合いを考慮して, 実

際の線量が及ぼす効果，すなわち実効線量当量を明らかにする必要がある。

人体が被ばくをした場合，すべての臓器・組織の放射線によるリスクの合計は，組織 T のリスク係数 R_T にその組織の線量 H_T を乗じたものを合計したものであるから，被ばくをした組織が n 個ある場合，

$$R_{T1}H_{T1} + R_{T2}H_{T2} + \dots + R_{Tn}H_{Tn} = \sum R_T H_T$$

となり，組織荷重係数 $\omega_T = R_T / \sum R_T$ $\sum \omega_T = 1$ となる。

この $\sum \omega_T H_T = H_T$ が実効線量である。したがって，実効線量を得るためには，各臓器・組織の線量を計測して，これにそれぞれの組織荷重係数を乗じて合算をしなければならない。しかし，実際には，それぞれの臓器ごとの線量の測定ができないため，ICRP1997 は，身体を模擬した ICRU 球内部の線量当量の最大値（深部線量当量指標 H_1 ）を体外被ばくによる線量当量としたのである。しかし，それは理論上のことで，実際に ICRU 球の最大値 H_1 を厳密に評価することはできないので，ICRU 球の深さ 1 センチメートルの線量当量を用い，これを H_{1cm} と表記している。したがって。これは実測値ではなく，計算上算出される線量当量である。

(3) 内部被ばくと預託実効線量

以上は，外部被ばくについてであり，内部被ばくについては，別の計算が必要となる。体内被ばくでは，放射性核種の預託実効線量係数 (committed effective dose coefficient) から預託実効線量を計算する。

放射性核種摂取後一定時間(τ とする)の当該放射性核種に起因する実効線量を預託実効線量といい， $E(\tau)$ で表す。複数の放射性核種 j の吸入摂取および経口摂取による預託実効線量係数 $e_{j,inh}(\tau)$ および $e_{j,ing}(\tau)$ を適切に求めておけば，

$$E(\tau) = \sum e_{j,jnh}(\tau) \cdot I_{j,jnh} + \sum e_{j,jng}(\tau) \cdot I_{j,jng}$$

によって、預託実効線量を求めることができるとする。通常 τ は50年が用いられる(ICRP2007年勧告 ICRP Pub 103)。

通常、放射性核種摂取時に、預託実効線量に相当する被ばくをしたものとして被ばく管理が実施されるが、実際には、引き続く50年間において被ばくするのであるから、年ごとの被ばくが正しく見積もられるわけではない。また、放射性核種の形態は様々であり、個人の体格も様々であり、摂取された放射性核種の個人ごとの体内動態も様々であるから、この方法で求めた預託実効線量は、誤差のある推測値である。

以上のとおり、内部被ばくが人体に与える影響は、一律ではなく、①吸入した放射性核種、②個人の体格、③摂取された放射性核種の個人ごとの体内動態により異なるものであり、更に④引き続き、どのような被ばくを受けるのかによっても異なるものである。

本件について言えば、原告らは、線量の高い場所で初期被ばくしたことは分かっているが、どのような放射線核種を吸入したのか(①)は分明ではないこと、被ばくをした原告らの体格(②)は千差万別であること、個人ごとの体内動態(③)も明らかになっていないこと、更に原告らの中には、引き続き津島にとどまった者もいれば、一度は避難をしたが、線量の高い時期に何度も津島に入り、被ばくした者もあり、引き続いての被ばく量(④)も加味して考える必要があることなど、預託実効線量を計算するためのデータは十分ではない。更には、原発事故発生当初の外部被ばく量や摂取した内部被ばく量さえはつきりしない状態である。そのような状態では、安全であるという根拠は見いだせないし、その点について、被告らは、原告らを安心させるに足る説明を何もしていない。外部被ばくと内部被ばくを同視できるとする根拠は何もない。

第4 放射線防護の考え方の変遷

1 耐用線量—ラジウム防護委員会

放射線が危険であり、防護の必要があるということが社会的に問題となったのは、20世紀に入ってからであり、まず、1921年、イギリスで、X線およびラジウム防護委員会（BXRП）が設立され、1922年、米国で、レントゲン線協会、フランスで、ラジウム委員会が組織され、耐用線量という概念が使われるようになった。そこでは、放射線の人体の影響にはしきい（閾）値があると考えられていた。

2 最大許容線量—ICRP の設立

1950年、ICRP が設立され、その際の勧告では、耐用線量という表現が改められ、最大許容線量（maximum permissible dose）となった。また、放射線による被ばくは、回復不可能であり、蓄積的であるため、「被ばくを可能な最低レベルまで引き下げるあらゆる努力を払うべきである」とされた。

3 線量当量限度とリスク・ベネフィット論

そして、米国のNCRP 特別委員会などが推進するリスク・ベネフィット論を取り入れて、ICRP1965年勧告は、許容線量という表現に代えて、線量当量限度という用語を用いた。また、「経済的および社会的な考慮を計算に入れたうえ、すべての線量を容易に達成できる限り低く保つべきである」（as low as readily achievable）とされた（頭文字をとって、ALARA 原則と呼ばれる）。

4 BEIR とコスト・ベネフィット論

その後、原子力発電に対する批判が強まるのに対して、米国では、全米科学アカデミーにおいて、電離放射線の生物学的影響に関する諮問委員会（BEIR）が1970年に設立され、1972年に「BEIR-1 報告」が出された。これは、新たにコスト・ベネフィット論を取り入れたもので、①いかなる放射線被ばくも、それにみあう利益が期待されないのであれば、認められるべきではないこと、②公衆は放射線から防護されなければならないが、その防護の程度は、放射線を避けたために一層大きな害を生じさせるようなものであってはならない、また、ほかに費やされたとすればより大きな利益を生み出すほど多額の金額をかけて小さなリスクの引下げが追求されてはならないこと、③公衆ひとり一人について、医療を除いて、人工放射線からの被ばくに対してある上限値を設定すべきだが、それは、その個人に及ぶ放射線による重篤な身体的影響の障害のリスクが、一般に受け入れられているほかのリスクに比べて小さくなければならないこと、④原子力産業に対しては、コスト・ベネフィット分析を基礎にして、利用可能なほかの技術による生物学上及び環境上のリスクを減少させる場合のコストを考慮に入れるように指導すべきであり、「実行可能な限り低く」という考え、及び社会の福祉への総合的利益という考えをともに定量化することをいそぐべきであることが示される。

5 コスト・ベネフィット論に基づく ALARA 原則の採用

ICRP は、当初このような考え方については否定的であったが、次第に原発の経済的利益を考慮するようになり、1973年4月に1965年勧告の一般原則は次のように改められた。すなわち、「経済的および社会的な要因を考慮に入れながら、合理的に達成できる限り低く保つべきである」（これも同じく ALARA 原則と呼ばれる）。〔容易に〕が〔合理的に〕に変更さ

れたことによって、経済的な合理性がある限りにおいて低く保つという解釈が可能な表現に改められたのである。

6 正当化・最適化・線量限度

そうした原子力発電による経済的利益を損ねることがないようにするという方向性はさらに強まり、ICRP1977年勧告では、「放射線防護は、個人、その子孫および人類全体の防護に関するものであるが、同時に放射線被ばくを結果として生ずるかもしれない必要な諸活動も許されている」とし、(1) 正当化、(2) 最適化、(3) 線量限度という3つの概念を使って説明する。正当化というのは、放射線被ばくを伴うどのような行為も被ばくによる損失を上回る便益を生むのでなければ採用してはならないということ、最適化というのは、正当化された行為でも、その被ばくについて経済的及び社会的要因を考慮に入れて、合理的に達成できる限り低く保たなければならないこと、線量限度とは、いろいろな線源から一人の個人が受ける被ばくの実効線量について、患者の医療被ばくを除いて、超えてはならない線量限度をもうけることであるとされた。

7 職業被ばく・医療被ばく・公衆被ばく

また、放射線被ばくについては、①放射線を取り扱う業務における職業被ばく、②診断や治療のための医療被ばく、③それ以外の公衆の被ばくに分類され、1990年には、放射線を取り扱う職業人に対する被ばく線量限度として、5年間の平均が1年あたり実効線量で20mSv（ただし、いかなる年でも50mSvを超えないこと）、一般公衆の被ばくは、年間1mSvを超えないこととされた。

8 計画被ばく状況・緊急被ばく状況・。現存被ばく状況

そして、2006 年には、放射線事故を想定して、①平常時（計画被ばく状況）、②非常時（緊急被ばく状況）、③非常時からの復興時期（現存被ばく状況）という 3 つの状況が区別され、2007 年勧告に引き継がれた。

9 拘束値と参考レベル

また、拘束値という概念を用い、あらゆる状況において適用され、最適化プロセスにおける出発点として使われるとする。この拘束値の最高値は急性又は 1 年間のいずれかで受ける 100mSv であると考ええる。放射線緊急時における避難の拘束値は、20～100mSv、計画された状況における予定された職業被ばくの拘束値は 1～20mSv、計画された状況における予定された公衆被ばくの拘束値は 1mSv 以下とされた。また、緊急時被ばく状況が過ぎ去った後の現存被ばく状況においては、線量限度は定められず、代わりに「参考レベル」として年間 1～20mSv の間の線量が定められる（ICRP Publ.111）。

10 公衆被ばくと代表的個人

計画被ばく状況においては、「委員会は、線源関連の拘束値以下での最適化の手法により、規定の線量限度を用いて、公衆被ばくを管理するよう引き続き勧告する。特に公衆被ばくに対しては、一般に、各々の線源が、多くの個人にわたる線量の分布を生じるであろうから、より高く被ばくする個人を代表するために代表的個人という概念を用いるべきである（ICRP, 2006a）。

計画被ばく状況における公衆の構成員に対する拘束値は、公衆の線量限度より低くすべきであり、通常は国の規制当局により設定されるであろう」としている（ICRP Publ.103,6.1.2（259））。ここで、代表的個人というのは、2006 年勧告で初めて登場したものであり、公衆の中で、最も多

く被ばくする個人を表現するためのもので、要するに**最も多く被ばくする個人の被ばく量が拘束値を上回らないことが必要とされる**。そして放射線廃棄物管理における公衆の構成員に対する拘束値は年約 0.3mSv を上回らないこと (Publ.77) , 長寿命放射性核種が計画的に放出される状況では環境での蓄積により拘束値の超過につながらないことが検証できない場合は線量の長期成分に対して年 0.1mSv オーダーの拘束値を適用することが賢明であるとされている。緊急時における拘束値の選択は国の責任であり (218) , また、既存の被ばく状況における拘束値の選択は国の責任であり、拘束値は年 100mSv を超えるべきではなく、一般的に年約 20mSv を超えるべきではないとする。

11 まとめ

以上のとおり、ICRP 勧告は、放射性物質の利用の有用性を前提として、有用性がある場合には、ある程度の被ばくを受忍すべきであるとの考え方に立脚している。これは、リスクを受ける主体がベネフィットを受ける主体と同一である場合には、ある程度の合理性があるが、ベネフィットを受ける主体とリスクを負担する主体が異なる場合には、このような受忍義務を課する合理性を認めがたい。なぜなら、あくまで放射性物質というのは危険なものであり、それによる被ばくが正当化できるのは、有益性をもたらすからである。医療的検査や治療においてより有用な結果が期待でき、他の方法では達成できない場合には、そのベネフィットを患者が受けるのであるから、その患者はリスクを負担するのもしやむを得ない場合がある。同様に原子力発電によって、電気というベネフィットを得るためであれば、多少のリスクは甘受すべきであるということになる。しかし、そのようなベネフィットを受けることなく被ばくのリスクのみを負担することは、いかなる場合でも、これを正当化することはできない。

本件原発事故によって生じた放射性物質による地域汚染の状態というのは、絶対に事故は起きないとの説明を信じて原発の稼働を黙認してきた設置自治体以外の地域住民にとっては、全く予想外のできごとであり、かつ、原発設置による利益も、当該発電所の電気による利益も得ていないことがらである。この ICRP の基準によっても、原告ら設置自治体ではない浪江町の住民にとって、これを受忍すべき合理的な理由は何もない。したがって、仮に ICRP の基本原則を受け入れるとしても、本来的に追加的放射線量についてはすべてこれを除去する必要がある。これが請求の趣旨第 1 項の根拠である。被告らが ICRP の基準を守るというのであれば、原告らにとって津島地域を汚染している放射性物質は、何らの利益ももたらさないものであり、これを放置する合理性、許容性はないのであるから、本件原発事故によって津島地域の空間線量を本件原発事故以前の線量に戻すことは当然の責務である。

なお、ICRP がどのような場合でも、公衆被ばくの拘束値の上限を 100mSv としているのは、後に触れるとおり、広島、長崎の放射線被ばくの統計的データによって、被ばく線量が 100mSv を超えると有意に発がん性が高まることが明らかになっているからである。また、職業被ばくにおいても、上限を 20mSv の 5 年間としているのは、累積被ばく量が 100mSv に達するからである。ICRP は、低線量の長期被ばくは、短時間の被ばくと比べてリスクが半分になる（DDREF=2）としながらも、なお、100mSv 以下だから安全であるというわけではないという考え方、つまり、低線量でも比例的にリスクが存在するという直線しきい値なし仮説（LNP 仮説）に立っている。そこで、まず、そもそもこの ICRP の組織は、どのような公共性を持っており、その基準にどのような合理性があるのかなど、その問題点について検討し、その次に 20mSv の被ばくの安全性について検討する。広島・長崎の原爆による被爆者の調査の結果、100mSv 以下で統計的に有意な形でがんなどの発病のリ

スクが確認できないということは、それ以下では安全であることを意味するものではないのである。

第5 ICRPの問題点

1 はじめに

被告らは、低線量被ばくに関する「国際的な科学的知見」として ICRP の見解を紹介し、被告国は、ICRP が現存被ばく状況について 1~20mSv を許容していることから、20mSv で解除をしても問題がない旨主張している。これに対し、原告らは、第 29 準備書面において、詳細に ICRP の問題点について主張した。ここで改めて、ICRP の問題点について主張を整理する。

2 被告東京電力準備書面（5）第 4 以降について

被告東京電力は、準備書面（5）第 4 の 1 において放射線防護の考え方として、ICRP（国際放射性防護委員会）の考え方を紹介し、同 2 において、100 mSv 未満の低線量被ばくのリスクについて論じている。そして、同 3 において、日本の放射線防護体制について触れ、同 4 において、ICRP の勧告を踏まえて福島県内の学校等の校舎・校庭の利用に関する取扱いを決めたことを記載し、同 5 において、IAEA 国際フォローアップミッション最終報告書、同 6 において、原子力規制委員会の見解に触れ、最後に同 7 として、以上のまとめとして、「いかなる線量でもリスクは存在するという予防的な仮定に立って、人体にとってより安全サイドになるように定めるとともに、事故時においては、100mSv 以下の水準において線量管理を行うことが許されるものとしているのである。」とする。そして第 5 において、以上に述べた「放射線の健康影響に関する国際的な科学的知見の内容」が報道されている旨を述べ、最後に第 6 において、UNSCEAR 報告を引用している。原告らは、これに対し、

- 3 ICRP は、第三者機関ではないこと
 - 4 ICRP の基準は、客観的危険性によって決められたものではないこと
 - 5 IAEA 国際フォローアップ最終報告書は ICRP と同じであること
 - 6 UNSCEAR 報告も ICRP を追認しただけであること
- を明らかにする。

3 ICRP が第三者機関ではないこと

(1) ICRP の目的は、原発前提の基準作りであること

被告らは、ICRP の基準があたかも第三者機関の科学的な知見であるかのごとく主張しているが、そうではない。原告ら第 25 準備書面でも触れたが、ICRP は、第三者的な公的機関ではなく、放射線を有効に利用するという観点に立って維持されている機関であり、あくまで原発の推進に支障を来さないことが前提となっている。そこで、まず、ICRP の構成員となっている日本人がどのような機関に所属しているのかを検討する。ICRP の構成員は固定されておらず、その時期により、出身母体は同じではない。第 29 準備書面で触れた日本人メンバーは、「甲斐倫明（主委員会，作業グループ 91. 93），荻野晴之（科学秘書局秘書官補佐），樋口敏広（科学秘書局，第一委員会），小笹晃太郎（第一委員会，作業グループ 91），酒井一夫（第一委員会，作業グループ 91），佐藤達彦（第二委員会，作業グループ 96），細野眞（第三委員会，作業グループ 101），伴信彦（第四委員会，作業グループ 102），本間俊充（第四委員会，作業グループ 93），遠藤章（作業グループ 90），佐藤大樹（作業グループ 90），斎藤公明（作業グループ 90），栗原・サイオ・千絵子（作業グループ 94），保田浩志（グループ 98），米倉義晴（作業グループ 101），浜田信行（作業グループ 102）の 16 人である。そのうち、甲斐氏は大分県立看護科学大学，樋口氏は京都大学，細野氏は近畿大学に各所属する大学の研究者であるが，そのほかの

メンバー13人は、原発推進関連団体に所属し、あるいは関係している。なお、作業グループ91は、低線量放射線リスク影響と放射線防護目的のための低線量被ばく率を扱っている。同グループには、12人の研究者が所属しているが、そのうち4人が日本のメンバーである（甲斐、小笹、酒井の3氏と米国人で日本の放射性影響研究所副所長のロイ・E・ショーワ教授の計4氏が帰属を日本とされている）。日本が委員の3分の1の割合を占め、その人数が4人となるような作業グループは、これだけである。」と記載した。しかし、多くの日本人メンバーは入れ替わっており、甲斐氏（甲C93の1）、樋口氏（甲C93の2）、細野氏（甲C93の3）、荻野氏（甲C94の1）、小笹氏（甲C94の2）、佐藤氏（甲C94の4）ら多くの方々が委員を辞めている。現在も、ICRPの委員を勤めているのは、放医研に所属する酒井一夫氏（甲C94の3）、元動燃所属で、UNSCEARのメンバーでもある伴信彦氏（甲C94の5）、現在も第4委員会のメンバーである本間俊充氏（甲C94の6）、元原研の遠藤章氏（甲C94の7）、元UNSCAR議長（2015-17）で、放医研理事長である栗原義晴氏（甲C94の11）である。なお、以下では、日本人のICRPの元メンバーも含めて、ICRPと日本の原発推進機関との関係を明らかにする。なお、所属機関は書面作成時であり、現在は変わっている可能性がある。

（2） 日本人のICRPのメンバーまたは元メンバーの所属機関について

ア 荻野晴之氏

荻野氏は電力中央研究所に所属。同研究所は、被告東京電力などの電気料金の0.2%が運営資金であり、歴代理事をみると、すべて電力会社の出身者によって構成されている。すなわち、横山通夫（1971年6月～1980年6月・元中部電力会長）、成田浩（1980年6月～1991年6月・元東京電力副社長）、依田直（1991年6月～1999年6

月・元東京電力副社長），佐藤太英（1999 年 6 月～2005 年 6 月・元中部電力副社長），白土良一（2005 年 6 月～2009 年 6 月・元東京電力副社長），各務正博（2009 年 6 月～現在・元中部電力副社長）である。以上からみると，電力中央研究所は，電力会社の資金により，電力会社の意向によって運営されている機関である。（甲 C95 の 1）

イ 小笹晃太郎氏

小笹氏は，2008 年以降財団法人放射線影響研究所（放影研）の疫学部長（ただし，2015 年，放影研は，日本量子科学技術研究開発機構の一部となっている。以下過去とのつながりを明確にするため「放影研」という。）を勤めている。放影研は，被告国と米国が設立した組織で，被爆者のデータを得るため，治療はせずに調査だけをしてきた団体である。元 ICRP メンバーであった丹羽太貫（にわおおつら）氏が理事長を務めているが，同氏は，ようやく昨年 6 月になって，理事長として，放影研の前身である ABCC（原爆傷害調査委員会）が被爆者の治療をせず，被爆の生命・身体への影響の調査だけをしてきたことについて謝罪をするに至っている。放影研は，広島，長崎の被爆者を中心に低線量被ばくの生命・身体への影響について調査をしてきた団体である。ICRP を含め，被告東京電力がいう国際的合意の前提となる広島，長崎の資料を提供してきたのが放影研である。（甲 C95 の 2，3，4）

ウ 酒井一夫氏

酒井氏は，2006 年まで電力中央研究所の研究員であったが，2006 年以降放射線医学総合研究所（以下「放医研」という。）に所属し，現在，放射線防護研究センター・センター長である。放医研は，1957 年に発足した放射線医学に関する総合研究所で，平成 13 年文科省所管の独立行政法人となった。役員は，理事長のほか理事 4 名，監事

2名である。理事長であった平野俊夫氏は、元大阪大学総長であり、免疫学、腫瘍病理学が専門で、平成28年に日本量子科学技術研究開発機構が発足すると、その初代理事長に就任している。残りの理事3名のうち、2人は科学技術庁、1人は日本原子力研究所の各出身である。監事の2名のうち1人は文科省の出身であり、もう一人は元帝人の取締役である。酒井氏は、放射線ホルミシスの研究者で、低線量の放射線は人体に良い影響を与えるという効果について研究している。なお、現在の理事長は下記のとおり、米倉義晴氏である。（甲C95の5）

エ 佐藤達彦氏

佐藤達彦氏は、日本原子力研究開発機構に所属する研究者であり、同機構は、2015年から国立研究開発法人となったが、それ以前は、理事長、副理事長は、原子力研究所の出身であり、理事の中には、元動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）の東海事業所核燃料技術開発部長、元文科省大臣官房審議官などが含まれている。つまり日本原子力研究開発機構は、原発を推進してきた原研及び動燃並びに文科省の出身者によって運営されている団体である。

オ 伴信彦氏

伴氏は、環境省原子力規制委員会のメンバーである。大学院卒業後は、動燃に所属していた。原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）のメンバーでもある。

カ 本間俊充氏

本間氏は、日本原子力研究開発機構安全センター長であった研究者であり、元原子力研究所に所属していた。（なお、同氏は、原子力安全委員会が、子どもについても年20mSvで安全かどうかについて専門家として意見を聞いた2人のメンバーの一人である。同氏は、

ジャーナリスト江川紹子氏のインタビューに対し、年 20mSv で安全であるとは回答していない、「適切ではない」と申し上げたと述べている。しかし、江川紹子氏は、原子力安全委員会から年 20mSv を決定するにおいて意見を聞いた 2 人の専門家は 20mSv とすることは適切だと判断していると聞いており、またその一人は、本間氏であると確認していると述べている。もし、そうだとすると、安全委員会は、本間氏の発言を無視して全員が年間 20mSv の決定を適切だと判断したと虚偽の事実を述べていたことになる。) なお、本間氏は、現在も ICRP 第 4 委員会に所属し、ICRP の 2019 年 6 月の勧告案の作成に関与しており、この新しい勧告案では、現存被ばく状況への移行は、できるだけ 1mSv に近い値で行い、速やかに 1mSv の計画的被ばく状況に移行させる必要があり、10mSv を超え数値での解除は相当ではない旨を勧告している。

キ 遠藤章氏

遠藤氏は、元日本原子力研究所の研究員であり、2005 年に同研究所が核燃料サイクル機構と合体して以降は日本原子力研究開発機構の研究員である。日本原子力研究開発機構の理事長は、2015 年、文科大臣によって、三菱重工副社長であった児玉敏雄氏が任命されている。国内の加圧水型原子力発電プラントは、運転中 24 基を超え、これらの合計出力は 2000 万 kw に達しているが、このうち、初期の数プラントを除き、三菱重工が主契約者となって、設計・製作・建設のすべてを担当している。原発を推進することは三菱重工にとって重大な利害を有しているのである。また、同年副理事長に任命されたのは、文科省大臣官房審議官田口康氏である。原発を推進する企業と文部官僚の出身者によって維持されているのが日本原子力研究開発機構である。

ク 佐藤大樹氏，斎藤公明氏，栗原千絵子氏

佐藤大樹氏，斎藤公明氏も，日本原子力研究開発機構の研究員である。

また，栗原千絵子氏は，放射線医学総合研究所（放医研）の生命倫理の研究者である。2016 年以降は，日本量子科学技術研究開発機構（放影研）にも所属している。

ケ 米倉義晴氏

米倉義晴氏は，放医研の理事長であり，また，平成 27 年からは，UNSCEAR（アンスケア。原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の理事長に就任している。米倉氏は，平成 19 年から UNSCEAR の委員を兼ねており，また，平成 22 年には，放医研は，これまでの IAEA（国際原子力機関）との協力関係から，IAEA 協働センターに指定され，「放射線生物影響」についても協力関係を形成している。なお，放医研では研究費の使用に関して多くの問題があったことから，第三者委員会が設置され，改善が求められたことは，第 25 準備書面に記載したとおりである。

コ 浜田信行氏

浜田氏は，元放医研の研究員でもあったが，平成 22 年からは，電力中央研究所原子力技術研究所放射線安全研究センターの研究員である。

サ 保田浩志氏

保田氏は，1992 年に放医研の研究員となり，その後も 20 年近く放医研に勤務し，2011 年に UNSCAR（国連科学委員会）の事務局にプロジェクトマネージャーとして勤務した後，放医研に戻り，2015 年 10 月から広島大学原爆放射線医科学研究所教授として勤務している。

- (3) ICRPの基準は、原発推進団体に所属するメンバーが関与して策定されたこと

以上のとおり、ICRPの日本人メンバーあるいは元メンバーの多くが電力中央研究所、放影研、日本原子力研究開発機構、放医研、原子力規制委員会の研究員（内1人は元研究員）である。上記のとおり、電力中央研究所は、歴代理事長が、被告東京電力または中部電力の元経営者であり、放影研、日本原子力研究開発機構、放医研は、いずれも、原子力利用を積極的に進めてきた機関であり、被告東京電力、中部電力、三菱重工などの原発運営企業、製造企業と文科省官僚とが密接に関わっている。このような機関の研究者が、何等の法的な身分保障もないまま、被告東京電力のような電力会社や被告国の意向に反して積極的に中立性を維持することは困難であることは明らかである。

なお、更に言えば、その傾向は益々強まっている。すなわち、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）によって、放影研、日本原子力研究開発機構、放医研は、いずれも国立研究開発法人又はその一部となったが、同改正法によれば、国立研究開発法人とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人（改正後の独立行政法人通則法3条2項）である。その特徴は、これまで各省庁が行っていた評価機能を内閣総理大臣が任命する評価委員によって構成される評価委員会に一元化し、評価委員会は、理事長、

監事への調査権限が付与され、直接内閣総理大臣に報告する。理事長の裁量によって研究者の給与を高額に設定することができるなど裁量権が与えられるため、理事長の権限が強化されることになるほか、政府が特定の研究の実施を法人に要求することができ、その研究成果が十分でない場合には監督省庁の大臣が理事長を解任する権限を持つことなどが規定されている。これによって、研究者の給与は理事長判断で増減が可能となり、主務官庁の大臣は一定の目的を持って研究することを求め、成果が上がらない場合には理事長の解任権限を持つことになる。その結果、内閣府からの個々の国立研究開発法人の独立性及び同法人からの個々の研究者の独立性は大きく制限されることになる。この点だけをみても、仮に良心的な研究者がいても、理事長の意向に反することはできないし、理事長も被告国のいうことをきかなければ解任される立場であるから、そうした機関の構成員が ICRP と UNSCEAR を動かしている限り、原発推進の妨げにならない範囲で防御を考えることしかできないことをしめしている。

そもそも ICRP は、イギリスの非営利団体 (NPO) として公認の慈善団体であり、助成金の拠出機関は、国際原子力機関や経済協力開発機構原子力機関などの原子力機関をはじめ、世界保健機構、ISR や国際放射線防護学会 (International Radiation Protection Association; IRPA) などの放射線防護に関する学会、イギリス、アメリカ、欧州共同体、スウェーデン、日本、アルゼンチン、カナダなどの原発を推進する各国の機関である。多くの原発推進団体及び原発を推進する国々からの資金提供によって運営されている。資金供与を受けても、その見解は独立している旨を主張しているが、ICRP 自体が放射性物質の利用を前提として、その安全管理を目標として、基準作りをしている団体であり、そのため、後に述べるように、人間の生命、身体や環境を護るた

め、原発自体の危険性を問題にするのではなく、原発の稼働を前提として、必要な基準を、原発の推進と矛盾が起きないようにしながら、人間の生命、身体と経済的、社会的利益を計りにかけて、両立させることを目指しており、放射線のリスクだけを考えて基準を作っているのではないのである。今後も、ますます被告国（内閣府）や被告東京電力をはじめとする原発推進団体の意向がこれらの ICRP のメンバーを通じて ICRP の基準に反映されることになることは目に見えている。その結果、犠牲になるのは、住民の生命、身体であり、地域の歴史であり、地球の環境である。汚染を放置するものは、地域の歴史の破壊者であり、地球環境の破壊者である。住民の生命、健康、環境と放射性物質とは両立できないのである。両立できないから、今、原告らはこの訴訟を起こしているのである。

4 ICRP の基準は、客観的危険性によって決められた基準ではないこと

ICRP は、放射線防御の recommendations（勧告）と guidance（指導）を provide（提供）することを使命としている。1951 年勧告では、体表面全体での X 線、ガンマ線の週間最大許容線量を 0.5 レントゲン（0.0044grays）

（注：4.4 ミリグレイ＝ほぼ 4.4 ミリシーベルト。年間にすると、その約 52 倍の約 230 ミリシーベルト）とされた。1957 年に ILO と UNSCEAR から ICRP に対しジュネーブでの 1956 年会議の結論を明らかにするよう圧力があり、1958 年に初めて公表された（出版 1 として知られている）。1977 年に 3 つの防御原則が紹介された。

(1) その introduction（導入）が positive net benefit（肯定的な実質的利益）を produce（産出）しない限り、如何なる活動も受容されないこと

(2) すべての被ばくは、経済的及び社会的要素を考慮に入れて（economic and social factors being taken into account），合理的に達成でき

る限り低く保たれるべき (shall be kept as low as reasonably achievable) こと

- (3) 個人的被ばく線量は、委員会によって、その環境に適用される勧告の限度を超えてはならないこと

1980 年代に、部分的に線量測定 of 修正により、広島、長崎の被爆生存者の再評価があった。1989 年に被ばくによる発がんリスクの見直しが行われ、次の 3 つの基準が示された。

- ① 正当化原則 The justification of a practice : 如何なる放射線被ばくを含む行為も、被ばくする個人や社会に対し、sufficient benefit (十分な利益) をもたらさない限り、許容されるべきではないこと

- ② 最適化原則 The optimization of protection : 経済的及び社会的要素を考慮に入れて (economic and social factors being taken into account) , 合理的に達成できる限り低く保たれるべき (shall be kept as low as reasonably achievable) こと

- ③ 個人が受けるあらゆる被ばくの総量が線量の限度を超えないこと

ここで、重要なポイントが 3 つある。1 つは、sufficient benefit (十分な利益) がない限り、公衆被ばくは許容されてはならないという原則である。レントゲン検査には十分な利益があるから、多少の被ばくもやむを得ないという考え方である。言い換えれば、原発事故によって放出された放射性物質を維持することについてはいかなる利益も存在しないから、速やかに除去すべきだというのがこの原則の結論になるはずである (この点は、当然のことではあるが、前記のとおり、ICRP のメンバーである本間氏も認めているとのことである) 。

もう 1 つは、それにもかかわらず、economic and social factors

being taken into account（経済的及び社会的要素を考慮に入れて）とされており，要するに，これらのすべてについて，経済的，社会的要素を考慮することで，原発の推進に支障がない範囲で，かつ，費用が過分にかかるようならば許容線量を超えても仕方がないという解釈が十分に入るように創られているという性質のものだということである。すなわち，決して客観的な安全性だけを基準とする科学的な指標ではないという事実である。費用がかかったり，除去するのが社会的に大変になるのなら，被ばくしても仕方がないと言っているのである。費用がかからなければ危険であるから除去する必要があるが，費用がかかるなら安全であるから除去する必要がないというのは，科学的議論ではないことは明らかである。医療であれば，ある放射線治療の有効性とリスクの説明を受けて治療の有効性を手に入れるため，あえてリスクを背負う選択をすることは許容されてよい。しかし，全く利用価値がない放射性物質を放置してよいかどうかについて，費用がかかるから放置しますということを住民に押し付けることには，何等の合理性も科学性も存在しないのである。

そして最後に，個人の受ける総線量が規制の範囲を超えないということは，例えば，規制の範囲を 100mSv であるとすれば，年間 5mSv でも 20 年間で 100mSv に達するのであり，それ以上住み続ければ 100mSv を超えてしまい，この規制に反するということである。高齢者を除き，わずか 20 年しか居住できない場所に戻ってくる人間はいないであろう。そして高齢者のみが帰還しても，復興はできないことは明らかである。ICRP の原則に従って，80 年の生涯をその地で暮らすためには，80 年間で総被ばく線量を 100mSv 以内に収める必要があり，そうすると年間平均 1.25mSv 以下にすることが必要となる。それにもかかわらず，緊急時には 20～100mSv まで許容できるとするのは，およそ

基準とさえ言い難いものである。

5 IAEA 国際フォローアップ最終報告書及び原子力規制委員会等の評価について

被告東京電力は、IAEA 国際フォローアップ最終報告書について言及し、
「『除染を実施している状況において、1～20mSv/年という範囲内のいかなるレベルの個人放射線量も許容しうるものであり、国際基準および関連する国際組織、例えば、ICRP、IAEA、UNSCEAR 及び WHO 勧告等に整合したものであるということについて、コミュニケーションの取組を強化することが日本の諸機関に推奨される。』』としているとする。

しかし、上記のとおり、事故後における 1～20mSv/年というのは、あくまで、ICRP が任意に設定した基準であり、他の機関は、この ICRP の基準について、これを受け入れているにすぎない。そして、その ICRP の基準を創っているのは、上記のような機関に所属するメンバーであることを考えれば、決して中立の基準ではないことは明らかである。

仮に被告らが主張するように 100mSv/年以下であれば安全だと仮定をしても、前記のとおり、もし、20mSv/年のまま、5 年間そこで生活すれば、すぐさま累積被ばく量は 100 mSv に達するのである。乳幼児が 50 歳になるころには、累積被ばく量は 1Sv に達する。そんな場所に子どもを連れて戻ることなどできないのは当然のことである。その程度の計算は、小学生でもできることである。

仮に 20mSv/年を一時的に緊急時に許容するとしても、環境省の除染検討委員会で述べられているように翌年には 10mSv/年まで除染するというように除染を進めて年毎に減少させていき、生涯被ばく線量が 100mSv を超えないようにすることが当然の前提となっている。本来、現在残留している放射性物質による被ばくについては、有益性は皆無であるから、ICRP の基準に照らせ

ば、追加被ばく線量を 0 にすべきケースである。そのことを明確にするために本訴訟の請求の趣旨第 1 項でその確認を求めているのである。いずれにしても、IAEA 国際フォローアップ最終報告書なるものが被告らの行為を正当化するものではない。原子力規制委員会も、また、当時の ICRP の基準にそっただけのものである。しかも、その ICRP の 2019 年 6 月の勧告案は、高くても 10mSv を超えることはない旨を明確にしており、被告らの主張はすでに破綻している。そうしないと、除染をしても、数年で累積被ばく量が 100mSv を超えてしまうからである。

また、日本産婦人科学会が福島原発事故直後の平成 23 年 3 月 24 日に「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性のへのご案内」において、妊娠中・授乳中女性が軽度汚染水道水を連日飲んでも、母体ならびに胎児に健康被害は起こらず、授乳を持続しても乳幼児に健康被害は起こらないと推定される旨を明らかにしていると述べているが、原告ら第 25 準備書面で明らかにしたように、福島原発事故後、流産・乳児死亡率、周産期死亡率が増加していることが報告されているのである。被告らはそうした事実を目を向けず、旧来の研究結果だけに依拠して空論を述べているだけである。そんなことで、原告らの不安が消えるものではないし、帰還が可能になるものでもない。

6 UNSCEAR 及び 2013 年国連総会報告書について

UNSCEAR（原子放射線の影響に関する科学委員会）は、1955 年、米国大統領アイゼンハワーの主導のもと開催された原子力平和利用会議に基づき、設置されたもので、米国原子力委員会のメンバーらが参加した。これまでも、ICRP の見解を追認する役割を果たしてきたと言われる（中川康雄『増補放射線被曝の歴史—アメリカ原爆開発から福島原発事故まで』，86～90 頁）。

UNSCEAR の日本代表であった明石真言氏は放医研の理事であり、児玉和紀氏は放影研の理事である。両者とも、日本量子科学技術研究開発機構に所属し

ている。

2013 年国連総会報告書（丙 B 47 号証）によると、可能な限り現実的な、事故後 1 年間の追加被ばくによる実効線量・甲状腺吸収線量、及び生涯累積追加被ばく線量を推計した」とし、「一歳の乳児の甲状腺吸収線量は、一番高いところでも 70mGy 以下（半分は、食品からの摂取）」だと断定し、また、「生涯追加被ばく線量は、福島県では平均して 10mSv 程度（除染について考慮しない場合）」だと言う。しかし、そもそも、当初排出された放射性物質（特に放射性ヨウ素）の総量は明らかではなく、被ばく直後に乳児の内部被ばくの検査が行なわれた事実はないにもかかわらず、何を根拠にして一番高いところで 70mGy としているのか不明である。また、放射性ヨウ素は、揮発性が高く、遠方にまで飛来するとともに、均等にフォールアウトするものではなく、濃淡があるのであるから、その平均を求めることは全く意味がないことである（同じ福島県内に 100mSv の被ばくをした人が 1000 人いても、1mSv しか被ばくしていない人が 9000 人いれば、平均で 10.9mSv になるのである。平均化すれば隠れてしまうほどの量にしかないのは当然のことである。あなたは 1000mSv あびているかもしれないが、0.1mSv しかあびてない人が 1000 人おり、平均すると、1.1mSv にしか過ぎないので安心してくださうのと同じである）。

被告東京電力が述べていることは対人論証（国連の機関の評価だから正しい、80 人もの研究者がいるから正しいというような推論）であり、論理学上、虚偽とされている論証方法である。最も陥りやすい虚偽である。重要なことは、どのようなデータに基づいて、どのような推論過程を経て結論に至ったのかという点であり、そのもとになったデータがどの程度正確なものなのかの具体的な検討である。この報告書を読んでも、なるほど確かにこの推論は正しいということはとても了解できない。

7 まとめ

被告東京電力は、ICRP や UNSCEAR や IAEA などの諸機関がのべることは、国際的合意として正しいものだという前提で議論をし、これらの国際的合意だから心配いらぬのだという議論を繰り返している。そのため、ここでは、①これらの機関の構成員が、原発を推進する団体と密接な関係を持っていること、②また、ICRP や UNSCEAR というものが決して住民の生命、健康を守るために設立されたものではなく、原発推進という優れて政治的な意図を持った機関であることを明らかにすることによって、これらの機関の「国際的合意」だから安全だなどとは到底いえないことを明らかにしてきた。

どこの機関が述べているから安心だということではなく、今、実際にチェルノブイリで何が起きているのか、福島で何が起きているのか、その事実をよくみる必要がある。低線量被ばくは、相当期間が経過して発症するに至ることが分かっているのにもかかわらず、わずか3-4年しか生存できないマウスやラットを使って研究し、そのわずかの期間に異常がないからという理由で、低線量被ばくは安全であるとか、累積被ばく量が同じでも、低線量長期被ばくの方が短時間の被ばくよりもリスクが少ないというような結論を導いても、誰も安心することはできないのである。

100mSv 以下では安全だというのは、広島、長崎のデータに基づくものである。

広島、長崎のデータは、瞬時における外部被ばくに関するデータであり、内部被ばくに関する詳しいデータは分かっていない。また低線量の長期累積被ばくがどのような障害を将来もたらすのかは、広島、長崎のデータからは分からない。今、チェルノブイリやヨーロッパで明らかになりつつある低線量被ばくの影響を知れば知るほど、むしろ、原告らの不安は、日々増大しているのである。

第 6 年間 20mSv の危険性について

1 ICRP の勧告と年間 20mSv を避難指示区域解除の基準とするものの問題点

(1) 被告国の避難指示区域解除の基準

上記のとおり、ICRP は、緊急時の実効被ばく線量については、20～100mSv まで許容されとし、また、現存被ばく状況における実効被ばく線量の参考値を 1～20mSv としている。これを受けて、被告国は、20mSv 以下になる場合には、避難指示を解除することができるとした。すなわち、避難指示の解除については、①空間線量率で推定された年間積算線量が 20mSv 以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等の生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議を行うことが掲げられている（環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料（平成 28 年版）」第 9 章の 4「避難指示区域の解除について」）。

(2) 現存被ばく状況における ICRP の考え方

ICRP の PUBL111 には、次のような記載がある。すなわち、「事故後の世界各地での経験は、多くの場合、個人が被災した地域を離れることを特に望んではないことを示している。さらに、土地利用や生活様式に制限を課さなくてはならないとしても、長期的には人々はできる限り通常の生活を営むことを望む。したがって、可能であれば常に、長期目標は人々が通常の習慣に戻れるように地域を復旧することにあるべきである。」これが原則的な ICRP の考え方である（Publ.111 論説 ICRP 事務局長 CHRISTOPHER H. CLEMENT）。そして、総括として、「(a)蟻塚報

告書は、原子力事故または放射線緊急事態によって生じた長期汚染地域に居住する人々の防護のための委員会勧告の適用に関するガイダンスを提供するものである。委員会は、この事故後の復旧状況を“現存被ばく状況”と見なしている。」そして、「(d)緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行は、潜在的に高いレベルの被ばくおよび主に中央の決定を伴う主として緊急性によって動かされる戦略から、居住状態を改善し、その事情を考慮して合理的に達成可能な限り被ばくを低減することを目的とした、より分散された戦略への管理の変更によって特徴付けられる。汚染地域に居住することを希望した場合、人々にそれを認める決定は当局によって下され、これが事故後の復旧段階の始まりを意味することになる。この決定には、潜在的な放射線の健康影響に対する防護と、しっかりした生活様式や生計手段を含む持続可能な生活条件を人々に提供できることが暗に含まれている。」とする。ここで重要なことは、現存被ばく状況というのは、合理的に達成可能な限り被ばくを低減することが目的とされていること、当局が避難指示を解除する場合には、潜在的な放射線の健康影響に対する防護と、しっかりした生活様式や生計手段を含む持続可能な生活条件を人びとに提供できることが含まれているということである。端的に言えば、現存被ばく状況への移行においては、当初は線量が高いとしても、除染を続けることで潜在的な健康影響を防護できることや持続的に生活ができる条件を提供できる見通しのもとで解除すべきであることが当局に要請されているということである。また、「(g)汚染地域内で生活し働くことは、現存被ばく状況を代表すると考えられる。このような状況に対して基本的な防護原則には、履行する防護戦略の正当化とそれらの戦略によって達成される防護の最適化が含まれる。参考レベルは、推定される残存線量が参考レベルより低くなるような防護戦略を計画するために最適化プロセスの中で用いられる」とす

る。すなわち、そこでは絶えず参考レベルよりも低くなるよう最適化のプロセスが働くことが要求されている。「(o)汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、このカテゴリーの被ばく状況の管理のために ICRP2007 年勧告(Publication 103) で勧告された 1~20mSv のバンド（線量域）の下方部分から選択すべきである。過去の経験は、長期の事故後の状況における最適化プロセスを拘束するために用いられる代表的な値は 1mSv/年であることを示している。」(アンダーラインは原告ら代理人)とし、この参考レベルは、できるだけ 1mSv に近い方で選択することが要求されている。そして、これまでの原子力事故等の経験を踏まえて、「(bb)…原子力事故および放射線緊急事態によって生じる現存被ばく状況に対する参考レベルの設定に関する限り、過去の経験では、この種の状況を管理するために当局によって選択された代表的な線量値は 1mSv/年に近いか等しいことを示しており、これは、長期被ばくを“通常”と見なせる状況に近いか同等であるレベル、すなわち、計画被ばく状況における公衆被ばくに対して定められた拘束値のバンド内まで徐々に低減させたい願望に合致したものである。」(同)とし、参考レベルとしては幅のあるものであるが、長期でも通常とみなせる数値、すなわち年間 1mSv に近い値をとるべきことを示唆している。

そのことを更に明確に示したのが 2019 年 6 月に発表された ICRP 勧告案である。これは、新たな勧告というよりも、福島原発事故の対応を踏まえて、2007 年勧告を、より明確にしたものである。そこでは、現存被ばく状況における線量限度について次のように述べられている。

「(79)復旧プロセスにおける防護措置の最適化のために、委員会は、復旧対応者(responder)の被ばくを制限するための参考レベルは、原発オンオフサイトで年間 20mSv を超えてはならないと勧告する。この値は、現存被ばく状況に対して推奨される年間 1~20mSv の上限値に相当し、復

旧プロセスの修復活動に直接関与する個人の防護のために適切であると委員会は考える(4.2 項参照)。

(80)緊急時対応後に長期間汚染された地域に住む人々に対して、委員会は、住民の実際の線量分布と長期間継続する現存被ばく状況に対するリスクの耐容性を考慮に入れて、委員会の勧告した 1~20mSv の範囲内またはそれ以下で参考レベルを選択すべきであり、年間 1mSv オーダー（程度）への段階的な被ばく低減を目的として、一般的に年間 10mSv を超える必要はないと勧告する。

Publication111(ICRP, 2009b)において、委員会は、1-20mSv 帯域の下方部分における参考レベルの選択を勧告した。選択された参考レベルは一般に 10mSv を超える必要はないという現在の勧告は、この立場を明確にしている。セクション 2.2.1.2 で述べたように、100mSv のオーダー（程度）の全身被ばくは、被ばくした集団で見られるがんの症例数を増加させる可能性がある。委員会は、緊急時対応中に受けた被ばく量に加えて、復旧プロセスの最初の数年間の年間被ばく量が 10mSv のオーダー（程度）であると、一部の被災者では比較的短期間に総被ばく量が 100mSv を超える可能性があると考えている。したがって、そのような被ばくが数年間継続する可能性があると推定される場合（復旧段階が始まってからの場合もある）、年間 10mSv を超える参考レベルを選択することは推奨されない。さらに、チェルノブイリと福島の実験は、年間 10mSv オーダー（程度）の被ばくレベルについて、長期に継続する汚染の存在に付随する社会的、経済的、環境的な複数の負の結果と、防護措置によって日常生活に課された数多くの制限を考えると、被災地で持続可能で適切な生活、労働、生産条件を維持することは困難であることを示している(附属書 A および附属書 B 参照)。」 (Annals of the ICRP ICRP

PUBLICATION 1XX Radiological Protection of People and the Environment in

the Event of a Large Nuclear Accident Update of ICRP Publications 109 and 111

本文 日本語訳（2019 年 9 月 5 日，8 市民団体による仮訳））

すなわち，既に 2007 年勧告及び 2009 年勧告においても，現存被ばく状況においては，1～20mSv のうち，1mSv に近い値を選択すべきことを勧告していたが，更に本勧告案は，高くても 10mSv を超えることはないことを示している。そして，その理由は，もし，10mSv 以上で解除すれば，数年で 100mSv に達してしまうからであり，累積被ばく線量を 100mSv 以下に抑えるためには，最初に 10mSv 以上ということは考えにくいことを示しているのである。これまで何度も主張してきているように，年間 20mSv で解除すれば，わずか 5 年で 100mSv に達し，有意に発がんのリスクが増加するのであり，その間にそこに居住する住民の累積被ばく総量が一生の間に 100mSv 以下に抑えるためには，相当な除染をしなければならないことになる。それが難しいからこそ，10mSv を超える線量での解除は考えがたいということを，この勧告案は言っているのである。

そこで，改めて，なぜ原発事故が起きて緊急被ばくの事態となった後，帰還をするためには 1mSv に近い値にする必要があるのかについて，更に検討する。

2 被ばく量 100mSv 以下の安全性について

(1) 広島・長崎における放射線量評価には多くの問題点があること

被告らは，放射線量が 100mSv 以下は安全であると主張しているが，その根拠となるのは，広島・長崎の原爆の被爆者の調査において，100mSv 以下の被爆者についての発がん性については，被ばくをしていない人との比較において，統計的な有意差が確認できなかったことにある。しかし，広島・長崎の被爆者の調査については，次のような問題点が指摘されている。

第一に、広島・長崎の被爆者の調査データのもとなっているのは、米国主導で日米合同の組織として作られた ABCC(原爆傷害調査委員会)の調査結果であるが、この調査では、急性障害のある爆心地から半径 2 km 以内の被爆者を「被爆者」とし、2 km 以遠の者を「非被爆者」として扱い、実際には、高線量被爆者と低線量被爆者との比較を行ったため、相対的にその影響は縮小されざるを得なかったことである。つまり、「被爆者」と比較検討された「非被爆者」は、完全な「非被爆者」ではなかったのであるから、統計的に大きな差が生じなくても当然のことである。

第二に、その調査対象時期は、1950 年以降に限定されたが、それまでに 症状の重い人たちはすべて死亡していたため、残された人たちは、死亡した人々と比べれば相対的に健康な被爆者が調査対象とされており、これも過小評価の要因となっている。

第三に、ABCC は、当時、広島市、長崎市に在住していた被爆者だけを調査の対象とした。爆心地近くで被ばくして、居住場所を失った被爆者は広島・長崎市内に戻ることができず、ABCC による本格的な調査が始まる前に、市外に移り住んでいたが、その人々は調査対象から除外されていた。また、若年者ほど移動が大きく、広島・長崎市外に移動した若年者も除外される結果となった（中川康雄『＜増補＞放射線被ばくの歴史』（明石書店）100～109 頁）。

このような不十分な調査データに基づいて、100mSv 以下では、統計的に有意な発がん性がないという議論がされているのである。つまり、数十万人が被ばくをするという大規模な放射線被ばくの実例は、他にないため、広島・長崎の調査をした ABCC 及びこれを承継した放影研のデータが重視されるのであるが、もし、正確に調査をすれば、被爆者の中には、爆心地から 2 km 以遠の被爆者も「被爆者」で

あるとして調査すべきであり、原爆投下時に実際に被ばくをした人々すべてを調査対象に含めるべきであり、調査時点において調査をする場合でも、広島市・長崎市以外に移住をして生存しているすべての被爆者を対象とすべきである。その調査ができないとすると、それらの対象の補足の不十分性を十分に考慮に入れて、そのリスクを考える必要がある。被告らは、それを全く無視している。

- (2) 被ばく量 100mSv 以下での危険性を示す研究報告が多数存在すること
- 放射線に対する被ばく量が 100mSv に達しなくても被ばくと発症との因果関係を認めることができるとされた研究論文は、これまでに多数出されている。例えば、100mSv 以下のガンマ線によって白血病が増加した旨の研究報告 (①) のほか、背景電離放射線が白血病、及び CNS 腫瘍を含む小児がんのリスクに寄与しているとの報告 (③) など、信頼性のある研究論文において、低線量の被ばくによる様々な晩発性の疾患が報告されている。以下、その例である。また、労災等により、100mSv 未満の被ばくと発症との間に因果関係を認めた個別の症例も多く存在する。

① ダニエルズとシュバウアによる「低線量ガンマ線の長期被曝による白血病のリスクのメタ分析」によると、100mSv 未満のガンマ線によって白血病が増加していることが示されている。(甲 C80 号証)

② カーディスらによる「低線量の電離放射線後のがんリスク：15 か国のレトロスペクティブ・コホート研究」(2005 年)は、世界 15 か国で働く原子力関連労働者 40 万人を超える人員について、長期間にわたり低線量被曝によるがんリスクについて調査を行ったものであるが、これによると、100mSv 被曝すると白血病を除く全が

ん死のリスクが 9.7%増加し、慢性リンパ性白血病を除く白血病で死亡するリスクは、19%増加するとされ、これらの結果から、このコホート中でがん死した人の 1~2%は、放射線が原因による死亡と考えられる旨の結果が報告されている。（甲 C81 号証）

- ③ ベン・D.スピッチャー「背景電離放射線と小児がんのリスク：国勢調査に基づく全国コホート研究」（2015 年）は、スイス小児科腫瘍学グループとスイス国立コホート研究グループがスイスの国勢調査の結果に基づいて、陸上のガンマ線及び宇宙のバックグラウンド（背景）放射線と小児がんの発生率との関係を調べたものであるが、これによれば、背景電離放射線が、白血病及び CNS 腫瘍を含む小児におけるがんのリスクに寄与し得ることを示唆していると結論づけている。（甲 C82 号証）

- ④ 2015 年 7 月、米国の雑誌 Nature は、「研究者たちは低線量被ばくの危険を突き止める」（“Researchers pin down risks of low-dose radiation”）との表題で、低線量被ばくも白血病の増加に影響を与えていることが実証されたと報じているが、これによると、国際がん研究機関（JARC；フランス・リヨン）が組織したコンソーシアムは、バッジ式線量計を着けて仕事をしていたフランス、米国、英国の計 30 万人以上の原子力産業労働者について、その死因を検証し、最長で 60 年に及ぶ被ばく記録との相関を調べた。その結果、彼らは、宇宙線などの環境放射線量よりも、平均で 1.1mSv 多く被ばくしていたことが明らかとなった。（甲 C83 の 1~3）

3 低線量被ばくの危険性

- (1) LNT 仮説（linear non threshold hypothesis：直線しきい値なし仮説）について

LNT 仮説は、直線しきい値なし仮説のことである。微量被ばくの危険の大きさは実測値としては知ることが難しい。そこで、単位被ばく当たりの危険度が高線量被ばくの場合と同じであるとする考え方を LNT 仮説という。微量被ばくの場合には放射線ホルミシス (radiation hormesis) ,あるいはホルミシスと呼ぶ有益な効果があるという説がある一方で、微量被ばくの方が単位被ばく当たりの影響が大きいという知見も得られてきた。また、細胞一つひとつを弁別しながら放射線を照射したとき、照射を受けた細胞の隣接細胞もまた被ばくの影響を受けることが分かってきた。これは、バイスタンダー効果 (bystander effects) と呼ばれる。また、ゲノム不安定性 (genome instability) と呼ばれる継世代への影響も明らかにされてきている。これらの影響は、まだ十分に解明されていないものの、微量放射線の健康影響が LNT 仮説以上に大きなものである可能性もある。

なお、LNT 仮説は、2005 年 6 月のアメリカ科学アカデミー電離放射線の生体影響に関する諮問委員会の第 7 次報告 (BEIR-VII ; Biological Effects of Ionizing Radiation-VII) で改めて支持された。また、2006 年には世界保健機関 (WHO) が通常環境での低濃度のラドン被ばくの危険を認め、その規制に乗り出した。2008 年に出された ICRP2007 年勧告でも、現時点では LNT 仮説がもっとも科学的に合理性があるとされている。このことは、後に述べる累積被ばくの問題とともに晩発障害を引き起こす危険性を生じさせることになる。

(2) 低線量放射線による晩発障害

ア 広島・長崎の原爆被爆者と発がんとの因果関係

広島・長崎の原爆被爆者の調査により、100～200 mSv 以上の線量を被ばくした場合、統計的に有意に発がん性が高まることが明らかにされており、

これについては異論がない。これに対し、100mSv 以下では、他の要因が大きく、果たしてどの程度発がん性が高められるのかについては、必ずしも明らかになっていないと言われてきた。しかし、その理由は、上記に詳細に検討したように、そもそも ABCC 及び放影研のデータ自体に問題があるとともに、100mSv 以下の安全性が確認されたわけではない。統計的に有意差がないということは、発がん性が認められないということではない。統計的な有意差を算定するためには、多数のサンプルが必要であり、サンプル数が少なくて、統計的な有意性が確認できなかったということにすぎない。むしろ、先述のとおり、100mSv 以下でも、発がん性があることは確認されているのであり、その場合も果たして直線になるのかどうかは実証されてはいないのである。

他方、広島・長崎の被爆者が数十年後に癌などを発症した場合でも、被爆時の状況等から、概ね 1mSv 以上の被ばくをした事例においては、疫学的にみて、原爆と発症との間には高度の蓋然性があり、相当因果関係が認められるとして、多くの裁判例が原爆起因性を認めてきたこと、そして、爆心地から概ね 3.5km 程度離れた地点の被ばく線量がほぼ 1mSv 程度であったことから、爆心地から半径 3.5km 以内で被ばくをした場合には、一定の疾病について原爆起因性を認めて医療補償を行うこととなっていることは先に述べたとおりである。したがって、ABCC による調査の結果、統計的に有意ではないということから、100mSv 以下では、発がんおそれは低いとか生じないとか断言することは到底できないのである。

イ 低線量による発がんのメカニズム

放射性物質のうち、セシウムなどはガンマ線を発生させる。原子核の崩壊によって、原子核の内部から生じる電磁波がガンマ線であり、原子核

の外部から発生するのがエックス線である。エックス線又はガンマ線が固体原子の原子核に近い軌道電子と衝突すると、その軌道電子を軌道外へ光電子として飛び出させる現象が光電効果である。また、エックス線又はガンマ線が原子の外殻軌道電子と衝突し、そのエネルギーの一部を外殻軌道電子に与えて電子を原子核の核外へ飛び出させる（反跳電子）現象、さらに、エネルギーを与えた光子はそのエネルギーを減少させて散乱する現象が起きることがある。これは、コンプトン効果又はコンプトン散乱と呼ばれている。その入射エネルギーが低い場合は光電効果が起きる確率が高く、エネルギーが大きい場合は、コンプトン散乱が起きる確率が高くなる。エネルギーを受け取った軌道電子が軌道外に飛び出すのが電離であり、飛び出した高速電子は別の軌道電子に衝突し、次々と電離を引き起こすのである。

これに対し、プルトニウム 239 などが放出するアルファ線は荷電粒子であり、粒子であるから透過力は弱い半面、電子よりも重いので、まっすぐに飛び、周辺の電子を弾き飛ばし、電離させる。はじき出された高速電子は、1 個だけでも遺伝子に損傷を与えることができる。発がんにつながるかどうかは別として、低線量でも遺伝子の切断は起きており、修復されない遺伝子が残っていく危険は、絶えず存在している。

一般に染色体になる DNA が空間的に近づいているところで、同時に切れると、正常な修復機能により、逆に誤った修復（誤修復）が行われる危険がある。このような状況は、電離密度が大きいほど起きやすい。放射線の粒子 1 個が細胞に与えるエネルギーを素線量という。セシウム 137 の γ 線が光電効果を起こしたときに飛び出す電子のエネルギーは 662 keV であり、このエネルギーが最大素線量となる。このことによって発生する電離は約 2 万個であり、その多くは、電子の飛跡末端に集中する。したがって、飛跡末端には、誤修復が発生すると考えられる。ヒトのリン

パルなどを用いた実験において、極低線量の放射線照射においても、僅かな染色体異常（誤修復の現れ）の増加が見られることは、このことによると考えられる。

低線量では、粒子が当たる細胞の数は線量に比例する。原爆被爆者のデータでは、200mSv 付近に「しきい値様反応」が見られる。この線量域は、DNA 修復の経路変更が起こる領域で、組み換え修復が抑制されることにより、組み換え修復に伴って起きる突然変異が抑制されるためだと考えられる（佐々木 2011）。実際にも、100mSv 未満でも発がんの危険がある実証的データが報告されていることは前記のとおりである。

つまり、低線量被ばくであっても、物理現象としては、十分に発がんを導く可能性を持っており、理論的に起きないとは言えないことを示している。

(3) 胎児、小児の被ばくリスクについて

周知のとおり、DNA は二本鎖のらせん構造をしており、アデニン（A）、グアニン（G）、シトシン（C）、チミン（T）という 4 つの核酸塩基がそれぞれ対になっており（A と T、G と C との組み合わせ）、相補的な関係にある。そのため、そのうち 1 本が切断されても、A に対しては T が、G に対しては C が結合するなどの結果として、通常間違いなく修復することができる。これに対し、切断するエネルギーが強い場合や細胞分裂期に二重らせんがほどかれて一本鎖になっている場合などには、2 本とも切断され、あるいは、ほどかれた状態のままで 1 本鎖が切断されることがある。その場合には、修復のミスが生じる可能性が生じる。そして、十分に修復がされないままで、細胞分裂が進むと、誤った修復がされる危険が大きくなり、また、誤った修復がされたままで細胞が分裂すると、誤った構造の遺伝子を持つ細胞が増大していく。その結果として、細胞ががん化

しやすくなる。胎児，乳幼児，小児の場合，細胞分裂が活発であるため，修復ミスが蓄積しやすく，その結果として，細胞のがん化などをはじめ，障害が生じやすいと考えられている。

4 内部被ばくの不確実性

外部被ばくと内部被ばくでは大きな違いがある。内部被ばくというのは，身体の外部から放射線を浴びるのではなく，放射性物質が身体内部に入り込み，それが放射性ヨウ素の場合には甲状腺に，セシウム 137 の場合は全身に広がり，ストロンチウム 90 やプルトニウムの場合には骨に沈着するなど，核種によって，放射性物質自体が体内に沈着するのである。したがって，一度，内部被ばくすると，外部放射線の低い場所に移動をしたとしても，受ける放射線量は低減しない。また，外部からの放射線の場合，放射性物質と身体との距離は離れているが，内部被ばくの場合には，放射性物質と被ばくする細胞との距離が非常に近いのである。外部被ばくでは，飛距離の短い α 線（大気中 4 cm 程度）や β 線（大気中 1 m 程度）は，体表面に到達しても，表皮内で止まるなどしてその影響は小さい。外部被ばくでは，飛距離の大きい γ 線（光と同じで飛距離に制限はない。X 線と同じ）の影響が大きい，内部被ばくでは， α 線や β 線の影響が大きくなる。 α 線や β 線は， γ 線と異なり，放射性物質のごく近くにその影響が集中する。したがって，外部被ばくとは区別して独自に評価する必要がある。

しかし，ICRP は，外部被ばくと内部被ばくとは大きな違いはないという仮説に立脚している。それは，内部被ばくについては，はっきりとしたことが言えないからである。上記のように外部被ばくと内部被ばくとは，そのメカニズムが異なるのであり，なぜ違いがないと言えるのかについては，十分に立証されてはいないのである。

ところで、ICRP の考え方に従ったとしても、次のような問題がある。すなわち、これまで放射線の内部被ばくのモニタリングは、放射線業務従事者が管理区域で非密封の放射性核種を取り扱う作業を行い、放射性核種を吸入あるいは経口摂取することにより体内汚染が生じた場合を想定して、これに対応するモニタリングの方法が研究、開発されてきたものである。前記のとおり、内部被ばくを考える場合には、実効線量のほかにさらに「預託線量」を考える必要がある。内部被ばくでは、外部被ばくのように放射性物質から人体を引き離すことによって人為的に遮断することはできないので、ある適切な将来の期間内に亘り取り込まれた放射性物質の放射線により受けると予測される総線量を制限する（実際には摂取量を制限する）ことにより適切な被ばく管理を実施することになるし、ICRP では、このような総線量を「預託線量」と名付けている。放射線業務従事者については、この預託期間は 50 年とし、その残留放射線とその後に受ける外部被ばく量とを合算して行うが、これは、ICRP が LNT 仮説に立脚し、かつ、外部被ばくと内部被ばくとはリスクは同じであるという仮定に立脚していることから導かれるものである。重要なのは、このような内部被ばくの預託線量というのは、実測値ではなく、予測線量であるということである。体内被ばくが吸入によるものか、経口摂取によるのか、いつ頃摂取されたのか、どのような放射性物質を摂取したのかは、時間が経過すると不確かになってくる。また、種々の測定値を預託線量と結びつけるためには、体内動態モデルや標準コンピュータファントムを用いる必要がある。ホール・ボディ・カウンター（WBC）による直接法を用いる場合には、被験者の測定条件と同一条件となる人体形状ファントムを用いた校正法が必要であり、また、バイオアッセイ法や空气中放射性物質濃度計算法などの間接法では、十分な量の試料採取と迅速かつ高感度な組成分析法が極めて大事であるとされている。これらが適正にされた場合には、外部被ばくと

内部被ばくでは大きく異なると ICRP は理解している（例えば、丹羽大貫ほか ICRP 国内メンバーによる「放射性物質による内部被ばくについて」参照）。

しかし、ここで重要なのは、直接法を採る場合、被験者と同一の測定条件を持つ人体形状ファントムをどの程度正確に作成できるのか、また、間接法を採る場合、どこまで十分な量の試料を採取できるのかという問題である。この点に関して、「摂取量の算定には、内部被ばくモニタリングによる測定時点における体内負荷量（全身や臓器の残留量、排泄量）、摂取時期や摂取形態、体内残留曲線、排泄率曲線などの情報が必要となる」

し、「対外計測法やバイオアッセイ法により測定評価した結果を正しく預託実効線量に反映させるには、摂取形態に対応する体内残留曲線や排泄率曲線などを用いた摂取量算定法が肝になる」と指摘されている（木名瀬栄「内部被ばくの評価法」Isotope News 2014 年 8 月号 No.724・85 頁以下参照）。しかし、一般公衆を対象としたファントムモデルは完成されていないし、正確な体内残留曲線や排泄率曲線もできあがっていないのである。そもそも外部被ばくと内部被ばくを同視すること自体に問題があるだけでなく、ICRP のように外部被ばくと内部被ばくを同様に考える前提に立っても、内部被ばくの計測は非常に困難なのである。

5 累積被ばくの危険性

線量—線量率効果（dose and dose rate effectiveness factor: DDREF）について ICRP などでは次のように説明されている。すなわち、放射線の生物学的効果は、同一の吸収線量であっても放射線の種類や線量率によって異なる。高線量率で短時間に照射したときに得られる生物効果に比べて、線量率を下げ、時間をかけて照射すると生物効果は減弱する。これを線量率効果という。このとき、同じ効果を得るのに要する線量の逆比を線量・線量率効果係数

(DDREF) という。また、線量、線量率は同一でも小線量に分け間隔をあけて分割照射すると生物効果は減弱する。このような効果は照射中や照射後におこる細胞の回復によると考えられている。

放射線の生物学的効果で問題となるのは放射線が生体構成物質に吸収されたエネルギーの量（吸収線量）と、単位時間当りの吸収線量（線量率）であるが、同一の吸収線量であってもその生物学的影響は線量率によって大きく異なってくる。たとえば、高線量率で短時間に照射（急照射）することにより得られる生物効果とくらべて、同じ種類の放射線を、線量率を下げても時間をかけて照射した場合には効果が減弱するので、より多くの線量を照射しないと同等の効果はえられない。このように同じ種類の同じ線量の放射線でも線量率によって効果の異なることを線量率効果という。線量率効果は対象となる生物効果の指標によっても、線量率の範囲によっても、また放射線の種類によってもことなる。まれであるが、高線量率より低線量率の方が効果の大きくなる場合があり、これを逆線量率効果という。

一般に、線量率効果がもっとも顕著にみられるのは低 LET 放射線である X 線や γ 線による生物効果であるが、これは低線量率にすると放射線によって生じた細胞の障害が照射中に回復するためと考えられている。しかし、高 LET 放射線（中性子線、 α 線など）では回復はおこらず、このような線量率効果はみとめられない。

以上のような説明に基づいて、ICRP は、一度に被ばくするよりも、低線量を長期にわたり被ばくする方が被ばくの影響は小さいとして、DDREF の値を 2 としている。これは、低線量・低線量率のリスク係数（単位線量当たりのリスク）が高線量での値の 2 分の 1 であることを示しており、逆数で表示するので、2 となる。これに対して、WHO は、この DDREF を 1 と評価しており、BBIRVII は、1.5 としている。つまり ICRP は、被ばく線量が同じでも、短時間に被ばくをした場合と長期間にわたり累積して被ばくした場合

とでは、被ばく総量が同じでも、その効果は、前者と比べて後者は半分であると理解する。線量率効果が現れるためには、放射線の粒子によって細胞に与えられる障害が2粒子以上関係する必要がある。セシウム 137 の γ 線の場合は、細胞核に2つ以上の一次電子が入射することは、1ミリシーベルト以下では希である(渡邊立子(2012) 低線量放射線の微視的エネルギー付与分布,放射線生物研究 47(4), 335-346)。したがって、バイスタンダー効果を考慮しても、線量にかかわらず同様の DDREF 値を仮定することは無理があると考ええる。また、低線量被ばくを数十年にわたり人間が受けた場合どうなるのかについては、これまでに十分な実証的なデータがなく、あくまで動物実験による仮説でしかない。そして、DDREF を2以上のものとする根拠となる動物実験は、マウスやラットを使って行われており、これらの寿命は、いずれも3-4年程度である。したがって、数十年の長期間にわたって、ヒトに対し、どのような効果が生じるかは不明である。また、一般的に放射線による遺伝子の損傷があった場合、修復する力が遺伝子にはあり、したがって、低線量長期被ばくの方が短時間による高線量被ばくと比べて修復がしやすいので、それだけ影響は少ないであろうという推測に基づいているもので、はっきりした立証はされていない。他方では、誤った修復がされた場合、誤って修復された細胞が増加するリスクが生じるという考え方もあり、さらには、リスクは大人と子どもでも異なるのにこのような一般化がどれだけの意味があるのか疑問が示されており、また、低線量被ばくによるがん発症のメカニズムと高線量の一時的被ばくの場合における具体的ながん発症のメカニズムが同じか違うかもよく分かっていない。ちなみに白内障の場合は、線量率効果は現れないとされるに至っている (ICRP2012Pub.118)。そして、低線量放射線については、適応応答(被ばくが有益な影響を与える現象)の報告がある半面、放射線照射を受けていない細胞にも影響を与えるバイスタンダー効果、低線量被ばくによる DNA 損傷により誘発される遺伝的不安定

性（ゲノム不安定性）、低線量率ほど被ばく効果が大きくなる現象（逆線量率効果）も観察されており、低線量被ばくによる安全性については、理論的にも、実際的にも、十分に解明されてはいないのが現状であるそのため、WHO は、線量-線量率効果を認めていないし、ICRP も、実際の被ばくの限度を考えるに当たっては、累積被ばく線量の場合でも、100mSv を超えれば有意に発がんリスクが高まるとの前提で、総被ばく量が 100mSv を超えないようにする基準を作っているのである。

6 チェルノブイリ原発事故による被ばくについて

1986 年 4 月 26 日、当時のウクライナ共和国にあるチェルノブイリ原発で、これまでにない大規模な原発事故が発生した。それから 34 年が経過するが、今でもチェルノブイリ原発のあるキエフ州プリピャチ市は無人のままであり、帰還困難な状態が続いている。その間、原発事故に基づいて、放射性物質に起因すると推測される多くの疾病が確認されている。ただ、1986 年以前のデータに乏しいこと、1986 年以降も当時のソ連政府が正確な被ばくデータを収集せず、あるいは、隠蔽したことにより、多くの疾病が生じているのにもかかわらず、統計的に有意なデータが得にくい状況にあること、また、現地の医師らは、ロシア語で調査結果を公表しており、そのままでは学術論文として、世界に発信することが困難なものであること、旧ソ連地域では、近代科学の手法が行き届いておらず、データの収集を含め、必ずしも近代科学の批判に耐え得る研究ばかりではないこと、そうしたことが重なり、国際機関は、20 年のデータの分析により、チェルノブイリ原発事故と甲状腺の多発についてだけは、その因果関係を認めるに至ったが、それ以外の疾病については、なかなかその因果関係を認めようとしてこなかった。この点について、木村真三証人が現地において収集したデータによれば、放射線量と疾病との関係について、少なくとも、損傷、中毒およびその他の外因の影響、

呼吸器系の疾患，妊娠，分娩および産褥への影響については，統計的に有意なデータが報告されている。（甲 C127 号証の 3・22 頁以下）

7 まとめ

現在，被告国は，年間 20mSv 以下の地域については，避難を解除し，帰還を促している。しかし，多くの住民は，解除後も，戻ろうとはしていない。あまりにも長期にわたる避難生活のため，新しい場所での生活が開始されており，帰還するのに障害があること，仮に戻ってもインフラは十分に整備されておらず，多くの人が帰還しないと，現実の生活を開始することが難しいことなども，ふるさとに戻ることができない理由となっているであろう。しかし，多くの人々が帰還して元のような生活を再開できるのであれば，これほどまでに帰還をしない人が大勢いるはずはない。結局は，線量が高いため，戻ることによる不安があることが帰還できない理由であると推認される。そして，その不安は，上記のとおり，決して根拠のないものではない。

上記で明らかにしたとおり，ICRP でさえ，帰還（現存被ばく状況）においては，1mSv ないしそれに近い値を選択するのが相当であり，10mSv 以上は相当ではないことを認めている。解除したからと言って安全であるという保証は何もない。ICRP の見解に立っても，帰還時には，10mSv 以下にし，かつ，現存被ばく状況を計画被ばく状況に移行させるため，速やかに 1mSv 以下にするとともに，どのようなことがあっても，累積被ばくが 100mSv に達しないような拘束値のもとで除染を実施することが求められているのである。例えば，10 歳の子が生涯その地域に居住する場合，それまでの被ばく総量を仮に 10mSv だとしても，余命 70 年として，その平均被ばく線量は，年間 $1.28 \left((100 - 10) / 70 \right)$ mSv 以下に抑える必要がある。もし，解除して戻った際，年間 10mSv であったとすると，翌年には，

その半分の 5mSv, 次の年には, 2. 5mSv, その翌年には, 1. 25mSv というように半減させていったとしても, この 3 年間で 8. 75mSv を被ばくすることになる。そうすると累積被ばく線量は, 18. 75mSv となり, 残りの 67 年間の平均被ばく量を年間 1. 21mSv 以下に維持する必要がある。そのような除染計画が策定され, 実行されれば, 少なくとも, 累積被ばく総線量を 100mSv 以内に収めることは可能になる。もちろん, 100mSv 以下なら安全だというわけではないから, LNT 仮説に従う限り, 発がん性の増大は避けられないのだが, 少なくとも, ICRP が許容する範囲には収めることまではできる。ところが, 被告らは, ただ, 20mSv で解除するというだけである。したがって, その後引き続き除染をしなければ, 自然減衰を考慮に入れても, 余命数年しか生きられない人以外は, 戻ることはできないのである。本来, ICRP に従うというのであれば, 環境省が最初から 1mSv まで除染をすると宣言してきたところを具体化し, 1mSv 以下に線量を低下させる除染計画を樹立し (そうしなければ, 胎児やゼロ歳児は戻れない), そのうえで, この時点で何歳以上の者は戻っても, 総被ばく線量を 100mSv 以内にできるが, 何歳以下の者が戻ると, 除染計画通りに除染ができて, 総被ばく線量が 100mSv を超えるので, 発がんリスクが高まるということをはっきりと被災者に対し明らかにすべきである。それが明らかになっていけば, 総被ばく線量が 100mSv 以内になるまで除染がされたとしても戻れないが, 総被ばく線量が 50mSv 以下になるのであれば戻ろうとか, 計画通りに除染がされれば, 7 年後には戻れるだろうとか, 被災者は, 自分の戻る時期を, 被ばくリスクを勘案しながら自主的に判断することが可能になる。LNT 仮説に従う限り, 年間 1mSv でもリスクはあるのだが, それでも, リスクを承知のうえで, 累積被ばく線量が年間 1mSv 以内になるのであれば戻ってもよいという判断もできる。高齢者であれば, 原発事故以前は, 1mSv よりも遙かに低い線量下で生活をしてきたのであ

る。したがって、仮に原発事故以前には、年間 0.24mSv の被ばくであったとすると、70 歳の場合、累積被ばく量は 17mSv に満たないから、今後 90 歳まで生きるとしても、年間 4.15mSv ($(100-17) / (90-70)$) 以下になれば、累積 100mSv 以下にできるから、比較的に大きなリスクなくして帰還できるという判断も可能になる。

被告らは、原発は絶対安全であるとして、これを推進してきた以上、被災地の住民が、その被災地で、生まれ育ち、死ぬまでの 80~100 年間の累積被ばく線量が 100mSv を超えないようにするため、各年度における年間最大被ばく量を呈示し、全ての世代が安全に戻れるような除染計画を示す責任がある。

ICRP は、公衆の一般的被ばくについて、有用な放射線であることを前提として、年間 1mSv と定めていること（現在福島に放置されている放射性物質には何らの有用性もないから、ICRP の基準によれば、正当化できる線源ではなく、本来追加被ばく線量をゼロにすべきである）、事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間（以下「妊娠中」という。）につき、①内部被ばくによる実効線量については 1mSv を、②腹部表面に受ける等価線量については 2mSv を、それぞれ超えないようにする義務があること（電離放射線障害防止規則 6 条）、したがって、妊娠可能性のある女性は、妊娠期間中累計 1mSv 以上（内部被ばく）又は 2mSv （腹部表面の外部被ばく）以上の被ばくのおそれのある場所には戻れないし、戻っても妊娠したと分かれば、出産まで安全な地域において生活しなければならないこと、また、前記のとおり、広島・長崎の原爆による被爆について、 1mSv の放射線量の被ばくがあったと考えられる場合には、特段の事情がない限り、一定の疾病について、原爆起因性があるとして、治療費等は国が補償する仕組みになっていること、乳幼児や小児も、胎児と同様、年間 1mSv を上回れば、

被ばくによる障害のリスクが生じることが懸念されること、ICRPの2006年勧告においても、妊婦の場合には、年間1mSv以下にするよう勧告していることなどを併せ考えると、どのように考えても、少なくとも、年間1mSvまでの放射線量の低下が必要不可欠であることは明らかである。

第2節 原告らの被ばく状況

第1 初期被ばく線量の不分明さ

原発事故直後に福島第一原発から飛散をした放射性ヨウ素131（半減期約8日間）による被ばくは、事故当初の測定データが少なかったことから、いつころ、どの位の量が津島地区に飛来して落下したのか、明らかになっていない。放射性ヨウ素131は甲状腺に蓄積しやすく、チェルノブイリ原発事故では、子どもや原発作業員の甲状腺がんの要因となっている。したがって、被告国としては、放射線被ばく量の測定能力を持つ者を、真っ先に現地に派遣して正確な被ばく量を測定し、安全な場所へ市民を誘導し、速やかにヨウ素剤を配布するなどして、外部被ばく及び内部被ばくを可能な限り、未然に防止する責務があったが、国及びその関係機関は、速やかな初期被ばくの調査を実施しなかったため、あるいは、そのデータを知りながら公表しないため、正確な被ばく量は分からないままである。

本来、SPEEDIを開発したのは、本件原発事故のような惨劇が生じた場合、市民を無事安全な場所に誘導できるようにするためである。それにもかかわらず、被災自治体に対し、何らのデータをも開示せず、その結果、8000人もの人々が原告らの居住する線量の高い津島地域に避難をしたのである。それを見て、原告ら津島地域の人々も、逃げることをせず、浪江町方面から来た多くの人々の食事や寝泊まりの世話をし、高線量地域の水や山菜など明らかに放射能に汚染していると思われる食料を提供し、多くの人々が内部被ばくをしたものと推認されるのである。

ところで、原告らは、原発事故が起きた直後の 2011 年 3 月 12 日から津島地域において、白い防護服を着用した人々をあちこちで目撃している。この時点において、白い防護服を着てまで高線量の津島地域に入ということは民間人では考えがたい。国又は県の関係者であることが十分に推認される。そして、線量を測定せずに避難勧告も出ていない地域において白い防護服を着用することは考えがたいので、当然に線量を測定し、防護服を着なければならないほどの線量であることは十分に認識できていたはずである。しかし、国も県も、そのデータでさえ、公開していない。自分たちだけが白い防護服を身にまとい、市民を放置しているなど考えがたいことが起きている。また、当時自衛隊をはじめ、国の車両も津島地域を行き来していたのであるから、津島地域が高線量に汚染されていることは十分に認識できていたはずである。それにもかかわらず、この津島地域が高線量であることを理由として帰還困難区域に指定され、立入りが原則として禁止されたのは、2 年も経過した後のことである。国は、本件原発事故発生から津島地域が帰還困難区域に指定されるまでの間、津島地域への住民の立入りについて、非常に危険であることを告げるなどして、立入りを制限することをしなかった。そのため、原告らの多くは、本件原発事故後数日して避難をしたものの、その後もしばしば津島地域に戻ってきて、必要な荷物を搬出するなどの作業を実施しているのである。消防士として、当時、被災地で被災者の誘導業務を担当していた津島在住の者にさえ、津島が高線量であることが伝えられていなかったのである（原告末永孝二本人尋問の結果）。以下に述べるとおり、原告らの累積被ばく量は、無視できないほどの量に達していると推測される。

第 2 本件原発事故直後の津島地域の放射線量について

木村真三証人は、本件原発事故直後の正確な線量測定が重要であるため、被告国（厚労省）の傘下にある労働安全衛生総合研究所が、初期被ばくの線量測

定を妨害するのを振り切って、辞表を提出し、被災地の線量測定に入った。被告国も、被告東電も、津島地域の線量が高いことを知りながら、そのことを告げなかったため、原告らは被ばくすることになったのだが、ただ、告げないだけではなく、正確な測量に行くことさえ妨害していたことが木村証人の証言によって明らかになったのである。また、このような正確な被ばく量の調査に対する被告国の関係機関の妨害行為は、今回の事故が初めてではなかった。1990年の茨城県東海村の核燃料加工施設（JCO）の事故で、作業員が大量被ばくをし、また、多くの従業員が被ばくをした。当時、JCOは、科学技術庁の監督を受けており、事故調査は急務であった。しかし、科学技術庁の管轄下にある放射線医学総合研究所は、木村証人が調査に行きたいと進言したのに対し許可しなかった。そのため、被ばく直後の調査ができなかった。このように放医研をはじめ、原発関係機関は、真実を明らかにすることの妨害を繰り返していたのである。

木村証人の意見書及び同証人尋問の結果によれば、3月15日の時点において、福島第一原発から半径20km以内に入ると、毎時 $300\mu\text{Sv}$ まで測れる測定器の針が振り切れるほどの高い線量であったことが認められ、これを覆すに足る証拠はない。同証人によれば、双葉町山田地区で、チェルノブイリの立入禁止区域を上回る放射性ヨウ素、セシウムが検出されたのである。そして、2011年3月29日に津島地区内の赤宇木集会場前の広場では、毎時 $80\mu\text{Sv}$ の線量が計測された。毎時 $80\mu\text{Sv}$ というのは、年間線量に引き直すと、被告らの計算方法（屋内は、屋外の0.4の被ばく線量であり、1日のうち16時間は屋内にいるものとして計算）によっても、年間 420mSv の線量である。そこに4日間ただけでも、 4.608mSv （ $(80 \times 8 + 80 \times 16 \times 0.4) \times 4$ ）の被ばく量であり、1日16時間屋外にいた場合には、 6.144mSv （ $(80 \times 16 + 80 \times 8 \times 0.4) \times 4$ ）の被ばく量である。すなわち、赤宇木周辺で、12日から15日までの間、浪江から大量に移動してきた避難者の世話を屋外でしていた人々は、少なく見積もっ

でも、4～6mSv の被ばくをしていると推認されるのである。上記測定時には既に原発事故から 2 週間が経過しており、原発事故当時よりも線量は下がっていると考えられるから、初期被ばくの量は、それよりも高かったことは明らかである。したがって、15 日以降もとどまった原告らや 15 日以降にも作業等のために津島に繰り返し戻ってきていた原告らは、その数倍の被ばくをしている可能性がある。

原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) 2013 年報告書には、1 歳児の甲状腺等価線量は最大 83mSv と推定されているが、それよりも高い数値を示す可能性もある。

第 3 福島県の健康影響調査結果とその問題点

福島県の健康影響調査のうち甲状腺検査は、原発事故時に概ね 18 歳以下だった福島県民を対象として、平成 23 年度以降、超音波検査により実施された。平成 23 年度から 25 年度にかけて甲状腺の状態把握のための先行検査が行われ、対象者数 37 万人のところ、約 30 万人が受診をした。本格検査第 1 回目（一次検査）は、平成 26 年度及び同 27 年度にかけて行われ、約 27 万人が受診した。本格検査第 2 回目（一次検査）は、平成 28 年 5 月 17 日から実施されている。甲状腺検査の判定は、A1 判定（結節やのう胞なし）、A2 判定（5.0 mm 以下の結節や 20.0 mm 以下ののう胞）、B 判定（5.1 mm 以上の結節や 20.1 mm 以上ののう胞）、C 判定（直ちに二次検査を要するもの）に分かれる。A1 判定・A2 判定は、次回まで経過観察をし、B・C 判定は二次検査を実施する。A2 判定内容であっても、二次検査を要すると判断された場合は、B 判定とする。

一般に甲状腺がんの発症については、10 万人に 1 人程度、割合で示せば 0.001 %程度であると言われている。福島県での HP における健康調査概要によれば、受診者数を 30 万人とすると、10 万人中 56 人が甲状腺がんになり患をしていたといわれている。受診していない人を除き、手術によって良性と判定された者

を除いての数値であるから、単に詳しく調べたから増えたという類の数値であるとは考えにくい。すなわち、通常の 50 倍以上の割合で甲状腺がんが発見されたというのは、誰がみても何か特別の原因によるものと考えられ、その原因として、本件原発事故以外に考えられる原因が見当たらないとすると、これら甲状腺がんの発現は、本件原発事故の結果であると強く推認される。母数が少ない場合、統計的有意差は出ないとしても、それは統計学上の問題である。もし、詳しく調べた結果であるというのであれば、他の都道府県では、本来甲状腺がんとして手術を必要とする患者 10 万人中 56 人のうち 55 人を見逃しているということになるし、他の被ばく者の少ない都道府県でも同様の調査をして比較すれば、容易に反証可能である。もし、被告らにおいて、この結果が本件原発事故に起因するものではないと主張するのであれば、ぜひ反証をしていたきたい。そうすれば、原告らの不安も少しは軽減されるのである。

第 4 まとめ

以上のとおり、原告らが本件原発事故当時から現在に至るまでの間に被ばくをした状況を合わせ考えると、初期被ばくの線量がどの程度であったのかについて詳しい資料がないこと、原告らが居住していた津島地域（特に赤宇木地区）は、原発事故後 2 週間が経過した後で、かつ、国の採用する換算方法によっても、年間 420mSv を超える線量であったこと、津島地区内では比較的低線量である津島診療所の室内において約 4 日間の累積被ばく線量が $800\mu\text{Sv}$ であり、年に換算すると 73mSv ($800/4 \times 365$) であり、この 4 日間に屋外にもいたとすると、1.3mSv を超える累積被ばく線量になること、津島地区は全域が帰還困難区域にあり、10 年が経過しようとしている現在においても除染の具体的なめどが示されないほどに高濃度の放射線によって汚染されていること、実際にも原発事故後の津島地域の線量は非常に高く、原告らが相当量の放射線に被ばくしていると推定されること、また、福島県の健康調査のうち比較的早期に

において、特に年少者において発症しやすい甲状腺がんが通常の 50 倍以上の頻度で発症していること、低線量放射線の影響は、晩発性であり、数十年経過したころに現れてくること、したがって、原告らが今回の原発事故により被ばくをした結果として、将来、甲状腺がんのみならず、各種のがん、白血病、白内障、寿命の短縮、遺伝性の障害が生じる可能性がある。以上を総合すると、原告らが被ばくをしたことについて不安を感じるのは合理的な理由のあることであるというべきである。また、今後、甲状腺がん検査を引き続き実施するだけではなく、少なくとも原告ら高線量地域において被ばくをした者及び累積被ばく量が少なくとも 1mSv に達していると推定される地域（前記のとおり、赤宇木地域周辺では、少なくとも 4～6mSv を超える被ばくをしたと推定され、また、津島診療所近辺でも 1mSv を超える被ばくをしたと推定される）においては、原爆の被爆者同様、放射線による発症の可能性の高い疾病に罹患した場合、特段の事情がない限り、本件原発事故との因果関係を認めて治療費を負担するなどの措置をとることが必要である。また、そうすることで、多少なりとも、原告らの被ばくによる発症及び治療費用等についての不安は減少することが期待できる。逆に言えば、これらの措置が採られない場合には、原告らの不安はより大きなものにならざるを得ないと考えられるのである。

第 5 章 原告らの精神的苦痛の深刻さ

第 1 本件原発事故による原告らの精神的被害の客観的状況について

1 本件訴訟における原告らの精神的損害

原告らは、本件訴訟において、本件原発事故により、上記の 3 つの精神的損害が生じており、また、生じようとしていると主張している。すなわち、第 1 に、本件原発事故により、ふるさとから切り離され、避難生活を余儀なくされることによって日々生じている精神的損害、第 2 に、本件原発事故により、主に津島地域において初期被ばくをしたことにより、将来、自分

自身又はその身近な親族に被ばくによる障害や疾病が生じるのではないかという不安を基体とする精神的損害、第 3 に、このまま除染がされないままになると、完全に原告らはふるさとを喪ってしまうことになるが、このふるさとを奪われたことによる絶望的な精神的損害である。

2 原告らの精神的損害の客観化の必要性

原告らは、避難している際の様々な苦痛や、被ばくしたことによる不安感、そしてこのまま除染されないままになり、戻れなかったとした場合、どれほどつらい気持ちになるだろうかということについて、これまでも原告らの陳述書及び原告本人尋問によって立証をしてきたところである。しかし、それらは、近親者が交通事故で死亡した場合のように類型化ができず、かつ、客観化することがなかなか難しい。

一般に損害は個別的なものだと言われるが、慰謝料に関しては、個別的には主観性が入るので、損害の評価が難しい。例えば、交通事故による死亡によって近親者に慰謝料請求権が発生するが、これは通常経験則に基づいて、この程度の損害が生じるであろうと典型的に処理されている。交通事故で死亡した場合、その被害者の近親者の中には、本当に妻として、夫として愛し合い、その死亡により地獄のどん底に突き落とされたような絶望的な気持ちになる人から、極めて夫婦仲が悪く、離婚協議中などお互いに早く死んでほしいと思っている夫婦まで様々である。しかし、夫婦の精神的内実を細かく立証し、あるいは反証することは不可能であり、通常は、悲しい思いをするであろうという経験則を適用することにより、個別具体的な感情とは切り離して、一定の賠償額を支払う形で損害を類型化しているのである。

ところが、大災害に遭遇して、突然、長期間、集団で避難をした多数の人々が、通常どのような精神的ショックを受けるのかについては、先例に乏し

いため、類型化が難しく、経験則として確立されておらず、客観化することがなかなか難しい。しかし、だからと言って、個別的、主観的に、どの程度苦しんでいるのかを調べて、一人ひとりの損害額を個別に認定をするとなると、その個別立証には、非常に多大な時間を必要とするとともに、当事者のその時点の感じ方や、これを聴取する裁判官の感じ方によって、大きなあいまいさが入らざるを得ない。したがって、できるだけ客観的指標により、損害内容を類型化し、通常、このような状態に置かれたら、人はどの程度の苦痛を感じるのかという観点から、共通した指標で損害の評価をすることが必要となる。

本件原発事故によって、被ばくし、かつ、住み慣れた故郷から突然引き離された原告らが、どのような精神的損害を被ったのかを考えるにあたって、できるだけ、その損害を客観化してとらえる必要がある。

3 精神的損害の客観的調査

(1) 原告らの精神的損害の客観化のための調査

原告らは、福島県相馬市にある「メンタルクリニックなごみ」の院長である蟻塚亮二医師に、原告らの精神的損害の客観化のためのアンケート調査を依頼した。そして、原告らは、平成30年2月10日、二本松市男女共生センターにおいて、原告団臨時総会を開き、その際、蟻塚医師は、参加した原告らに対し、IES-R 及び K6 のアンケート調査を行う旨を説明した。原告らにバイアスがかからないよう、点数等の意味については説明せず、あるがままにアンケート用紙に記入をするよう求めた。そして、調査当時18歳以上の原告ら620名に対し、当日参加者には調査用紙を交付し、その場で記入をしてもらい、世帯家族が誰も参加していない人については郵送によりアンケート調査の依頼をした。蟻塚医師は、そのアンケート調査結果を集計し、「東電福島第一原発の事故による、浪江町津島地区住民にお

ける精神的被害」と題する報告書（甲 C 第 129 号証，以下「蟻塚報告書」という。）を作成した。そこで，次に蟻塚報告書に基づき，原告らの精神的損害がどの程度深いものであるのかについて，その主張を整理する。

(2) 出来事インパクト指数改訂版 (IES-R) について

一般に，多くの人が災害や戦争で，それまでに住み慣れた居場所から離れて生活しなければならなくなった場合，あるいは，多くの人の死ないし死の危険を目撃する体験をした場合，どのような精神的損害を被るのかについては，その程度を客観的に調査する確立された方法がいくつかある。その一つが，PTSD の症状がその集団にどの程度出現しているのかを調べる「出来事インパクト指数改訂版 (IES-R)」である。PTSD (Posttraumatic Stress Disorder) というのは，災害や戦争など，大きな出来事の中で精神的なショックを受けた場合，それが心の傷 (トラウマ) となって，後々までも，その時の記憶が突然よみがえり，つらくてたまらなくなったり，怖くて仕方がなくなったり，眠れなくなったりする症状を呈する精神的疾患である (米国精神医学会発行の DSM5 (精神疾患の診断・統計マニュアル第 5 版) では，第 7 章「心的外傷およびストレス因関連障害群」の一つとして定義されている)。医師の個別的問診による確定診断ではないので，このテストだけで PTSD であるとの診断を下すことはできないものの，この点数が 25 点以上の場合には，PTSD と同程度の精神的苦痛を抱えていると評価されている。IES-R の検査には，次の用紙が用いられている。今回のテストでも，基本的には，この用紙を用いている。

「

IES-R お名前 _____ (男・女__歳) 記入日 H. __年 __月 __日

下記の項目はいずれも，強いストレスを伴うような出来事にまきこまれた方々に，後になって生

じることのあるものです。 _____ に関して、本日を含む最近の1週間では、それぞ
 れの項目の内容について、どの程度強く悩まされましたか。あてはまる欄に○をつけてください。
 (なお答に迷われた場合は、不明とせず、もっとも近いと思うものを選んでください。)

	(最近の1週間の状態についてお答えください。)	0. 全 く な し	1. 少 し	2. 中 くら い	3. か なり	4. 非 常に
1	どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、その ときの気もちがぶりかえしてくる。					
2	睡眠の途中で目がさめてしまう。					
3	別のことをしていても、そのことが頭から離れな い。					
4	イライラして、怒りっぽくなっている。					
5	そのことについて考えたり思い出すときは、なんと か気を落ちつかせるようにしている。					
6	考えるつもりはないのに、そのことを考えてしまう ことがある。					
7	そのことは、実際には起きなかったとか、現実のこ とではなかったような気がする。					
8	そのことを思い出させるものには近よらない。					
9	そのときの場面が、いきなり頭にうかんでくる。					
10	神経が敏感になっていて、ちょっとしたことでどき っとしてしまう。					
11	そのことは考えないようにしている。					

12	そのことについては、まだいろいろな気もちがあるが、それには触れないようにしている。					
13	そのことについての感情は、マヒたようである。					
14	気がつくと、まるでそのときにもどってしまったかのように、ふるまったり感じたりすることがある。					
15	寝つきが悪い。					
16	そのことについて、感情が強くこみあげてくることがある。					
17	そのことを何とか忘れようとしている。					
18	ものごとに集中できない。					
19	そのことを思い出すと、身体が反応して、汗ばんだり、息苦しくなったり、むかむかしたり、ドキドキすることがある。					
20	そのことについての夢を見る。					
21	警戒して用心深くなっている気がする。					
22	そのことについては話さないようにしている。					

」

(3) K6 について

また、これとは別に心の健康度を測るテストに、K6 がある。これは、うつ病（気分障害）や不安障害などのスクリーニングに用いられるもので、厚労省や環境省も、しばしば用いているテストである。次の定型の質問用紙に自己記入する方式で行う。

K6 日本語版

過去 30 日の間にどれくらいの頻度で次のことがありましたか

質問項目	0点	1点	2点	3点	4点
------	----	----	----	----	----

1	神経過敏に感じましたか	全くない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも
2	絶望的だと感じましたか	全くない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも
3	そわそわ、落ち着きがなく感じましたか	全くない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも
4	気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか	全くない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも
5	何をするのも骨折りだと感じましたか	全くない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも
6	自分は価値のない人間だと感じましたか	全くない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも

以上の6つの質問に対し、自分で該当するものに○をしてもらい、その合計点数を測定する。

通常人の平均値は、3～4点台であるため、5点以上は、健康度に何らかの問題があるとされる。K6の日本語版作成に関与した川上憲人らによると、気分・不安障害のカットオフ値（障害の有無を判定する境界となる値）は、陰性が0～4点、軽度が5～8点、中等度が9～12点、重度が13～24点の4区分とされている。蟻塚報告書では、5点以上は心理的ストレス相当、10点以上は気分障害や不安障害に相当、13点以上は精神疾患の重症状態に相当する旨が記載されているが、同様の趣旨である。

第2 IES-Rを用いたアンケート調査結果とその評価

1 IES-Rによるアンケート調査

ES-Rは、上記のとおり、PTSD症状がどの程度強いのかについて調べるテストである。「戦争や震災、レイプ被害、パワハラや虐待など、自分の心の限

界を超えて打ちのめされる体験を「トラウマ(心の傷)」(体験)という。このトラウマの記憶は脳の中に刻みこまれるが、すっかり忘れたところに現れることがある。それを心的外傷後ストレス障害(PTSD)とよぶ」(蟻塚報告書4頁)。放射能という抵抗できない力によって自分が無力化された体験と恐怖がPTSDとなって、その後に障害となって現れる。ここで重要なことは、自分自身が生死にかかわるようなトラウマ体験をする場合だけではなく、他の人の体験を目撃したり、近親者が生死にかかわるような体験をした話を聞いたり、死体処理等の体験を繰り返すなども、PTSDを引き起こすということである。また、その症状も、過去がフラッシュバックして現在に侵入するような体験のほか、それに関連する記憶、場所、状況を回避する、社交場面から退避する、当時を想起できない、人に攻撃的になる、あるいは眠れない状態が続くなどの症状も含んでいる(医学書院「DSM-5精神疾患の分類と診断の手引」日本語版用語監修日本精神神経学会139-144頁)。そのため、対人関係、社会参加、日常生活にも多大な損失を引き起こすと言われている。原告らは、全員が本件原発事故により津島地区から避難をし、現在もなお、戻ることができない状態に置かれている住民であり、この避難をした際の状況について、上記書式を用いてアンケート調査を実施したものである。

2 IES-Rによる調査結果

調査対象620名のうち、513名(男性256名、女性257名)から回答があったが、直近での死亡や認知症等の理由で未記入であるなど欠損回答を除くと、有効回答数は、504名(男性251名、女性253名)であり、男女比はほぼ同じである。

(1) 年齢別回答数

表1のとおり、60歳以上が全体の6割を占めており、全体の4分の3が50歳以上である。

表 1. 年齢群ごとの人数(男女別)

	全体 (%)		男性 (%)		女性 (%)	
18～29 歳	49	9.7	20	4.0	29	5.8
30～39 歳	46	9.1	29	5.8	17	3.4
40～49 歳	36	7.1	23	4.6	13	2.6
50～59 歳	67	13.3	32	6.3	35	6.9
60～69 歳	141	28.0	68	13.5	73	14.5
70 歳以上	165	32.7	79	15.7	86	17.0
(60 歳以上)	306	60.7	147	29.2	159	31.5
全体	504	100.0	251	49.8	253	50.2

(2) ハイリスク群

IES-Rのスコアが25点以上となる場合がPTSDハイリスク群であるが、表2のとおり、その割合は、48.4%に達している。有効回答数に対する25点以上の割合を年齢別、男女別に内訳をみると、表2のとおりであり、60代では5割を超え、70歳以上では6割近くが25点以上であるほか、30代男性が40～60代男性よりも高い割合を示している。

表 2. IES-R の合計数 25 点以上の人数

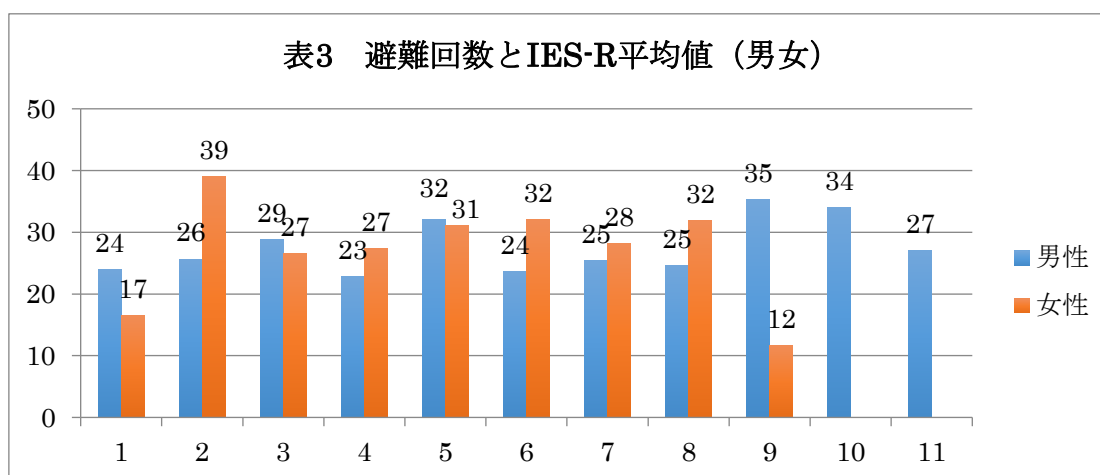
	全体 (%)		男性 (%)		女性 (%)	
18～29 歳	11	22.4	6	30.0	5	17.2
30～39 歳	21	45.7	15	51.7	6	35.3
40～49 歳	13	36.1	8	34.8	5	38.5
50～59 歳	30	44.8	15	46.9	15	42.9
60～69 歳	72	51.1	27	39.7	45	61.6
70 歳以上	97	58.8	48	60.8	49	57.0

(60歳以上)	169	55.2	75	51.0	94	59.1
全体	244	48.4	119	47.4	125	49.4

(%は、有効回答数のうちの合計数25点以上の占める割合)

(3) 避難回数とハイリスク群との関係

全体の避難回数は、4.65回であり、男性4.57回に対し、女性4.73回とやや女性が多いものの、概ね8年間に4～5回避難場所が変わっていることになる。避難回数とIES-R平均値との関係は、表3のとおりであるが、避難2回目に最初のピークがあり、次いで避難5回以降が高く続く傾向があるものの、必ずしも避難回数が多くなれば、それだけPTSDの症状が高く現れるとは言えない。避難時のショックがPTSDの強さに影響していると考えられ、避難回数には直接の相関関係は確認できない。



(4) 県内避難者と県外避難者との関係

蟻塚報告書によれば、県内の避難者と県外の避難者とを比較すると、表4のとおり、県外への避難者の方が県内の避難者よりも7点ほど数値が高い。これは次の3 (1) の②にあるように東京、埼玉など県外への避難者の

数値が高いこととも相関する。

表4 県内・県外別IES-R平均値

	IES-R 平均値
県内居住	27.54
県外居住	34.55

(5) 男性と女性の比較

上記のとおり，年代によって男女差が現れているのであるが，全体として，平均値をとると，表5のとおり，男性と女性では，IES-Rの平均値に2.35点の開きがあり，女性の方が高い値を示している。これはのちに検討するK6の調査でも同様の傾向があり，女性の方が精神的なショックの程度はやや高い傾向が結果としてみてとれる。

表5 男女別IES-R平均値

3 IES-R		IES-R 平均値
	男性	26.98
	女性	29.33

(1) 本
結

R調査結果の評価

件原発事故以外の調査
果との比較

ところで，IES-Rの合計点が25点以上である割合が48.4%であるという

ことは、どのような意味を持つのだろうか。蟻塚報告書では、同じような PTSDの可能性を示す数値と比較検討されているが、48.4%が25点以上ということは、およそ原告らの半数は、PTSDに罹患している疑いが強いということを意味しており、異常に高い値であるといえることができる。特に他の災害、戦争等により、トラウマとなるような出来事に遭遇した人々についての調査と比較をした場合でも、原告らの症状は突出している。蟻塚報告書にも引用されている事例として、次の調査結果がある。

① 福島県健康管理調査の結果 25～17%

PTSDのチェックリストにはIES-RのほかにPCLがある。PCLは、DSM4 のPTSD症状17項目について尋ねる自記式質問紙であり、1から5までの5件法で評価し、カットポイント45以上で推定されるPTSD有病率が40%以上とされている。福島県健康管理調査資料第29回検討会資料4-4によれば、福島県民について実施した調査の結果、44点以上の割合は、男性19.0% (T1)・17.8% (T3)、女性25.3% (T1)・23.3% (T3) (T1=2012年、T3=2014年) となっている。

② 9.11米国テロ事件の2-3年後のマンハッタン地域住民 12.5%

蟻塚報告書の中で上記数値が引用され、比較検討されている。

③ 本件原発事故による避難者 59～67%

辻内琢也早稲田大学教授らの調査によると、本件原発事故により、遠方へまたは、県内に避難をした被災者のうち、ハイリスク群の占める割合について、67% (2011年、埼玉への避難者の調査)、65% (2013年、福島での調査)、60% (2013年、東京への避難者の調査)、59% (2014年、埼玉・東京への避難者の調査) などの数字が出ている。辻内によれば、帰還困難区域の避難者の数値が最も高いが、自主避難者の数値も高いと報告されている (『震災後に考える92』早稲田大学出版部244-356 p, 2015年)。

④ 新潟県中越地震大震災 25.9%

新潟県中越地震から2年後に、被災者1773名について行われた調査結果(塩入俊樹「災害時のこころのケア:新潟県中越地震の経験を通して」精神神経学雑誌, 112巻, 521-529, 2010)。

⑤ 阪神淡路大震災 9.3%

阪神淡路大震災から45～47か月後に仮設住宅及び復興住宅に住む被災者の調査により、PTSDと診断された者の割合(神戸大学医学部紀要, 60巻, 2-4号, 147-155, 2000年)。

⑥ 阪神淡路大震災 10.9%

阪神淡路大震災から3～4か月後に坂野・辻内らが調査したときのPTSDの発症率(心身医学, 36, 649-656, 1996年)。

⑦ 沖縄戦後60年以上経過 38.9%

蟻塚医師らによる第二次世界大戦の沖縄戦から60年以上経過して発症した「沖縄戦晩発性PTSD」の調査(2010年)によると、沖縄戦体験高齢者400名のうち、IES-R 25点以上のPTSDハイリスク群は39.3%であった(當山富士子編「戦争とこころ」198-208, 沖縄タイムス社, 2017)。

⑧ 第二次世界大戦の戦争体験者50年後のPTSD発症者

(8-1) ヨーロッパ強制収容所生還者 11.8%

(8-2) インドネシア日本軍収容所生還者 13.2%

(8-3) 退役軍人 7.1%

(8-4) 一般市民 4.0%

(8-5) レジスタンス活動者 3.8%

(Bramsen; Fifty years later: the long-term psychological adjustment of ageing World War II survivors, Acta Psychiatr Scand 1999; 100: 350-358)。

⑨ 元日本軍朝鮮人慰安婦60余年後のPTSD発症者 30.8%

(S.K.Min, Posttraumatic Stress Disorder in Former"Comfort Women", 161-169, Isr. J. Psychiatry Relat Sci, vol.48, 2011)

⑩ 米国ベトナム戦争従軍兵士復員後50年経過後もPTSD症状

(<https://www.ptsd.va.gov/public/types/war/ptsd-older-vets.asp>)

(2) 原告らのPTSD症状発症率の高さ

以上のとおり、災害、戦争により、多くの人々がPTSD症状に襲われることがあるのであるが、これまでのIES-R等を使つての調査、あるいはPTSD発症者の診断調査によって、どの程度の割合の被災者あるいは戦争体験者がPTSD症状に苦しんでいるのかについて比較検討すると、すでに本件原発事故から8年が経過した時点で、半数近くの者がPTSD症状に苦しんでいるというのは、多くの戦争体験、被災体験と比較しても、これまでに例がないほどの高さであることが分かる。

特に原告らの場合に高い数値が出ている理由として考えられるのは、天災ではなく、人災による被災であること、加害者から謝罪もなく、絶対安全だと言われ過ぎしてきたのに、その原発が爆発して避難を余儀なくされたことに、いまだに納得が行かないこと、自分たちがいた場所が高度に汚染されていたことを後に知らされ、被ばくしたことについて不安があること、特に高齢者にとっては従前の住み慣れた場所から引き離されること自体が苦痛であるだけでなく、そこに生きている間に戻れないのではないかという不安の中で、戻りたいという思いが募っていることなどが複合的にPTSD症状を強める結果をもたらしているのではないかと推認される。

(3) 原告らのPTSD症状の今後の不安

そして、通常であれば、時間とともにPTSDの症状は治まっていくの

ではと思われるが、しかし、上記3（1）の⑦～⑩の調査結果からも明らかのように、晩発性のPTSDも存在しており、このままPTSD症状が治まっていくのか、それとも数十年にわたり、続くのか、一度治まって、数十年後に発症するのか、予断を許さないものがあり、今後も原発事故による被害は発生し続ける可能性がある。

第3 K6を用いたアンケート調査結果とその評価

1 K6によるアンケート調査

K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。蟻塚報告書は、上記のとおり、K6の質問紙を用いて、本件原発事故から8年後における18歳以上の原告らの精神状況を調査したものである。

2 K6による調査結果

(1) 一般的な調査結果

本報告書によれば、原告らに対するK6による健康度調査の結果は次のとおりである。

調査対象620名のうち、513名（男性256名、女性257名）から回答があったが、直近での死亡や認知症等の理由で未記入であるなど欠損回答を除くと、K6の有効回答数は、503(男251/女252)であり、男女比はほぼ同じである。年齢構成もIES-Rとほぼ同様である。K6については、前記のとおり、4点までは正常であり、5点以上になると、心理的ストレスが生じており、10点以上になると、気分障害や不安障害に相当する。そして、13点以上は精神疾患の重症状態に相当するとされている。今回の調査結

果は、表6記載のとおりである。

503人中、約4分の1に相当する126人は、正常の範囲内であったが、残り4分の3は、何らかの心理的ストレスを通常以上に感じており、不安障害、気分障害の症状である10点以上の者は、全体の4割以上を占めている。そして、13点以上の重症と判断される者は、3割近くに及んでいる。

表6 K6得点分布

	合計		県内		県外	
K6 得点	人数	%	人数	%	人数	%
0-4 点	126	25.05	118	25.71	8	18.18
5-9 点	160	31.81	148	32.24	12	27.27
10-12 点	76	15.11	71	15.47	5	11.36
13 点以上	141	28.03	122	26.58	19	43.18
全体	503	100	459	100.00	44	100.00
平均値			9.04 点		10.77 点	

(2) 県内避難者と県外避難者のK6平均値の比較

特徴的なのは、県内と県外の違いである。IES-Rでも、その傾向がみられたが、表6のとおり、県内避難者と県外避難者を比較すると、県外避難者の方がK6の値がかなり高く、平均値をとっても高い値を示している。特に13点以上の重症者では、県内避難者が26.58%であるのに対し、県外避難者では、43.18%であり、10点以上の者と合計すると、54.54%になり、半数以上の原告がうつ症状や不安な症状に苦しんでいる状態に置かれている。

(3) 男性と女性とのK6平均値の比較

男性と女性との比較については、IES-Rの調査結果では、女性の方が高い値が示されたが、K6による調査でも、同様の結果が出ている。すなわち、表7記載のとおり、K6の平均値では、男性よりも女性の方が0.85点高い値を示している。K6では1点の違いも大きく、これが1点近く異なるということは、やはり女性の方が精神的ストレスを受けやすいことを示している。

表7 男女別K6平均値

	K6 平均値
男性	8.76
女性	9.61

3 K6調査結果の評価

以上のとおり、一般にK6の調査では、3点台、4点台が通常であるところ、原告らの4分の3が、これを超える精神的ストレスを受けていること、そして、4割以上が気分障害、不安障害に相当する精神状態に置かれており、3割が重症であることを考えると、IES—Rの調査結果とともに、原告らの精神状態は、8年が経過した時点においても深刻な状態に置かれており、今もなお、損害が発生し続けていることを示している。その背景には、自然災害よりも、人災の方が心を病みやすくなるということ、放射線量が高い場所に居住する者ほど重たいことなどの事実が本報告書で指摘されている。

第4 まとめ

以上のとおり、原発事故から8年が経過した時点においても、なお、原告らの多くがPTSDの症状を呈しており、かつ、気分障害、不安障害に相当する精神状態に置かれている。その背景には、原告らの多くが長年この津島という場所において、自然と触れ合いながら、お互いに密接な交流を続けてきたと

いう事実があり、そのように津島という固有の居場所における深い自然との触れ合いや濃密な人間関係が一举に破壊され、しかも、放射線量の最も高い地域として、8年が経過した今も帰還の見通しが具体的に示されないまま避難を続けざるを得ない状態に置かれているという事実が、原告らの精神を深く傷つけていることは、客観的にも明らかにされていると言わねばならない。原告らの精神状態を改善するためには、被告らにおいて、原告らが津島に帰還できるよう速やかに津島地域の除染をし、あるいは、現在すぐに年間1mSvまでの除染ができない場所があるとしても、除染の計画を立て、今後、少なくとも、津島で生まれ、津島に住み続けても生涯の総被ばく線量が100mSvを超えないようにすることが、原告らが津島に帰還し、津島での生活を継続するためには必要不可欠である。また、高線量に被ばくしたことによる不安を解消するために、甲状腺がんを始めとする被ばくによって発症が疑われる疾病については継続して健康管理を実施し、万が一発症した場合には、速やかに被告らの費用負担のもとで、適時適切な医療処置が施されるようにする必要がある。そうしたことがされない限り、今後も、原告らの精神的な疾患は増大こそすれ、減ることはないであろう。

第2部 争点についての原告らの主張

第1章 本件訴訟における争点

第1節 本件訴訟における請求の趣旨

第1 はじめに

第1部では、原告らの主張の要点を述べたが、本件訴訟においては争点整理が行われており、それぞれの争点について、原告らの主張を明示することが必要とされている。そこで、第1部での主張と重複する部分も含まれることになるが、それぞれの争点について、別途、原告らの主張を明らかにする。

第2 本件訴訟における請求の趣旨

本件訴訟では、原告らは、被告らに対し、

- 1) 津島地区全域について、空間線量を毎時 0.046mSv にまで放射線量を低下させる義務があることを確認すること
- 2) 津島地区全域について、放射線量を毎時 0.23mSv にまで放射線量を低下させること
- 3) 連帯して、各原告に対し、前項のとおり放射線量を毎時 0.23 μ Sv に低下させた後 1 年経過するまで、毎月末日限り、金 35 万円及びこれに対する支払日の翌日から支払い済みまで年 5%の割合による金員を支払うこと
- 4) 連帯して、金 300 万円及びこれに対する平成 23 年 3 月 12 日から支払い済みまで年 5%の割合による遅延損害金を支払うこと
- 5) 上記 2) が認められない場合、各原告に対し、3000 万円を支払うこと
- 6) 3), 4), 5) が認められる場合、同金員に対する 10%の割合による金員（弁護士費用）を支払うこと

を求めている。その趣旨は、原告らの損害は、津島地区全域での生活のすべてであり、この損害は金銭によっては回復できない損害であり、その損害を回復するためには、津島地区全域について除染をして生活ができるようにすることが不可欠であること、原告らが発がんなどのリスクがない状態で、津島地区に戻って生活ができるようになるためには、年間 1mSv 以下にまで放射線量を低下させる必要があること（2 項、5 項）、また、本件原発事故が起きる前

の津島地区全域の放射線量は、毎時 0. 046 μ Sv 以下であったことから、原状回復のためには、少なくとも同線量にまで低下させる必要があること（1 項）、原告らが戻って生活を開始するには、津島地区全域について年間 1 ミリシーベルト以下になって帰還を開始して、実際に普通に生活を樹立するには、少なくとも 1 年以上が必要であり、それまでは避難生活が継続すること（3 項）、また、被告らは、原発事故があり、高線量の放射性物質が津島地区全域に降り注ぎ、避難が必要であることを知りながら、原告ら住民に連絡せず、その結果、原告らは、津島地区において最も線量が高い時期に外部および内部被ばくをし、不安を抱えながら生活続けることを余儀なくされたこと（4 項）、以上の請求について、被告らがこれに応じないため、原告らは、本件訴訟を提起することを余儀なくされ、そのために弁護士に本件訴訟を委任して、その費用を支払う必要があったこと（6 項）にある。これが本件請求の内容である。

第 1 節 原告らの損害の要点

第 1 ふるさと喪失損害について

今回の原発事故は、わが国で前例のない大規模な、そして非常に深い損害をもたらした。これまでのいかなる公害も数十年も立てば、そこに居住できる程度の損害しかもたらせていない。今回の原発事故が帰還困難区域にもたらした損害は、前代未聞のものであり、これまでの損害論の枠組みではどうして捉えることができないものである。

本件訴訟では、原告らの損害として、「平穏生活権」ということばも使っているが、これは、原発事故以前から公害などで主張されてきたものではない。損害の全貌はいまだに掴めておらず、今現在も次々に損害が生じており、既存の損害論の枠組みを超えて、実際にどのような損害が生じているのか見定めながら、原告らは、損害の立証を行ってきた。その中心にあるのは、過去から未来に向けて、「津島」というかけがえの

ない固有の場所で営まれてきた生活のすべてである。訴状には、次のように記載している。

「本件訴訟において原告らの主張する被害とは、生命以外の「すべて」である。「すべて」というのは、次のような意味である。人間が生きていくためには、生きて行くことができる環境が必要であり、人間は、その環境に適応することで、地球の上に生存することが可能となっている・・・・その環境の中には、馴染みのある自然、風土、歴史、文化、社会的制度、共同体（コミュニティ、人間と人間との触れ合いや結びつき）、家族、アイデンティティ（自分自身が帰属している世界との同一性、例えば私は日本人だ、私は福島県人だという自己認知）、記憶（生まれてから現在に至るまでの思い出）、未来への希望（自分たちの今後の人生、子供への地域文化の承継）など一切のものが含まれており、それは、他の場所ではえられない固有性を持っている（・・・）。これはその地域に根ざして長年生きていく中で形成されてきたものであり、他の地域に動くことによっては得られない固有の価値である。それは、手作りの作品のようなものであり、他と交換することができない。そのため、本来、金銭に置き換えることができない。なぜなら、金銭に置き換えることができるのは、交換価値を持っているからであるが、人間にとって最も大切な固有の価値は、交換価値を持っておらず、金銭で償うことができないからである。」

このように、最も大きな損害は、金銭では回復できないものであるから、請求の趣旨 1 項および 2 項の除染を求めているのであり、その全部または一部が認められない場合には、やむなく 5 項を予備的に請求しているのである。

第2 避難損害について

また、原告らは、津島地区に戻れるまでは、避難生活を続けなければならない。避難をすることによって、津島とは全く異なる生活の不便を強いられるだけでなく、線量の高い帰還困難区域から来たというだけで、ばい菌扱いをされたり、東電の賠償金をたくさんもらっただろうと言われたり、ふるさとのことを誇りをもって語ることさえできず、津島に戻れるかも戻れないかも分からないまま、将来の生活設計もきちんとできず、津島に戻るたびに雨漏り、野生動物、雑草によって、住み慣れた我が家が傷み、田畑が荒れ果てて行くのをじっと耐えて見ていることしかできず、物損の賠償がされても、少しも精神的な損害は回復せず、PTSD やうつなどの不安障害の罹患が懸念される状況にある。

第3 被ばく損害について

上記のとおり、原告らは、被告らから線量が高いことが知らされなかったため、線量が高い時期に外部被ばくおよび内部被ばくをし、将来、放射線被ばくによる晩発性障害が生じるのではないかという不安を抱えながら、ちょうど ABCC の実験動物のように生きていくことを強いられている。これは、避難生活が終了して、ふるさとに戻ることができても、内部被ばくを含めた初期の被ばく量が明確になり、その危険性が明らかにならない限り、ずっと続く不安である。また、将来にわたり、定期的な調査が継続されなければ、その原因についての疫学的調査もできず、かつ、将来、発症した場合、本件原発事故と晩発性障害との因果関係を明らかにすることも難しい。そうになると、泣き寝入りするしかないということも、不安感を大きくする理由となっている。

第3節 本件の争点と原告らの争点についての主張

第1 請求の趣旨第1項（確認請求）について

1 確認の利益について

(1) 作為内容が不明確であるとの主張について

原告らは、請求の趣旨1項として、津島地区全域において、毎時0.046 μ Svに至るまで、放射線量を低下させる義務があることの確認を求めている。これに対し、被告らは、作為の内容が不明確であり、確認の利益がないとして、被告らに放射線量を低下させる義務がない旨を主張している。また、被告国は、行政権の発動を求めるものであるから不適法であると主張している。

ところで、作為を求める場合、作為すなわち行為の内容自体に目的があるときは、作為内容の態様の特定が必要であるが、作為の結果として一定の状態が形成されることに目的があるときは、どのような方法を用いても結果が実現されれば、その目的は達成できるのであるから、必ずしも作為の内容を特定する必要はない。例えば、建物収去土地明渡請求や動産引渡請求などの場合、どのような作為の内容かは重要ではなく、社会通念上建物のない状態で土地利用が可能な状態が作出されれば、重機で壊しても、ハンマーで壊しても、爆破しても、かまわないのであり、作為の内容を特定する必要はない。本件でも原告らが求めているのは、放射線量を低下させる作為の内容にかかわらず、結果として、本件原発事故以前の状態の放射線量にまで低下した状態が生じれば、目的は果たされるのであるから、作為の内容の不明確性は、確認の利益を失わせるものではない。

(2) 行政権の発動を求めるものであるとの主張について

本件請求は、汚染対処特措法に基づく請求ではない。次の「イ 確認請

求の実体的要件について」で詳しく述べるとおり、被告らが故意または過失により、原告らの生活の場であり、人生の拠り所である津島地区に放射性物質を降り積もらせ、原告らの固有のふるさとである津島地区において生活が続ける権利ないし法的保護に値する利益（固有の平穩生活権）を侵害したことに対し、その権利の回復を求めているのである。日照を遮った場合、その妨害を排除すること、大気を汚染した場合、汚染された大気の浄化を妨げる汚染物質の排出を制限すること、庭に廃棄物を投げ込んだ者にその廃棄物の撤去を求めるのと同じである。また、原告らが所有する宅地建物、農地、放牧地、山林などの所有権及び江戸時代以前から代々その利用を継続してきた山林における入会権類似の利用権に基づいて、物権的請求権としての妨害排除を請求しているのである。更には、被告らによる本件放射性物質の津島地区における放置行為は、原告らの生活のすべてを奪い去るものであり、受忍限度を遥かに超えた不法行為であるから、民法 723 条を類推適用して、その原状回復を求めているのである。したがって、行政権の発動を求める請求であるとの主張は失当である。

(3) 給付請求との関係について

ところで、確認請求をするに当たっては、①どのような状態が作出されれば、津島地区全域について、毎時 0.046 マイクロシーベルトにまで放射線量が低下したと言えるのかという結果の明確性が必要であり、また、②作為を求める場合において、その作為が可能であれば、給付請求をすべきであり、給付請求ができるときは確認の利益はないと考えられる。そして、①の点については、2 項の給付請求の特定の場合と同様であるから、そこで触れることとし、②の点について、なぜ給付を求める権利があるのにもかかわらず、確認の利益があるのかについて検討する。

一般に一定の作為義務を認めるには、当該作為が可能であることが必要である。そして、そもそも当該作為が可能であれば、給付請求が可能であるから、給付請求をすべきであり、確認の利益はないと考えられている。それは、通常であれば、一定の作為義務があれば、現時点で直ちに給付請求が可能であるからである。しかし、原発事故による損害は、従来の考え方が当てはまらない。すなわち、放射線量を低下させるためには、除染が必要であり、ヒトが安心して居住できるレベルにまで放射線量を低下させるためには、多くの時間が必要であり、直ちにできることではない。ICRP が一般公衆の被ばく限度量を年間 1mSv としているのは、1mSv のままで経過しても安全であるという趣旨ではなく、ベネフィットがある場合において、被ばくを完全に許容できないとすると、ベネフィットを得ることができないから、ある程度認めるべきであるという必要がある。しかし、その場合でも、多くても、年間 1mSv が限度であり、かつ、可能な限り放射線量を低下させるよう求めているのである。そして、原告らは、現在、津島地区全域に存在する原発事故による放射性物質には、何らのベネフィットもないのであるから、これらを放出させた被告らには、これをすべて除去し、本件原発事故以前の空間線量に戻す責任があると主張しているのである。しかし、それは、直ちに実現できるものではないから、時間をかけて実施する必要がある。今直ちに原発事故以前の状態に戻すことは難しいので、原発事故以前の放射線量にまで低下させる旨の給付判決をすることは困難を強いることになる。その反面、除染義務のあることの確認がされないままだと、被告らは、除染の義務はないとして、これを無責任に放置するおそれが極めて高く（環境省は、帰還困難区域も含めて年間 1mSv まで除染すると言いつけているが、被告国は、除染義務を争っており、かつ、赤宇木地区でごく一部試験的除染をし

ただで、その後は除染作業を行っておらず、かつ、10年が経過しようとしているのに除染計画さえ示されておらず、除染する意思がないのに除染すると原告らを騙し続けてきたことは明白である）、除染義務が確認されない限り、原告らは、原発事故以前から享受していた低い放射線量の中での生活を取り戻すことができないままになる危険が極めて高いのである。

したがって、少なくとも、原発事故以前の状態にまで放射線量を低下させる義務がある旨の確認を求める利益があるというべきである。

2 確認請求の実体的要件について

(1) 固有の平穏生活権に基づく請求について

先述のとおり、原告らは、いずれも、この津島地区において、先祖代々居住をし続けた住民であり、中には戦後開拓民として居住するようになった者、津島地区外から嫁いできた者も含まれるが、みな長い間、この津島地区で暮らしてきた者である。日本社会の歴史や文化というのは、それぞれの地域社会の歴史や文化である。地域社会の歴史や文化は、その地域に居住する人々が、いずれもその地域に根ざして、意識的にその歴史や文化の担い手として、これを次世代へと引き継ぐことにより承継され、維持されてきたものである。そうした人々の不断の努力なくして、日本社会の歴史や文化は存在し得ないのである。これは、決して金銭賠償によっては回復できない性質のものであり、かつ、法的に保護されなければならないものである。

また、原告らは、いずれも、津島地区に居住を続けてきたものであり、今後も津島地区に戻り、原発事故以前の生活をするようになることを望んでいる。原発事故により日本社会全域が汚染され、海外での避難生活を余儀なくされた場合、日本に住む日本人の多くは、今後も日

本に戻り、原発事故以前の生活が続けることができるようになることを望むであろう。その際、他の国でも平穩に生活できるのだから、日本に戻らなくてもいいだろうと言わ、たとした場合、そのとおりだと思ふ日本人がどれだけいるだろうか。あるいは、都道府県単位でもよい。市町村単位でもよい。自分が生まれ育ち、その歴史と文化を背負い、その地域で一生地元の人々とともに暮らすことを考えて生きてきて、突然、原発事故により、そこから追い出され、帰還困難区域に指定されて、許可なく立ち入ることさえ禁じられ、その地域の歴史や文化がすべて消滅していくのを、涙を流しながら、じっと見ていることしかできない状態に置かれたとき、戻りたいから除染をしてほしいと求めることさえできないというのだろうか。この日本という国は、そのような国でよいのか。この訴訟は、それを問うているのである。

被告国は、今、そのような権利ないしは法的保護に値する利益はないと言うのである。それは、この国が滅びてもよいというのと全く同じである。それとも、被告国は滅びては困るが、国の一部地域である津島地区全域は滅びてもよいとでも言うのだろうか。津島地区はほろびてもよいが、東京都や京都府は滅びては困るとでも言うのだろうか。国というのは、地域社会から離れて実在するものではない。地域社会が滅びるということは国が滅びるということである。

およそ日照が遮られただけでも、被害者に対し、そこから避難すれば日照は得られるのだから、日照権などというものはないとは言わなかった。水や大気が汚染されれば、綺麗な場所に引っ越せばよいとは言わなかった。なぜ、すべてを奪われた場合にだけ、金銭賠償で諦めないといけないのか。

環境は、我々の外部にあり、無尽蔵であるから、そこから何を取り出すのも自由であり、何を放出するのも自由だという時代は既に終わってい

る。環境を汚染したら、金を払えばよいという時代は既に終わっている。いつまでそのような旧態依然とした法解釈を維持するつもりなのか。そのような考え方は、速やかにこれを捨て去り、汚染したら綺麗にする義務があるという法解釈に立たなければ、日本社会に未来はなく、地球に未来はないのである。日本という国が本当に環境汚染と向き合おうとしているのか、今、世界が注目しているのである。原発事故が起きて、自分たちが大切に守り育ててきた歴史や文化を根こそぎ奪い去られ、すべてのふるさとの歴史が消滅して消えてなくなってしまうのを、原発を推進してきた被告国が放置してもよいのか、日本にあるすべての原発近辺の住民が注目しているのである。

(2) 所有権ないし入会的利用権に基づく請求について

原告らは、津島地区全域において、それぞれ住宅地、農地、牧場、山林などの土地を所有しており、明確な入会権とは言えないとしても、山林などから湧水をひき、きのこを取るなどして生活を維持してきており、津島地区全域において、入会権に準じる法的保護に値する利益を有することは、これまで原告らの陳述書や本人尋問並びに関意見書などを通じて明らかにしてきたとおりである。

被告らは、原告らに所有権ないし利用権があることは認めながら、被告国においては、放射性物質を支配していないから、妨害排除の相手方にならない旨主張し、被告東電においては、放射性物質を管理していないから、相手方ではない旨主張している。

しかし、これほど無責任な主張はない。原発事故が起きて、もし放射性

物質が排出されれば、これを支配することも、管理することもできないので、それが被災地の土地所有権者の土地利用を妨げても、国及び電力会社は、除去する責任はありませんと述べているのである。もし、そうだとすれば、原発設置の許可は、錯誤により、すべて取り消すべきことになるだろう。これまでは事故は起きませんとだけ言っていればよかったが、本件事故が起きた以上、そのような説明は通用しない。したがって、事故が起きた場合、逃げ道を作りますというだけではなく、帰り道を作りますという必要もあるし、帰ったとき、被災者の土地を利用できるよう除染をしますということが必要になる。もちろん、帰り道は必要ありませんし、所有地は永久に利用できなくてかまいませんということで、被災地となるおそれのある地元の人々が承知のうえで原発の再稼働を認めたのであれば、被告国の主張は一貫していることになる。しかし、果たしてそうだろうか。その点は、これから各設置自治体に確認をする必要がある。被告らは、原発設置自治体に対しても同じ説明をしているのか、それとも、異なる説明をしているのか、説明さえしていないのか。被告らに釈明を求めたいところである。

被告国も被告東電も、原発を稼働させる以上、格納容器内の放射性物質を厳重に管理する義務を負っており、もし、万が一、これが外部に放出され、地域を汚染した場合には、速やかに住民を避難させ、その住民が安心して戻れるよう除染をする義務のあることは、除染特措法の成立を待つまでもなく、条理上当然のことと言わなければならない。もし、格納容器内に閉じ込めた放射性物質が外部に放出されても、除染義務がないとすれば、例えば、自衛隊基地を作るため用地買収に応じない土地所有者がいる場合、放射性物質をまきちらし、支配も管理もできないから除染義務はない、金を払うから出て行けと言って追い出すことができることになる。故意の場合は支配も、管理もできているから、その批判は当たらないという理屈は

なりたたないのであり、過失の場合と区別する理由はない。いずれにしても、放射性物質について支配も管理も及ばないから放置してもよいということは合理的な思考からは生じる余地はない。

なお、被告らは、明確に争点としては述べていないが、権利濫用の抗弁をしているとも考えられるので付言すると、権利の行使が濫用になるのかどうかは、極めて例外的な問題であり、なぜ権利の行使が濫用になるのかは慎重に判断をする必要がある。原告らが居住をする津島地区では、先祖代々から譲り受けてきた住宅があり、その敷地があり、また、農地があり、山林がある。これらは、戦後開拓民として居住するようになった人々も含め、多くの祖先が血と汗を流して開墾し、整地をし、保持してきたものである。また、付近には墓地があり、土葬された先祖のご遺体も埋葬されているのである。そして、この津島地区全域の半数近くの住民が戻りたいので、それぞれの所有地や入会的に利用している津島地区全域の除染を求めているのであり、また、放射性物質の性質上、所有地ないし利用地以外の周囲の土地も含めて除染をしないと、実効性がなく、子どもたちも遊び回ることを考えると、原告らの所有地ないし利用地以外の周囲の土地の除染も付随的に必要となることは、顕著な事実である。他方、被告らにおいて、放射線量を低下させることは相当程度実現可能なのであって、それさえできないのであれば、そもそも原発を稼働させること事態が許されることではないのである。現実には被告らは、原告らに対しても、原発は絶対に安全であると言い続け、その結果として、原告らの住み続けた地域社会を滅ぼそうとしているのであって、除染するのに時間や費用がかかることを理由として権利の濫用だという主張をするとすれば、到底許されることではない。

(3) 不法行為に基づく請求について

現行民法の不法行為法は、明治民法（明治 31 年 6 月 21 日法律第 9 号）をそのまま承継している。したがって、制定されてから、100 年以上が経過しており、いわば 19 世紀の法律を、今なお使い続けているのである。ドイツやフランスでは、不法行為による原状回復請求が認められており、なぜ明治民法は、名誉毀損についてだけ原状回復請求を認める条文を置いたのか、その合理性がどこにあるのか、既に 100 年以上の歳月が経過し、日本が模範とした西欧において不法行為における原状回復が認められている今日、改めて検討すべき状況にあることを、はっきりと自覚する必要がある。

もとより所有権（特に土地所有権）について妨害排除請求が認められたのはなぜかと言えば、それが決して譲り渡すことのできない権利として観念されたからである。なぜ譲渡できない不可侵の権利だとされたのかと言えば、土地を耕して作物を作った市民にその作物が帰属し、領主や王侯には帰属しないことを明確にするためであった。J・J・ルソーは『エミール』の中で、お前は、この作物を育てるために土地を耕して、種を蒔き、雑草をとって、肥料を与え、そこに自分の労働を投下した、だから、その作物はお前のものだ。それを引き抜く権利のあることは、お前が、自分の腕を引き抜くのと全く同じであり、それは誰にも譲り渡すことのできない不可侵の権利だということをエミールに教える。譲り渡すことのできないということの意味は、金銭では回復できないということであり、だからこそ、それが侵害された場合には、それを回復する権利がある。それは自分の腕を引き抜くのと同じであると考えたのである。原告らが被告らの不法行為によって侵害されたのは、津島地区において、津島固有の自然と触れ合い、津島固有の永年親交のある人々に囲まれて、慣れ親しんだ地元で平穏に生活する権利または法益である。平穏かどうかには重点はなく、平穏でなくても、この津島という固有の場所において生きていく権利ないし法的

な保護に値する利益が侵害されているのである。したがって、この損害の回復は、金銭ではできないものなのである。もちろん、人間の命や身体も、金銭では回復できないものであり、本来、金銭賠償では意味がなく、原状回復すべきものである。しかし、生命、身体というものについて、原状回復するということは不可能であるため、生命や身体について原状回復請求ができるとしなかったのである。これに対し、明治 30 年当時の日本社会では、名誉が非常に重んじられ、金銭では名誉の回復はできないと考えられたのに加えて、新聞紙などに謝罪広告を掲載することにより、ある程度、完全でなくても、名誉侵害というものから回復を図ることが可能であると考えられたことによる。そして、当時、金銭では回復させることができず、かつ、原状回復が可能な損害として、名誉以外のものが存在するののかについて詳しい調査・検討がされ、その上で名誉だけに限定をして現状回復規定が決められたというような立法の経緯は全くうかがうことができないのである。そうした立法の経緯によれば、名誉以外でも、金銭賠償によっては、その損害の回復が困難であり、他方で、原状回復の可能な方法があれば、名誉と別異に解すべき合理的な理由は存在しない。したがって、民法 723 条を類推適用して、原状回復請求を認めるべきである。そのことは、また地球環境の汚染を防止しようとする今日におけるわが国の法体系にも合致する解釈であるというべきである。

3 確認の利益について

(1) はじめに

確認請求をするためには、確認の利益が必要である。したがって、本請求について確認の利益があるのかについて検討する。

すなわち、「確認の利益を、講学上いわれる様々な観点から検討すると、主張はどうなるか。(権利保護の資格と権利保護の利益/即時利益の現実

的必要、紛争の成熟性、方法選択の適否、確認対象の適否)」について、原告らは、次のとおり主張する。

この確認の利益を検討するにあたり、原告らの本請求の意図が重要となることから、繰り返しになるが、本請求の意図を述べておきたい。原子力発電所の事故は未曾有の被害であり、これまで不法行為法で考えられてきた被害とは根本的に異なる事態が生じており、この事故被害による損害の特殊性を考える必要がある。その特殊性とは、事故から 10 年が経過しようとする今でも帰還困難区域指定の状態が継続しているということである。原告らは、帰還困難区域である津島地区の住民の半数近くを占めており、一刻も早く帰還することを望んでいる。そして、原告らが津島地区に帰還し、事故前と同じ生活を送るためには、除染することが必要であり、そのために本請求を立てているのである。

(2) 確認の利益についての一般的理解

本件における確認の対象は、「津島地区全域の放射線量を毎時 $0.046\mu\text{Sv}$ に至るまで低下させる義務があること」である。

確認の訴えの目的は、給付の訴えのように被告の行為のもたらす危険の排除ではなく、原告の側に生じる自己の権利・法的自由に対する危険の除去にある（兼子一原著『条解民事訴訟法（第 2 版）』（弘文堂，2011 年）774 頁[竹下守夫]）。

確認の利益は、事態の推移が予測不可能であり、後の訴訟においていかなる裁判がされるかが不明確であって、現在このような事態の不明確さが、原告に対して、その法的生活・経済的活動・家族生活上の行動に抑制的・抑止的效果を持つことの中に見出されるといわれている。そうとすれば、確認の対象適格は、その確定によって原告の現在における法的生活・経済活動等の自由を回復するにふさわしい権利関係の存否の主

張について認めるべきであるとされる。

(3) 権利保護の資格と権利保護の利益/即時利益の現実的必要

ア 権利保護の資格と権利保護の利益

権利保護の資格は、当該訴訟における具体的な事情と関わりなく、請求の内容が本案判決の対象となりうるかどうかという観点であり、権利保護の利益は、当該事件における具体的事実関係に照らして、請求について本案判決をすることが紛争解決に適するものかどうか（狭義の確認の利益、即時確定の利益）という観点である。

この二分の考え方に対し、近時の考え方では、具体的な事案において、原告の法的地位に生じた危険の除去や不安定な状態の解消に役立つのであれば、確認の対象が現在の権利または法律関係でなくても、確認の利益を認めるべきとして、権利保護の利益の問題に一元化している（高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣，2016年）79頁）。

この権利保護の利益は、①即時確定の利益、②方法選択の適否、③対象選択の適否という3つの観点に類型され、総合的に判断される。

もっとも、この3つはすべて満たされなくてはならないといったものではなく、あくまで議論の整理上の分類であることに留意する必要がある。判例においても、最大判昭和45年7月15日民集24巻7号861頁を契機に、より弾力的に対象適格を判断する方向へと転換しており、紛争の抜本的かつ一挙的解決に資することに着目し、具体的事情に照らして、原告に確認判決を得させる必要性が認められる場合には、確認の利益を認めてもよいとされる。

イ 基本的な考え方（即時確定の利益）

即時利益の現実的必要、すなわち、即時確定の利益とは、原告の権利

又は法律的地位の危険・不安を除去するために、判決によって権利関係を即時に確定する法律上の利益ないし必要であり、紛争の成熟性ともいう。

即時確定の現実的必要が求められるということは、原告の権利・法的地位に生じている危険・不安が、確認判決による即時の除去・危険の解消を必要としている場合に限って、確認の訴えが認められるという趣旨である。重要なことは、被告側の侵害行為の排除ではなく、現在生じている原告の権利・法的地位に対する危険・不安を除去することを目的とし（山本弘「権利保護の利益概念の研究（3）」法学協会雑誌 106 巻 9 号 1584 頁）、一定の法律関係の存否を被告との間で判決により早急に確認する必要がある場合に認められる（必要性）ことである。

この即時確定の利益は、解決の必要があり、かつ、解決に値する紛争のみを取り上げる趣旨であり、①被告が原告の地位に与える不安の態様という観点、②不安に曝される原告の法的地位の現実性という 2 つの観点から考察される（新堂幸司『新民事訴訟法（第 6 版）』（弘文堂、2019 年）277 頁）。

①は、原告の地位に対する不安であり、被告が原告の法的地位を争っている場合や公簿の記載に誤りがある場合を指し、原告にとって、権利又は法律関係の存否が不明確であるとしても、相手方の主張や態度により、原告の法的地位に危険・不安が生じているなら、利益は認められる（条解 779 頁）。

②は、確認判決による不安の除去の現実性であり、確認対象についての法律関係につき、原告の法的地位が保護に値するほど現実的なものであることが必要であるとされる。この「保護に値するほど現実的」ということの意味は、将来の法律関係について、その関係が発生するかどうか不明であるために否定されるという意味であり、執行ができる

か否かを意味するものではない。

ウ 原告らの主張との関係

本件における即時確定の利益とは、放射性物質を除去することで現在生じている危険を解消するという利益であるといえる。原告らの権利保護にとっての必要性が基準であり、除染する必要があるか否かである。除染できるかどうかではない。

津島の住民である原告らは、帰還困難区域から避難を強いられており、現在、避難生活を継続している。小規模な除染は所々行われているとしても、地域全体の除染は行われていない。その結果、原告らは、帰還できるかどうか、中途半端な状況に身を置かれている。それは、今後の生活の見通しが依然としてついていないことを意味する。ここに原告らの地位に対する不安がある。

そして、この先に除染がされるか否かによって、原告らは帰還できるかどうかが決まる。

もし、即時確定の利益がないということになると、被告らによる津島地区の除染という原告らの要求を争うことができなくなり、津島地区がこのまま放置し続けられ、地域の崩壊になりかねない。地域社会は失ってしまったら二度と戻ってこない。ここに確認判決による不安の除去の現実性がある

なお、「現実性」を「執行」という意味にとらえて、現在の技術では執行は不可能である、将来の問題であるといった主張に対しては、現在、環境省のガイドラインに基づき、除染は各地で進んでいるという事実がある。そして、その技術が現時点で完全でないとしても、それは執行の問題であり、現状において原告らの法的地位の不明確性を除去することで、損害の発生を最小限に食い止め、原告らが不必要に行動の自由を制

限されることを防止することにつながることに違いはなく、権利救済への道が図られることになる。

(4) 方法選択の適否

ア 基本的な考え方

方法選択の適否とは、確認の訴えという手段を選択することが紛争解決に有効適切かを問う視点である。確認判決以外の解決手段との役割分担の問題であり、言い換えれば、紛争解決方法として確認の訴えが適切かどうかである（適切性）。

これについては、一般的に、給付の訴えとの関係において、給付の訴えを提起することが可能な場合には、給付請求権の確認を求める訴えは認められないといわれる。しかし、そこから派生する給付請求権について給付訴訟が可能な場合でも、基本関係の確認を求める利益は認められる（前掲条解民事訴訟法 778 頁）。なぜなら、基本となる法律関係を既判力をもって確定することで、原告は法律的地位の安定を得ることができるからである（最判昭和 20 年 12 月 16 日民集 8 巻 12 号 2158 頁）。

イ 原告らの主張との関係

本件における方法選択の適否は、確認の訴えを認めることで派生的な権利救済を求めることができるということを意味する。すなわち、被害が深刻化する中で、それを止めるべく、何かしらの対応をするように求めるということである。

権利の救済は、判決に既判力という法的拘束力が結び付けられることによって担保される。原告らの権利が確認されることで、独自の権利救済機能があるといわれている（前掲条解民事訴訟法 767 頁）。

一つ目は、①侵害が発生または権利侵害の危険が現在化する以前に、

当事者の実態的権利関係を確定し、確定された実体的権利関係に適合した行動をとることを当事者に期待して、権利侵害ないし、紛争の発生を防止するという予防的救済機能である。現在、権利侵害は既に生じているが、その被害は日ごとに大きくなっている。本件では、こうした事態に対して確認の訴えに基づく対応を求めることにより危険が深刻化をとどめるという現実的な機能がある。

二つ目は、給付訴訟は個々の請求権を媒介とするので、請求権の基礎にある物権や包括的法律関係の帰属や存在に争いがある場合でも、請求権の内容に取り込まれた限度での利益が救済されるにとどまる。確認の訴えは、物権や包括的法律関係自体を対象とし、その存否を確定しうることから、相手方が判決の判断内容を尊重することを期待できるなら、包括的救済機能を発揮できる。本件では、多様な解決方法を求めうるところ、被告らの義務を確認することにより、原告らにおいてより望ましい救済を実現できる。

このような機能面から考えると、そもそも原告らは、現状の進行し続ける被害の責任を認めて何とか対応してほしいという希望が本件訴訟の根本である。訴訟物概念を形式的に捉えることの限界を、確認の訴えを認めることにより、一定程度解消できるという意味において、適切であるといえる。

そして、この確認の訴えは、原告らの権利侵害という基本関係の確認であり、それが明確になることにより、その派生として、その後の救済の選択が生まれる。

なお、本請求が紛争解決にあたって、有効適切ではないという主張がありうるが、この主張に対しては、次のように反論ができる。すなわち、被告らが被害救済としての除染等の措置を具体化しない現状において、確認の訴えをすることにより、その除染等の方法の選択肢を被告に与え

ているのである。したがって、確認の訴えが有効適切ではないということになると、それは給付の訴えが認められることになり、「放射性量を低下せよ」という判決は可能であるということになる。

また、方法選択の適否という点で、被告らが判断内容を尊重することを前提とする。本請求は、放射性物質を飛散させ、現に危険困難区域になっているという被害が生じていることに対して、被告らがその問題を解決することに協力することを求める旨の主張である。この利益がないとの主張は、確認の訴えに基づく判断内容は尊重せず除染は自らの意思でしないということにもなり、被告らの悪質性の問題にもつながる。

(5) 確認対象の適否

ア 基本的な考え方

確認対象の適否は、確認対象として選択された訴訟物が、原告・被告間の紛争の解決にとって、有効適切かを問う視点である。これは、現在の紛争の解決に役立つかどうかという意味であり、現在の原告の権利または法律関係であれば、確認の利益は認められる。そして、確認の対象を選別する目安として、①事実の確認ではなく法律関係の確認をすべきであること、②過去の権利関係の確認ではなく積極の確認をすべきであること、③消極の確認ではなく積極の確認をすべきであること、といった指針が示されている（笠井正俊＝越山和広編『新・コンメンタール民事訴訟法(第2版)』（日本評論社，2013年）565頁[名津井吉裕]）。

イ 原告らの主張との関係

原告らの住む地域は帰還困難区域であり、原告らの所有権、さらにいえば、居住の自由を侵害されている。これは、被告の権利侵害による結果である。したがって、①権利侵害という法律関係が対象であり、②現

在の被害回復という現在の法律関係の問題であり、③放射性物質の除去義務があるという積極的な確認を求めているといえ、将来に何かをしてほしいという意味ではなく、確認の訴えによって現在の問題の紛争解決を図ることを求めるということである。

(6) まとめ

以上より、確認の利益は満たされ、確認の訴えを裁判所が判断することは可能である。

第2 請求の趣旨第2項（給付請求）について

1 訴訟要件について

(1) 請求の特定について

被告らは、原告らの請求の趣旨第2項について、除染の方法が特定されていないとして、これを争っている。

原告らが、放射線量を低下させるよう請求（便宜、「除染請求」という）している理由は、原発事故以前の状態に最終的には戻してもらわないと、原告らが津島地区に戻って生活をすることができない、お墓参りもできないし、運動会もできないし、日々ののどかな暮らしもできないし、松茸とりもできないし、綺麗な水も飲むことができないし、諸々の生活ができないということである。ひとまずは、年間1mSv以下にならないと、累積被ばく線量が100mSvを超えることになるので、最低限度その程度にまで除染をして、安全に暮らせるようにしてほしいということに尽きる。したがって、被告らにおいて、最も費用のかからない方法を選択していただいてなんら差し支えないし、更に原発事故当時から予定されていた除染技術を開発して、新しい確実な除染方法が見つかれば、そのような方法を選択していただいて、何ら差し

支えないものである。前記のとおり、建物収去土地明渡しを命じる判決において、命じられた被告は、手作業で解体をしてもよいし、重機を使ってもよいし、爆破する方法によってもよく、安くて安全な方法で建物の収去をすればよいのであって、原告が建物の収去方法を決めなくてもかまわない。そもそも、土地所有者が建物収去土地明渡しを求める場合、建物の収去方法を知悉していることは経験則上あり得ないことであり、また、被告らのことばを信じて原発事故などあり得ないと考えてきた地域住民が被災した場合において、除染の具体的な方法を被災住民が知っていることは経験則上あり得ないことである。その際、建物の収去方法や除染方法が分からなければ、その請求ができないなどということになれば、被災者の救済は不可能である。

なお、念のため、付言すると、上記のとおり、被告らは、この間、本件原発事故により汚染された地域において、10年近くにわたり、除染作業を行ってきており、多くの除染の実績があるのであるから、手抜きをする下請け業者を選ばなければ適切な除染はできるはずであり、もし、原告に除染方法の特定をする必要があるというのであれば、被告国が行っている除染方法によるよう求めるものである。被告国の除染方法はでたらめであり、特定の除染方法など存在しないということは考えがたいことである。

(2) 訴えの利益について

被告東電は、除染について、強制執行不能な判決を求めるものである旨主張する。しかし、まず、被告国（環境省）は、本件原発事故以来、一貫して、帰還困難区域を含めて、年間 1mSv にまで除染をすることを明言し、現在に至っており、原告らを含む原発事故被災者は、

みな環境省が年間 1mSv 以下にまで除染をするという言葉信じて、いつかは戻れることを期待して、避難生活を続けている。被告国が除染できないのにもかかわらず、1mSv まで除染をするなどというはずはなく（もし、できないのにそのように言い続けているとすれば、あまりにも不誠実であり、許されることではない）、除染ができる以上、強制執行不能ということとはあり得ない。

(3) 給付請求の趣旨について

被告国は、本件除染請求は行政権の発動を求めるものであって、不適法である旨主張するが、前記のとおり、津島地区全域について放射線量の低下を求めているのは、行政権の発動を求めているのではなく、被告国の行為によって、本件事故が引き起こされ、その結果、原告らが居住する津島地区全域に居住できなくなったので、責任のある被告国に対して、上記の理由により、放射線量を低下させるよう求めているのであり、行政権の発動を求める趣旨ではない。

(4) 給付請求の実体的要件について

原告らが被告らに対して、放射線量を低下させるよう求める実体的要件は、確認請求のところで述べたとおりである。

第3 請求の趣旨3項（損害賠償請求）について

原告らは、津島地区全域の放射線量を年間 1mS に低下させ、その後1年経過するまでは、津島地区に帰還して生活を開始することができず、それまでは避難が継続しているから、避難に伴う慰謝料を請求しているのである。

これに対して、被告国は、将来請求部分是不適法であると主張する。確かに、騒音被害などの場合には、将来、同様の騒音が続くのか、引き続きそこに居住し、騒音被害を受け続けるのかははっきりしないのであるから、損害の発生が不確実なことも想定できる。しかし、本請求は、被告らが速やかに除染しない限り、原告らは避難を続けるほかなく、除染すれば帰還可能になるのであるから、1年後に避難は終了する。避難による慰謝料の発生期間は明瞭であり、被告らの行為によって、いつでも、その発生を終了させることができるのであるから、将来請求部分が不確定であるとは言えない。

また、被告東電は、年間1mSvにまで放射線量を低下させることができないから、不適法である旨主張する。しかし、原告らは、被告国（環境省）が本件事故当初から引き続き帰還困難区域を含めて1mSvまで放射線量を低下させると明言しており、かつ、実際に除染をした箇所では、1mSvに近い値にまで低下させることができていた。また、被告らは、原発を推進する意思決定をし、原発を稼働させることができてから50年間にわたり、除染技術、減容化技術、流出化防止技術の開発を行うことができるのにもかかわらず、その義務を怠ってきたのであり、もし、放射線量を低下させることができないとすれば、被告らの怠慢以外のなにものでもない。更に、原告らは、本件訴訟を提起した平成27年9月から、技術開発により放射線量を低下させることは可能であることを指摘してきた。被告らは、原発は絶対に安全であるという宣伝のため数兆円の費用をかけているが、それでは、事故が引き起こされた場合を想定して、除染技術開発のために何兆円の経費をかけてきたのか明らかにされたい。そして、もしいくら費用をかけても除染はできないというのであれば、被災した地域（場合によっては東日本全域に及ぶかもしれない）は、本件のような事故が起きたときには永久に壊滅することになるのであるから、即刻、すべての原発の稼動を

停止すべきである。

第4 請求の趣旨第4項（被ばく不安慰謝料）について

被告らは、原告らが主張する被ばく不安慰謝料について、低線量被ばく
のリスクはほぼなく、賠償の対象となるものではないと主張する。この点
については、既に詳細に明らかにしたので、概要のみ簡潔に述べる。すな
わち、原告らは、要旨次の諸点を指摘し、本件原発事故により被った被ば
くについて、極めて大きな不安を抱いており、その不安を抱くことは自然
かつ当然であって、合理的な推論を行ってもその不安を消し去ることがで
きないことを主張してきた。すなわち、

原告らの初期被ばくの線量が不分明であること。不分明の原因は、被告らが
原告らをはじめ、浪江町住民に対し、本件原発事故についての情報を伝える
べきところ、これを伝えなかったことにある。緊急時迅速放射能影響予測ネ
ットワークシステム（SPEEDI）は、原発事故などの緊急時に放射性物質の大
気中濃度および被ばく線量などの環境への影響を、放出源情報、気象条件、地
形データなどを基にして、迅速に予測するとして、100億円を超える資金を投
入して構築されたものであり、もし、危険があればSPEEDIの情報から安全を
確保できるとの宣伝がされていたが、全くその情報は伝えられず、のちに極
めて信頼できないことが明らかになったことにある。そして、今なお、被告ら
は、原告らが受けた初期被ばくの線種、線量を明らかにしていないのであり、
不分明であることの責任も被告らにある。

- ① 原発事故後2週間以上経過しても、毎時 $80\mu\text{Sv}$ を超える場所が観測され
ている。これは12時間ほど屋外にいれば、ほぼ 1mSv に達する線量であ

る。この線量を言い換えれば、広島や長崎の原爆の爆心地から 3.5 km の地点で被ばくしたのと同程度である。

したがって、線量の低い地域を含めた平均的な被ばく量が低いことは、なんら原告らの被ばく量が低いことの証明にはならないのである。

その上で、津島地区全域は、原発事故から 10 年近く経過した現在においても、帰還困難区域に指定されたままであり、放射線被害の終わらぬ実態を示している。

- ② 初期被ばくでは、内部被ばくを受けやすく、かつ、内部被ばくについては不分明な部分が多いこと。初期被ばくにおいては、原発事故に伴うベントあるいは水素爆発により、大量の放射性物質が外部に飛散し、風に流され、周辺にフォールアウトしていくのであり、また、降雨などにより、大量に降り積もる。そのため、地表線量よりも空間線量が高くなり、内部被ばくしやすいことは経験則上明らかである。ICRP が 100mSv 以下では統計上有意差がないとしているのは、広島長崎原爆の被爆者についての ABCC 及び放影研の調査結果に基づくものであるが、これは外部被ばくについての調査結果でしかなく、内部被ばくについてではない。そして、外部被ばくと内部被ばくとは同じだというのは単なる推測でしかなく、これを証明する科学的データは存在しない。また、原告らが内部被ばくを測定する WBC による検査を受けたのは、被ばくから相当程度期間が経過してからであり、放射性ヨウ素など半減期の短いものは、すでに体内に残っておらず、初期の放射性物質によって切断された DNA がどの程度修復されないまま分裂

を繰り返しており、それが将来、どの程度発がんにつながるおそれがあるのかは測定できない。そのため、発がんのおそれがないとは、誰も言えないのである。

- ③ 福島県県民健康調査検討委員会が行った甲状腺がんの検査結果は、本件原発事故によるものではないとは言えないこと。甲状腺がんの検査結果には個人情報も含まれており、そのデータの学術研究目的のための第三者提供の在り方については、昨年6月に中間報告がされている。しかし、いまなお審議が継続中であり、詳細な解析はできない状態にある。そのため、本件原発事故との関連性については、いまだ不分明である。これはチェルノブイリでも、本件原発事故でも、同様である。すなわち、初期被ばく量が正確に分からない以上、被ばく量と発がん性との統計的計測ができないのである。そのため、確定的なことは判断できず、非常に大雑把なことしか言えない状態となっている。また、本件原発事故の被ばく者がほとんどいない他府県との比較調査がされていないため、多くの調査をした結果、多数の甲状腺がんおよびその予備軍が発見されたのか、本件原発事故により多数の被ばく者が甲状腺がん罹患をしたのか、断定的な結論を出すことが非常に難しい状況である。その因果関係を確定することが難しいからこそ、広島長崎の原爆については、爆心地から半径3.5km以内で、ほぼ1mSv以上の被ばくをした者については、反証がない限り、原爆と発症との間の因果関係について高度の蓋然性があり、原爆起因性があるものとして、治療費を国が負担することとしたのである。被告らが、他県においても、

福島県と同様の詳しい調査をすれば、同様の甲状腺がんが発見されるかどうかを容易に確認することができ、これが原発事故に起因するものでないことがはっきりすれば、原告らの不安も多少は軽減されるのである。もし、原発起因性はなく、不安を感じる必要がないというのであれば、ぜひそうした調査を実施するようにしていただきたい。

- ④ **ABCC** および放影研の調査結果は、信頼できないこと。**ICRP** が 100mSv 以下では統計上有意差がないとしているのは、**ABCC** および放影研の調査結果に基づくものであり、被告らも、これに基づいて、低線量被ばく者のリスクはほぼないという主張をしている。しかし、これらは、内部被ばくの調査をしていないだけではなく、もともと兵器としての原爆の殺傷力を確認するための調査であったこと（被爆者を救済するための調査ではない。**ABCC** および放影研が一切、被爆者の治療をしてこなかったのは、そのためである。放影研の丹羽大貫理事長がそのことを謝罪したのは 70 周年の式典が行われた 2017 年 6 月 19 日のことである。）から、学術的にみると、多くの欠陥が指摘されている。例えば、本格的に **ABCC** が調査を開始した時点では多くの被爆者が死亡しており、また、広島市外に転居していること、低線量被爆者を被爆していない者として扱い、高線量被爆者と比較をしていること、黒い雨による被爆者や低線量被ばく者について十分な調査をしていないことなど多くの問題がある。したがって、これらの統計的データには全幅の信頼を置くことは到底できないのである。外部被ばくだけ

を取り上げても、これをもって低線量被ばくリスクはないなどとは言えないのである。

⑤ ICRP も LNT 仮説を採用していること。ここで重要な点は、LNT 仮説があくまで仮説であるということである。例えば、50mSv の被ばくであれば100mSv の被ばくリスクの半分であるというのが LNT 仮説であるが、それはあくまで仮説であり、実際に線量が半分になればリスクも半分になるのか、それ以下になるのか、それ以上になるのか、はっきりはしていないのである。このはっきりしていないということ自体が原告らを不安にさせるのである。

⑥ 低線量被ばくでも多くのがんなどの発症が明らかにされていること。原告らは、本件原発事故以前および以後も含めて、低線量被ばくによる発がん性が確認された資料を証拠として提出してきており、それによれば、低線量被ばくリスクはほぼないという主張を支持することは、残念ながらできないのである。これらの調査研究結果が信頼できないというのであれば、なぜ信頼できないのかを被告らが示さない限り、原告らの合理的な不安を消し去ることはできないのである。

⑦ 累積被曝による不安があること。原告らは、本件原発事故が起き、津島地区において 2011 年 3 月 11 日から 15 日の初期の段階で被ばくした者についてだけ、被ばく慰謝料を請求している。しかし、他方で、原告らの被ばくは、この 5 日間に限られたものではない。本件原発事故が起きるまでは、原告らの被ばく量は、多くても毎時 0.046 μ Sv（被告らの積算方法では年

間 0. 24mSv) であり、そのまま本件原発事故がなければ、津島で生まれ 100 歳まで生きたとしても、累積被曝量は 24mSv であり、そのリスクは比較的低いものだったと考えられる。今現在の福島県内の放射線量については、場所によっては以前の状態に戻りつつあるところもあるが、浪江町をはじめ、多くの地域では、なおかつての 10 倍以上の線量のところも残っている。そして、原告らが津島地区を離れてからも、しばらくの間は、福島県全域において高線量が続いていたのである。重要な点は、これに津島地区における初期被ばくが加算されるということである。そうすると、初期被ばく線量だけでは、リスクが非常に大きいとまで言えないとしても、累積被曝量は容易に 100mSv を超えることになる。原告らは、2011 年 3 月 11 日から 15 日の間だけ被ばくをしたと主張しているのではない。津島地区を離れてからも、被ばくは続いているのであり、だからこそ不安になるのである。

第 5 請求の趣旨第 5 項（予備的請求としてのふるさと剥奪（喪失）慰謝料）

1 予備的請求について

原告らは前述したとおり、津島地区の原状回復を強く求めるものである。そのため、請求の趣旨第 1 項及び第 2 項で原状回復の確認の訴え及び給付を求めている。そして再三論じてきたとおり、原告らのふるさと剥奪（喪失）の被害は、決して金銭賠償では解決できないものである。

しかし、どうしても本裁判において原状回復請求第 2 項が認められなかった場合の予備的請求として第 5 項にふるさと剥奪（喪失）慰謝料の請求をしている。

2 本来金銭では評価できない損害であること

第2項が認められず、津島地区の原状回復が出来ない場合には、原告らは、自分たちの地域社会が極めて回復の難しい状況に置かれることを意味する。

原告らは、前述したとおり、津島地区において、共に住む部落の人々と社会関係を取り結びながら、地域の伝統や文化を承継し、農地や景観を保全してきた。これらは、長年にわたって「自然の一員として、自然と共に生きながら」「人間と人間の間の社会関係を形成して自然に働きかけ、人間の欲求にとって希少な財（経済財）を生産し、これらを分配し、消費し廃棄して、自然に還元する過程をくりかえ」すことによって、形成されてきたものである（甲 C123 号証，7 頁）。

これらの回復が困難であることは、除本教授が意見書で指摘しているように2つの面から整理できる。第一は、「生産・生活の諸条件のなかで、長期継承性、固有性を有する要素があることである。」何世代もかけて「つくりあげてきた農地、家業などは、簡単に代わりのものを手に入れることができない。地域の伝統、文化、コミュニティなども同様である。それらは、代替物の再生産が困難であり、したがって被害回復も難しい。」第二は、地域に於ける生産・生活の諸条件は、「各種の資本／資源からなるが、人びとの暮らしはこれらの個別要素に還元することはでき」ず、「生産・生活の諸条件を構成する各要素は、単体ではなくて、複合的に組み合わさり一体となって機能している」点にある（甲 123 号証，9 頁）。これらの地域での生活が一

一旦破壊されれば、それは「不可逆的で代替不能な『絶対的喪失』」を意味することとなる。

したがって、この損害は本来金銭では評価できない損害である。

3 予備的請求の意義

それでもあえて、やむなく金銭的賠償として評価し、一人 3000 万円の損害賠償をふるさと剥奪（喪失）による慰謝料として請求している。その意義は 2 つある。

第 1 には、原告らの「土地に根ざして生きる権利」そのものの損害という意味である。

原告らが奪われたのは、「ふるさと」と一言で表現できるような薄っぺらなものではない。また前述したとおり、「ふるさと」を一義的、平面的に捉えるべきではない。

前述したとおり、津島という地域で、自然と共に暮らし、この地域で作上げ、享受してきた「横軸」としての社会関係資本やセイフティネット、何世代、何百年にもわたって育まれてきた「縦軸」としての伝統芸能や食文化など、まさにこの土地に根ざして生きてきた原告ら一人一人の人格的支柱の大きな部分が、原発事故によって、剥奪されたのである（甲 121 号証, 23 頁）。つまり、原告らは、人と自然とのかかわりがつくりあげてきた環境を奪われ（環境権侵害）、人と人との日々のつながりを断ち切られ（社会関係資本の損傷）、地域のなかで穏やかに生活する日常を奪われ（平穏生活権侵害）、出身地の誇りを傷つけられ（人感権侵害）、津島地区の歴史を未来につなげ

ていくことが出来ない状況（地域の伝統文化や無形文化財の消失の危機）など、全人的な被害，人権の束が侵害されているのである（甲 C121 号証，22 頁）。

これは，まさに原告ら一人一人の生命そのものを奪われたと評価すべきものである。したがって，その苦痛を金銭に評価したとしても，一人 3000 万円という損害額は，原告らが納得できるものではない。

第 2 には，原告ら自身が，自ら津島地区を取り戻すというためにかかるであろう実費弁償としての意味である。

津島地区について原状回復が認められない以上，原告らは自ら津島を復興しなければならない。原告らは，本来被告国や被告東京電力が実施してこななければならなかった除染技術，減容化技術，流出防止技術等の開発を促進させ，自らの力によって津島の放射線量を低下させ，「ふるさと」津島の復興を行っていかなければならない。このようなことを一般の市民が自らの力で実施することは，被告国や大企業たる被告東京電力が行うよりも，多大な費用と労力が必要となることは容易に想像できるところである。したがって，その実費弁償として一人 3000 万円を支払うことは，決して高い金額ではない。

以上のとおり，仮に請求の趣旨第 2 項の原状回復請求が認められない場合の損害額は，原告ら一人あたり 3000 万円をくだらない。

4 第 5 項の請求は被告らの想定範囲内であった

被告らは、本来、放射性物質が飛散すれば、甚大な被害が生じることを予見しながら、1960年代以降、十分な除染技術（放射線量低下技術）、減容化技術、流出防止技術、被ばく回避のためのロボット化技術等の開発を怠ってきた結果として、原告らの対し深刻な被害をもたらしたものである。

「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」（1959年に科学技術庁の委託により原子力産業会議がまとめた報告書）は、数十年間にわたり、原子力基本法に定める公開原則に違反して、意図的に隠されてきたが、これによれば、想定被害は、当時の貨幣価値で、3兆7000億円、当時の国家予算の2倍である。これを提訴時の貨幣価値に引き直すと、日経HPによれば、1965年と2014年とでは企業物価指数で20倍、消費者物価指数で40倍になるとしており、これを前提とすれば、3兆7000万円は、20倍から40倍、つまり74兆円から148兆円となる。つまり、被告らは、それだけの損害が生じることを想定していたのである。

本来、被告らは、事故が起きたときのことを想定し、1960年代から50年以上の歳月をかけて低放射線量化等の技術開発を行っていたら、原状回復は現在よりも容易であり、既に10年を経過した現時点では原状回復が実施され、原告らはふるさと復興のための努力を開始できていたはずである。そうであれば、予備的請求の損害金を被告らは支払う必要はなかったのである。

このように第5項の請求は被告らの想定範囲内の金額であり、決して高いものということはない。

第2章 被告らにおける種々の慰謝料増額事由の存在

第1節 慰謝料算定にあたり斟酌されるべき事実とは何か

第1 慰謝料算定についての一般論（判例）

慰謝料算定に当たって裁判所が斟酌すべき事情については、何らの制限がなく（大判大5・5・11刑録22・72，大判大9・5・20民録26・710），当事者の身分・資力・生活の程度・被害の態様その他諸般の状況（大阪地判明35・10・16新聞114・11），被害者の員数・年齢・加害行為の動機（大判明44・4・13刑録17・569）等のように、きわめて広範囲の要素が含まれる（齋藤修「総論」『慰謝料算定の理論』26頁，株式会社ぎょうせい，平成22年）。

第2 慰謝料算定についての一般論（学説）

学説も、基本的には判例理論を承認している。我妻栄博士は、「理論的に言えば、当該の不法行為に於いて一般人が通常受くる精神的苦痛の量を計量し、これに対して一般人が満足するだけの金銭額を定めるという訳であるが、結局諸般の事情を考量して公平に訴える他ない。端的に言えば、『生じたる損害』の計量ということよりも、『賠償せしむるを妥当とする額の算定』をすることになる」（我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』203頁，日本評論社，平成元年）とする。そして、慰謝料額の算定は、「加害者，被害者双方の身分・地位・財産その他あらゆる事情を考慮し，且被害法益の種類と侵害行為の態様とを相関的に考察して，公平の観念に従って決する他ない。」（同書207頁）とする。

また，加藤一郎教授は，「一般的に言えば，慰謝料は，当事者の双方の社会的地位・職業・資産・加害の動機・態様など，諸般の事情を考慮して，公平の観念に従って決める」（加藤一郎『不法行為〔増補版〕』244頁，有斐閣，昭和49年）とする（齋藤修「総論」『慰謝料算定の理論』26頁，27頁）。

さらに，たとえば交通事故について，慰謝料増額事由として考えられるも

のには、故意、重過失、ひき逃げ、飲酒運転、無免許運転等、事故発生自体につき加害者の悪性が強い場合ないし事故後の加害者の対応が劣悪である場合、被害者側の事情として、被害（とりわけ重度後遺障害）の内容・程度、被害者の年齢、被扶養者が多数いる、被害者の家庭内における地位、事故後に家庭が崩壊してしまった等のごとく、加害者側の事情にかかわるものと被害者側の事情にかかわるものとに大別することができるが、そこには、当然のことながら、事故の悲惨さ等、事故態様自体もかかわってくることになる（以上 藤村和夫「交通事故」『慰謝料算定の理論』38頁）。

第3 具体的な適用事例等

実際の裁判例においても、加害者の過失の内容・程度、その悪質性を根拠とし、慰謝料の増額が認められているが、その多くにおいて、故意ないし重過失が認定されているわけではない。

すなわち、東京地判平成18年7月28日交通民集39・4・1099、大阪地判平成18年11月30日自保ジャーナル1713・20、大阪地判平成18年2月16日交通民集39・1・205、仙台地判平成20年5月13日自保ジャーナル1768・16、東京地判平成21年1月13日（平成20年（ワ）2729号）、横浜地判平成21年2月6日（平成20年（ワ）2561号甲、平成20年（ワ）2562号乙）などは、いずれも過失の大きさやひき逃げ、無免許、飲酒運転、事故後の対応の悪質性等を慰謝料増額事由としてもものであるが、故意や重過失を認定しているわけではない。

とりわけ、仙台地判平成20年5月13日自保ジャーナル1768・16については、刑事事件において未必の故意が認定されていることが主張・立証されていたものの、慰謝料算定の際に未必の故意の有無が認定されることはなかった。

よって、交通事故についての裁判例からも、慰謝料増額事由は多岐にわたる

ものであり、決して行為態様について故意または重過失がある場合に限られるわけではないことは明らかである。

理論的に言っても、不法行為の加害者側の行為態様や行為後の事情など、加害者側に、特に非難に値する悪質性が認められるような場合には、そのような悪質性も慰謝料を算出するにあたり、増額要素として考慮されるべきである。

過去の裁判例を分析し、そこで、挙げられた慰謝料増額事由をピックアップして整理すると、判例においては、おおよそ以下のような諸要素を、慰謝料増額の考慮要素としている。

- ① 侵害者の行為に故意又は重大な過失が認められるとき
(東京地判平成 25 年 9 月 13 日等)
- ② 侵害行為に計画性が認められるとき
(東京地判平成 22 年 9 月 24 日等)
- ③ 侵害行為の動機が悪質と認められるとき
(東京地判平成 16 年 10 月 12 日等)
- ④ 侵害行為に至る経緯又は侵害行為の態様が悪質と認められるとき
(東京地判平成 15 年 7 月 16 日, 同平成 15 年 7 月 15 日等)
- ⑤ 侵害行為が反復継続され又は長期間に及んだとき
(大阪地判平成 21 年 10 月 8 日等)
- ⑥ 侵害行為後の侵害者の行為が悪質又は不誠実と認められるとき
(東京地判平成 15 年 3 月 12 日等)
- ⑦ 侵害行為により生じた結果に至る経緯が悲惨であるとき
(東京地裁平成 15 年 7 月 24 日等)
- ⑧ 侵害者が日常生活又は社会生活を営む上で侵害行為を回避することが困難と認められるとき
(川崎簡裁平成 16 年 4 月 21 日等)

⑨ 侵害者と被害者との間に信頼を基礎とした人的関係があり、それが毀損されたとき

(東京地判平成 9 年 12 月 24 日等)

このように、加害者側の種々の悪質性や被害者側の事情等は、慰謝料の増額事由になる。

以上より、判例・学説ともに慰謝料算定に用いる事由につき、諸般の事情を考慮するものとしており、何ら制限をしていない。

以下では、本件における慰謝料増額事由について整理して主張する。なお、本件に関して慰謝料増額事由として主張するものは、上記の内、①、③ないし⑥、⑧及び⑨である。⑦については、そもそも本件事案が今まで体験したことのない悲惨な被害であることは従前より主張しているところであり、当然に慰謝料を算定するにあたっては、本件事案の特殊性を考慮されるべきものであるが、ここでは論じない。

増額事由①関連に関連する事実、原告ら最終準備書面（第 1 分冊 責任論）第 3 部・第 4 部などで、原告らが綿密に主張及び立証してきた、被告国や被告東京電力による津波対策の懈怠、被水対策の懈怠等である。

中でも、2006 年ないし 2008 年までの知見の集積にもかかわらず、被告国や被告東京電力が予見される津波への対応を行わなかったことないし行わせなかったことについて重過失が存在すると、原告らは考える。

まず、被告東京電力も参加した電事連の第 289 回総合部会（1997（平成 9）年 9 月）でも、「7 省庁による太平洋沿岸部津波防災計画手法調査への対応状況について」という議題で、通産省原子力発電技術顧問の原発に対する津波に対する基本的認識として、

「現状の学問レベルでは自然現象の推定誤差は大きく、予測しえないことがおこることがあるので、特に原子力では最終的な安全判断に際しては理詰めと考えられる水位を超える津波がくる可能性もあることを考慮して、さらに余裕

を確保すべきである。

しかし、どの程度の余裕高さを見込んでおけばよいかを合理的に示すことはできないので、（工学的判断として）安全上重要な施設のうち、水に弱い施設については耐水性を高めるための検討をしておくことが重要である」

（以上甲 B92 号証 45 頁）

という要求があったことを認識しているが、被告東京電力はこの通産省原子力発電技術顧問からの要求に対して何らの対応もしなかった。

また、国の機関である原子力安全委員会の耐震指針検討分科会において、新指針が正式に決定された 2006（平成 18）年指針に、「極めてまれに発生する津波」に対する原発の安全性が確保される必要があるとされたにもかかわらず、その後津波に対する対策は、第 31 準備書面で主張しているように全く、ないしほとんどなされなかった。

さらに後の、2008（平成 20）年に被告東京電力が行った津波の試算を行い、最大波高 15.7m の津波が襲来すること、つまり敷地高を超える津波が生じることが明らかになっても、何らの対策もしなかった。

この間、1991（平成 3）10 月 30 日に、被告東京電力は内部溢水事故、すなわち福島第一原発 1 号機の非常用電源が水没し、機能喪失となって、1 号機は 2 カ月の運転停止を余儀なくされた事故を経験し、平成 9 年通産省原子力発電技術顧問から、福島第一原発の水に対する脆弱性を指摘されているにもかかわらずである。

つまり、内部溢水事故は、福島第一原発元所長の吉田昌郎氏が、「本件事故以前では、最大の事故」と評価していた重大事故である（甲 B208 号証・平成 23 年 11 月 30 日聴取結果 46 頁）から、そうした事故を経験した被告東京電力は、福島第一原発の水に対する脆弱性を強く認識していた。

そればかりか、被告東京電力は、1997 年に策定された、安全対策として、想定すべき津波の内容を、「既往最大」から、「想定最大」に転換させた「7 省

庁手引き」の原案に対して、電事連津波対応ワーキンググループとしては、「想定し得る最大規模の地震・津波」について、「表現の適正化」と称して、その趣旨を換骨奪胎しようと試みており重過失が明らかに見て取れる。具体的には、

「地震動評価に際しては、地震地体構造上最大規模の地震を考慮しており、津波評価に際しても、**想定することが妥当であると考えられる場合には**、同地震による津波を検討する必要があるものと考えられる。従って、今後整備される津波評価指針には、**必要に応じて**、地体構造上最大規模の地震津波も検討条件として**取り入れる方向で検討・調整を行っていく。**」（以上、太字引用者）

としており、「想定し得る最大規模の津波」の考慮の必要性については、敢えて、「想定することが妥当であると考えられる場合」及び「必要に応じて」などの限定を付し、かつ将来に向けての「検討・調整」の対象に留めるという立場を明らかにしている（甲 B 94 号証，3 頁）。

そして、こうした立場から 7 省庁手引き原案が、「対象津波の設定」について、「想定し得る最大規模の津波」と既往最大津波の比較検討を行った上で、「常に安全側の発想から沿岸津波水位のより大きい方を対象津波として設定するものとする。」としていることに対して、これを「対象津波を設定することが望ましい。」と修正するように求めている。つまり、「常に安全側の発想から」という文言の削除である。

この修正意見の趣旨は、「常に安全側の発想に立つ」という基本的な理念を修正し、かつ、「想定し得る最大規模の津波」が既往最大の津波を上回っている場合においても、その想定を考慮に入れるべきことを「望ましい」というレベルに留め、原案の「ものとする」という義務づけのレベルから低下させ、実質的な安全確保の水準の引き下げを求めるものであり、到底、「表現の適正化」に留まるものではない。これは、明らかに福島第一原発に関して津波対策が必要になることを回避すべく画策したものである。

つまり、津波対策の必要性を被告東京電力は当時から知悉していたが、それを隠し、あるいは無視していたのである。

さらに、被告東京電力は、「7 省庁手引き」が策定された年と同じ、平成 9 年に通産省原子力発電技術顧問から、福島第一原発が水に対して脆弱であり、水に弱い施設に対して、耐水性を高める検討を要求され（甲 B 92 号証 43 頁以下）ていたことに加えて、2006 年に原発の水への脆弱性について再確認する溢水勉強会を、国と共に行い（甲 B 1 号証 84 頁）、原発施設が水に対して極めて脆弱であることあらためて確認・認識していた。

とすれば、2008（平成 20）年の推計にて、津波が起こる可能性を認識し、その場合は原発敷地内に水が浸入することが分かったのであるから、全電源喪失が生じることを認識していたといえる被告東京電力は、2008 年の推計以降、津波対策は緊急かつ必至の課題として捉えるのが当然であり、原告が主張するような種々の結果回避措置を即時にとらなければならなかった。

中でも、少なくとも早期に対策が可能な、耐水性を高める対策、つまり水密化の対策だけでも速やかに実行しなければならなかった。

しかし、実際のところ、被告東京電力は何らの対策もしなかった。

これらの被告東京電力の対応をみれば、本件原発事故を引き起こしたことに對する重過失が優に認められるといえる。

さらに、原告側で繰り返し主張し、当該最終準備書面でも強調して主張しているように、国の公式見解であり、当時の最重要知見である『長期評価』を受け入れることを頑なに拒み、一介の企業がこれに従わないための理由を必死に探していたこと、極めて少数の反対意見にしがみつこうとした態度は、原発を稼働させるものの態度としては極めて不適切なものであり決して許されるものではなかった。

以上の事を総合考慮すると、被告東京電力は、福島第一原発の敷地高 O. P + 10m を超え、全電源喪失を引き起こす津波がやって来る高い可能性を認識

し、対策が必要であることの認識があるにもかかわらず、何らの対策もしておらず、あまつさえ対策を迫られなくても済むように画策していたのだから故意又はそれに準じた重過失が被告東京電力に存在することは明らかである。

その様に津波に対して何らの対策も取ろうとしない被告東京電力に対する、被告国の対応もひどいものといわざるを得なかった。

すなわち、被告国は、国の一機関に多数の専門分野の学者が集まり議論して作成・公表した「長期評価」の見解について、その一構成員で反対趣旨の論文を発表していた一人の学者のみに問い合わせ「長期評価」の見解の信頼性を極めて限定的にとらえるという、被告東京電力の不誠実ともいえる報告を唯々諾々と受け入れることとなったものであり、規制当局に期待される役割を果たさず（適時適切な規制権限を行使せず）なかった（第 45 準備書面 13 頁以下・第 59 準備書面 23 頁以下）。

加えて、利益優先主義で安全軽視をしていたことが、これまでの経緯から明らかであった（第 51 準備書面参照）被告東京電力に対しては、国民の安全を可及的に確保するために置かれたはずの規制当局として、ともすれば利益優先に走り安全対策を軽視しがちな民間企業である被告東京電力に対して、常に安全よりの指導・規制をしなければならないというのが本来あるべき姿勢であるが、そのような姿勢も不十分であった。

そのことは、2006 年の洪水勉強会に以後も、被告東京電力が、何らの津波対策をしようとしなかったことに対して、規制当局として全くと言っていいほど対応をしなかったことから明らかであった。

さらにいえば、被告東京電力が津波高を計算した 2008 年推計が出された際に、保安院が、何らの内奥もしなかったことは規制当局として到底許されるものではなく極めて悪質というほかなかった。

以上より、被告国及び被告東京電力の過失は、既に主張しているように 2002 年時点で存在するものであるが、それが 2006 年ないし 2008 年時点では、もは

や決して単なる過失にとどまるものではなく、故意であると評価し得るか、もしくは少なくとも重過失であると言うべき状態であった。

したがって、本件では被告らには、故意（被告東京電力）又は重過失（被告ら）の存在も明白であり、慰謝料増額事由が存在する。

第4 動機の悪質性（増額事由③関連）

被告東京電力は、原発稼働の危険性、特に原発事故の不可避性と事故が発生した場合の結果の重大性を認識していた。

それにもかかわらず、被告国は積極的に原発稼働推進政策を推し進め、被告東京電力も積極的にそれに荷担してきた。中でも被告東京電力は、安全性の確保やそのための議論を阻害してでも、経済性優先の事業を進めてきた。

この点につき、国会事故調報告書（甲B1号証）は、冒頭にて次のように述べる。

「当委員会の調査によれば、東電は、新たな知見に基づく規制が導入されると、既設炉の稼働率に深刻な影響が生ずるほか、安全性に関する過去の主張を維持できず、訴訟などで不利になるといった恐れを抱いており、それを回避したいという動機から、安全対策の規制化に強く反対し、電気事業連合会(中略)を介して規制当局に働きかけていた。

このような事業者側の姿勢に対し、本来国民の安全を守る立場から毅然とした対応をすべき規制当局も、専門性において事業者に劣後していたこと、過去に自ら安全と認めた原子力発電所に対する訴訟リスクを回避することを重視したこと、また、保安院が原子力推進官庁である経産省の組織の一部であったこと等から、安全について積極的に制度化していくことに否定的であった。

事業者が、規制当局を骨抜きにすることに成功する中で、『原発はもともと安全が確保されている』という大前提が共有され、既設炉の安全性、過去の規制の正当性を否定するような意見や知見、それを反映した規制、指針の施行が

回避、緩和、先送りされるように落としどころを探り合っていた。」(甲 B1, 国会事故調報告書 11 頁～12 頁)(太字は引用者)。

また、原告ら第 48 準備書面のなかで、原告らは、本件原発事故の原因が被告東京電力の利益優先・稼働率優先の体質にあったと、重大インシデントに繋がっても全くおかしくなかった膨大な量の被告東京電力による事故・データ隠ぺい改ざん事件を縷々摘示して主張した。

さらに、被告東京電力自身、自らの本件事故に対する反省を込めて作成した甲 B 30 号証において、本件事故の原因が、被告東京電力の利益優先・稼働率優先の体質にあったことを自認している。

このような動機で本件原発事故のような未曾有の被害を生じさせることは全く持って許されることではない。

被告東京電力が利益優先主義により、規制当局を巻き込み、安全規制を回避しようと躍起になりついていたこと、その規制当局である保安院が、被告東京電力といわば一緒になって、安全規制を回避させようとしていたことは明らかであり、本件原発事故を起こした、被告らのその動機の悪質性は明らかである。

第 5 発生経緯又は態様の悪質性（増額事由④関連）

国会事故調は次のように指摘する。

「当委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電との関係について、規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視。監督機能の崩壊」が起きた点に求められると認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は「自然災害」ではなくあきらかに「人災」である。」(甲 B1, 国会事故調報告書 10～12 頁)

と述べる。さらに、

「事故の根源的な原因は、東北地方太平洋沖地震が発生した平成 23(2011)年 3 月 11 日(中略)以前に求められる。当委員会の調査によれば、3. 11 時点において、福島第一原発は、地震にも津波にも耐えられる保証がない、脆弱な状態であったと推定される。地震・津波による被災の可能性、自然現象を起因とするシビアアクシデント(過酷事故)への対策、大量の放射能の放出が考えられる場合の住民の安全保護など、事業者である東京電力(中略)及び規制当局である内閣府原子力安全委員会(中略)、経済産業省原子力安全。保安院(中略)、または原子力推進行政当局である経済産業省が、それまでに当然備えておくべきこと、実施すべきことをしなかった。」(甲 B1, 国会事故調報告書 10 頁)。

「本来原子力安全規制の対象となるべきであった東電は、市場原理が働かない中で、情報の優位性を武器に電事連等を通じて歴代の規制当局に規制の先送りあるいは基準の軟化等に向け強く圧力をかけてきた。この圧力の源泉は、電気事業の監督官庁でもある原子力政策推進の経産省との密接な関係であり、経産省の一部である保安院との関係はその大きな枠組みの中で位置付けられていた。規制当局は、事業者への情報の偏在、自身の組織優先の姿勢等から、事業者の主張する「既設炉の稼働の維持」「訴訟対応で求められる無謬性」を後押しすることになった。このように歴代の規制当局と東電との関係においては、規制する立場とされる立場の「逆転関係」が起き、規制当局は電気事業者の「虜(とりこ)」となっていた。その結果原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していたと見ることができる。」(甲 B1, 国会事故調報告書 12 頁)。

これら国会事故調の冒頭に書かれた部分は、「結論」と題する項目にあり、本件原発事故に至るまでの経緯や被告らの対応について、厳しく非難したものに他ならない。

また、原告は、第 31 準備書面、第 48 準備書面において、被告東京電力が、

原発を動かす事業者として当然要求される安全性確保のために取り入れるべき、知見・研究をことごとく無視ないし軽視し、『津波評価技術』に異常なまでに固執してきて経緯を詳述している。

そして、その津波評価技術には「安全側にたつ」姿勢が薄い。それを象徴するのが補正係数を 1.0 とする議論である。通常は、適切な補正係数を設定することで、計算の誤差を補正し、もって安全性を確保するのが当然である。しかし、津波評価技術においては、この補正係数を 1.0（つまり誤差を見込んだ修正なし）とした。そして、その議論を被告東京電力は主導した。

この点、『国会事故調報告書』（甲 B 第 1 号証、41 頁～42 頁）では、

「津波評価技術」策定において、補正係数（安全率）が 1.0 と決定された背景として、「誤差を考慮して補正係数（安全率）を大きくすると多くの既設プラントに大規模な改造が必要となって対策費用がかさむという前述の調査結果（「・誤差に応じて、対策が必要となる発電所が増える」、「・水位上昇に対しては、誤差を大きくするに従い大掛かりな改造が必要となる。水位低下に対しては運用による対応が可能とされる。」との調査結果のこと（電事連の議事録より））があったのではないかと推測される。」

と報告されている（太字は引用者）。

このように、被告東京電力は人の生命・身体・財産の安全よりも、費用をかけたくない。つまり利益優先・稼働率優先を旨とする、原発という潜在的・壊滅的危険性を有する施設を運営するものとして許されないはずの自分本位の身勝手な理由から、補正係数の決定をしたことは明らかである。

この他、国の公式見解であった『長期評価』を受け入れることを頑なに拒み、一介の企業がこれに従わないための理由を必死に探していたこと、極めて少数の反対意見に従おうとした態度は、原発を稼働させるものの態度としては極めて不適切なものであった。

さらに、原告ら第 33・48・73 準備書面にて原告は、本件原発事故の原因が

被告東京電力の利益優先・稼働率優先の体質にあったと、重大インシデントに繋がっても全くおかしくなかった膨大な量の被告東京電力による事故・データ隠ぺい改ざん事件を縷々摘示して主張したところである。以下概要を述べる。

(1) 1989 年、福島第二原発 3 号機事故

ア 事故の概要

1985（昭和 60）年 6 月 21 日、福島第二原子力発電所 3 号機が運転を開始した。その 4 年後の 1989（昭和 64）年 1 月 6 日、同 3 号機で再循環ポンプが破損するという、大事故の発生が発覚した（以下「破損事故」という）。

この破損事故では、まず、冷却水を原子炉内に送る、原子炉再循環ポンプが異常振動を起こし、回転軸の振幅が通常の約 4 倍に跳ね上がり（甲 B 223 号証の 6）、同年 1 月 6 日には設計上の基準値の 0.38 ミリのみならず設計上の許容値の 0.5 ミリを超えた。そして、その振動により、重さ 100 キロのステンレス製の水中軸受けリングと羽根車の一部が破損して数十キロもの金属片が原子炉再循環ポンプ内に入り込んだ。

原子炉再循環ポンプとは原子炉（圧力）容器内の原子炉冷却水を、原子炉再循環ポンプによりジェットポンプを介して炉心へ強制循環させる装置である。福島原子力発電所で採用されている、沸騰水型原子炉（BWR）で使用する水には冷却材と減速材（中性子の速度を制御）としての 2 つの役割が与えられている。この重要な役割を担う水の自然循環に加えて、再循環ポンプによる強制循環を追加することで、出力と安定性を増大させることができるとされている。

イ 被告東京電力の対応

破損事故に話を戻すと、3 号機では 1988（昭和 63）年 12 月 3 日から中性

子の量が増大し、原子炉が自動停止した。中性子の量が適正でないという場合には、原子炉内の核分裂反応を的確に制御できない。その意味で、中性子の異常増量は、重大な事故である。

同月 12 日には原子炉圧力容器からタービンに蒸気を送る配管の安全弁に異常が見つかり原子炉を手動停止にしている。原因は点検作業の過程での電気配線のミスにより、弁に接続している駆動軸に過大な力が加わり、軸の根元部分が折損したという事故である（甲 B 223 号証の 2）。自動停止は、機械が重大事故につながりかねない異常を感知して、自動で発電を停止させるものであり、手動停止は、職員自身が機器の数値等から異常を感知して、重大事故につながりかねないと判断して発電を停止させるものである。どちらも緊急事態ないしそれに準じた状況が生じたことを示すものであるといえる。

破損事故は、地元紙（福島民報）が「前例のない重大事故」と報じたもの（甲 B 223 号証の 1）である。そして、当時の福島第二原発所長・宇佐美武氏が「結果的に判断が甘かったと言われても仕方がない。その時に処置していれば未然に防げたかもしれない」（甲 B 223 号証の 2）というように、「甘い判断」で前兆を見逃し、十分に防止可能だった事故を実際に引き起こしてしまったのである。

自動停止・手動停止を行うなどという緊急事態が生じたのであるから、細心の注意をもって点検を行うべきであった。そして、入念な点検を行っていれば、本件破損事故の徴候をつかむことは十分可能であり、破損事故を防ぐことができたものと合理的に考えられる。

しかし、そのような点検を怠ったために、被告東京電力は、1989（平成元）年 1 月 1 日まで再循環ポンプの異常を発見できなかった。

再循環ポンプは、上述のように、原子炉の安全制御・運転の要となる設備である。その機能損傷は原子炉の制御不能に繋がりがねない重大なものである。また、この破損事故によってポンプ内に入り込んだ、座金の一部が、仮

に原子炉内に入り込めば燃料棒を傷つけ、一時冷却水を汚染する可能性（つまり、放射性物質が原子炉格納容器から漏れ出す可能性）もある、当時としては世界でも前例のない重大なものであった（甲 B 223 号証の 3、同 223 号証の 6）。

しかし、この事故対応につき、被告東京電力は、①事故をすぐさま報告しなかっただけでなく、②公表した内容には「事実のごまかし」があった。そこから見えてくるものは、被告東京電力が原子炉の安全運転よりも、目先の短期的な利益（稼働率の向上）を優先する姿勢である。

まず①についてみると、被告東京電力としては、一刻も早い事故の報告を国または福島県民に行うべきであったが、重大事故の発生を福島県民が知ったのは実に 1 か月後の 2 月 3 日であった。

さらに、②に関しては、当初の被告東京電力の発表は「1 月 6 日に異常振動が生じ、同夜、原子炉を停止し、7 日から予定通り定期検査に入った」というものであったが、のちにそれが虚偽であることが判明した。

実際の事故状況は以下のとおりである。異常振動とそれに伴う警報が始まったのは 1 月 1 日であり、破損はこの時点から生じていたと考えられる。しかし、被告東京電力は、第二原発 3 号機の定期点検が同月 7 日に控えていたために、1 月 1 日の警報や 5 日～6 日の警報を無視して運転を続けていたのである（甲 B 223 号証の 1）。福島県のエネルギー政策事務局（後述）が言うとおり、「発電所の停止期間を最小限にしよう」（甲 B 228 号証）とした、利益優先主義が原因である。6 日には振動計が振り切れたうえ、14 時間以上も警報が鳴り続けていた。原発の立地 4 町（大熊町・双葉町など）にはさすがに 1 月 6 日中に連絡が入ったが、それでも振動計が振り切れるようになってから 14 時間以上たってからであった。

このことが新聞報道されるや否や、多くの福島県民・国民の不安と怒りを招き社会問題となっていた（甲 B 223 号証の 1～7）。しかも、被告東京電力

は事故当初、「部品回収に全力」を挙げるとしていたにもかかわらず、すぐに「安全性が確認できれば未回収でも運転することはあり得る」と方針転換し、福島県民・国民の不安・怒りは更に深刻なものとなった（甲 B 223 号証の 2）。「住民と事業者との安全性に関する認識のずれ」が明らかであった。

こうした一連の問題を重視した福島大学の 6 割の教官有志は、1990（平成 2 年）年 4 月、当時の福島県知事に公開質問書を提出するにいたった（甲 B 224 号証）。しかし、結局、被告東京電力は、このような申し入れを無視して、原発を再稼働した。利益優先のために情報を隠し、事を小さく見せようとして、稼働継続につなげようとする姿勢が顕著にみられる出来事といえる。

(2) 1992 年、福島第一原発 2 号機事故

事故に対する真摯な検証を怠る事業者は、失敗を繰り返す。1989 年の福島第二原発 3 号事故から 3 年後、被告東京電力は、今度は同第一原発で事故を引き起こした。

1992（平成 4）年の 9 月 29 日、第一原発 2 号機で原子炉の水位が通常よりも低いことを示す「原子炉水位低」という信号が発信され、原子炉が自動停止した。

その後、更に水位が低くなったことを示す「原子炉水位低低」という別信号が発信された。原子炉水位が著しく低下すれば、核燃料棒が水から露出し、最悪メルtdownに至る。この時は、E C C S（緊急時炉心冷却装置）という、緊急時に炉心に大量の水を送り込み炉心の水位を下げる安全確保の命綱と言われる装置が作動し、事なきを得たことが明らかになった。

しかし、この時にも被告東京電力はその事故の第一報において、E C C S が作動した事実を報告しなかった。このことが、のちに判明し、問題となった（甲 B 225 号証の 1～4）。

E C C S が作動する事態は、原子力発電の緊急事態を示すものであり、安

全のために確実にかつ速やかに自治体等に通報すべき事柄であったが、被告東京電力は「事故に至らなかったため」としてこれを行わなかった。しかし、緊急事態であることに変わりないのであるから、いち早く自治体等に伝えるべき事柄であった。許されない情報の隠蔽が行われた一例といえる。

(3) 福島県が被告東京電力や被告国に対しおこなった重要な問題提起

ア 福島県エネルギー政策検討会

2001（平成 13）年 5 月に当時の福島県知事であった佐藤栄作久氏は、「福島県エネルギー政策検討会」を立ち上げた。背景は、以上のような被告東京電力による情報の隠蔽のほか、その後に続いた数々の原発不祥事がある。1995（平成 7）年には、動力炉・核燃料開発事業団（当時）が運営する高速増殖炉「もんじゅ」において、ナトリウム漏えい事故の現場を撮影したビデオ映像を編集・隠蔽した事件があった（甲 B 226 号証の 1 ないし 2）。

さらに、1999 年には、茨城県東海村でいわゆる JCO 臨界事故が起こり（甲 B 227 号証）、日本の原子力事故で、はじめて死者が出た。また同年には関西電力高浜原発 3 号機で使用予定だった、イギリス原子燃料公社（BFNL）製造の MOX 燃料ペレットの寸法データが改竄されていることが明らかになった（甲 B 228 号証 2 頁参照）。こうした一連の事件等を、国・事業者の隠蔽体質の顕れと把握した福島県により、福島県エネルギー政策検討会が設置されるのである。

イ 福島県エネルギー政策検討会の「中間報告 とりまとめ」

福島県エネルギー政策検討会は、破損事故に端を発して、その後の原子力事業に関する情勢から、原子力発電の安全性に疑問を持ち始めた福島県が、その安全性等を問い直すために平成 13 年 5 月に設置したものである。大学教授・技術評論家・科学ジャーナリストなど 11 人の有識者、欧州調査をおこ

なった県職員、国の原子力委員会委員などとの意見交換を行うなどして、中間報告のとりまとめ（甲 B 228 号証）までの 1 年半の間に計 23 回開催され報告書にまとめられた。

その福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」として作成された、『あなたはどのように考えますか？～日本のエネルギー政策～ 電源立地県福島からの問いかけ』（平成 14 年 12 月発行）に、次のような記述がある。（以下甲 B 228 号証，p 2～4 引用）

本県においては原子力発電所の再循環ポンプの損傷事故（昭和 64 年）や共用プール設置における国の約束反故（平成 5 年）などの事故や事件がありました。

さらに、平成 7 年 12 月には、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の事故が発生し、意図的な事故情報の隠蔽等が明らかになるに至り、本県は、「今後の原子力政策の基本的方向について、改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要である」と考え、平成 8 年、新潟県、福井県とともに総理大臣との懇談においても「国は新しい体質のもとでの原子力政策を推進すべきである」旨の提案を行いました。

また、プルサーマル計画について、本県は、平成 9 年に「核燃料サイクル懇話会」を設置して、約 1 年間をかけて検討を行い、平成 10 年、「核燃料サイクルについて広く国民・県民の理解を得ること」など 4 つの要請事項を付して、全国で初めて事前了解を行いました。しかしながら、その後、MOX 燃料データ改竄や JCO 臨界事故など相次ぐ不祥事や事故が発生し、国民・県民の理解が後退している中、平成 13 年 1 月、突然、プルサーマルを実施しようとする事業者の動きがテレビで全国に放映されました。

さらに、平成 13 年 2 月 8 日には、「すべての新規電源の開発計画を抜本的に見直し、原則 3～5 年凍結する」との方針が、一方的に事業者から発表され、しかし、その翌日には、「国策として進めるべき原子力発電については、

今後とも計画通り推進」するとの修正がなされました。このように、国策としていったん決めた方針は、国民や立地地域の住民の意向がどうあれ、国家的な見地から一切変えないとする一方で、自らの都合により、いとも簡単に計画を変更するといった、国や事業者のブルドーザーが突進するような進め方は、本県のような電源地域にとって、地域の存在を左右するほどの大きな影響を与えかねないものです。こうした動きに左右されず、地域の自立的な発展を図っていくためには、電源立地県の立場で、エネルギー政策全般について検討し、確固たる考えのもとに対処していく必要があると考え、エネルギー政策検討会を設置しました。（「あなたはどう考えますか？～日本のエネルギー政策～」 福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」）

この文書が示しているのは、原発立地県の原発政策に対する不信の申し立てである。「新しい体質のもとでの原子力政策を推進すべきである」という表現が物語るように、事故を隠蔽する、事実を明らかにして地元民との間で合意形成を図ることとしない「古い体質」を刷新しない限り、地元としては協力できないという強い不信感である。これは、なかなか言える話ではない。

しかし、被告東京電力は、福島県からの強烈な批判等を受けたにもかかわらず、その後もデータ改竄行為を行うなど、隠蔽体質を改善することはなかった。

(4) 被告東京電力による検査データの改竄

ア 2002 年 8 月、被告東京電力が改竄を公表

2002（平成 14）年 8 月 29 日突然、被告東京電力は 29 件の検査データの改竄や検査結果の隠蔽をしてきたことを記者会見で発表した（甲 B 229 号証の 1～26）（以下「検査データ改竄・隠蔽事件」という）。

この発表は、エネルギー政策検討会の開催中であつたため、同検討会でも（甲 B 230 号証）「原子力発電所における自主点検作業記録にかかわる不正

問題について」論議され、中間報告書に記載された。

公表された検査データ改竄や検査結果の隠蔽は、1980 年代後半から 1990 年代にかけて、被告東京電力が米ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル（G E I I）社に発注した福島第一原発を含む原子炉施設の「自主点検」作業において行われていたものである。

改竄の内容は、図表 1（甲 B 228 号証，15 頁）に示した。シュラウド・シュラウドヘッドボルト・蒸気乾燥器，アクセスホールカバー，炉心スプレイスパージャ，ジェットポンプ，炉心モニタハウジングなど重要な炉心機器の「ひび割れの存在」やその徴候，摩耗などについて，事実を確認しながら「なかったこと」にする等不正な検査結果等を報告するものである。

【原子力発電所における不正問題案件の概要(福島県内分)(平成14年11月30日現在)】

福島県民安全室

区 分		福島第一原子力発電所						福島第二原子力発電所			
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
原子炉格納容器漏えい率検査不正		■									
再循環系配管ひび		△	△	△	△	△				△	
自主点検作業記録不正問題	炉心シュラウド	●A	●A	●A	●B	●A			●B	●A	●B
	ドライヤー	●A						●C			
	炉心スプレイスパージャ	●B									
	アクセスホールカバー		●C			●C	○				
	シュラウドヘッドボルト	○	○				○				
	ジェットポンプ（入り口配管）	○									
	ジェットポンプ（セットスクリュー等）						○		○	○	○
	ジェットポンプ（計測用配管）						○				
	中性子計測配管				●B						
レンチ置き忘れ				●C							
総中間報告点検	原子炉給水系配管溶接部ひび					▽					
	シュラウドサポートひび	▽				▽					
	ジェットポンプ計測配管損傷								▽		

【凡例】 ■ 既に取替え、又は修理済みのもの。

■ 国の定期検査時に不正（偽装工作）があったもの。

△ 再循環系配管の自主点検でひびが確認されたが、国に報告がなされなかったもの。

● 自主点検の結果、ひび等が確認されたにもかかわらず、点検記録を改ざんし、国の調査結果で不適切な対応と評価されたもの。国の A～D の評価区分は次のとおり（A～C を ● とした。）

A：技術基準適合義務を遵守していなかった可能性のあるもの。

B：通達等に基づく国への報告を怠ったり、事実と反する報告を行った可能性がある。

C：自主保安のあり方として適切とはいえない。

D：問題点は見出せなかった。

○ G E の指摘により、自主点検の結果と東電の報告書等に食い違い等が見られたが、国が問題点は見出せなかった（評価 D）としたもの。

▽ 総点検中間報告で、東京電力(株)が情報提供することが望ましかった事案として報告されたもの。

(図表 1)

ここで、シュラウドとは、原子炉圧力容器内部に取り付けられた円筒状のステンレス製構造物（隔壁）で、燃料集合体や制御棒等を収納している。その機能は、ジェットポンプによりシュラウド下部から炉心部に導かれた冷却水の流路を確保するための仕切り版の役割を果たす大切な部位である。

図表 1 に見るように、福島第一および第二原発の 10 基のうち、8 基の炉心シュラウドに異常があり、しかもそのレベルは、評価 A「技術基準適合義務を遵守していない可能性のあるもの」である。技術基準適合義務とは、電気事業法 39 条で定める安全基準であり、これに適合しない可能性があるということは、要は、「原発に求められる安全性を保っていない」という意味であり、緊急事態といえる。

シュラウドは、燃料棒を格納する場所である。したがって、シュラウドないしその周辺の部位のひび割れ等を放置した状態で稼働を続ければ、それが亀裂になるなどして圧力容器から放射性物質が大量に漏れ出す等、重大事故につながりかねないことは明らかであった。当時の被告東京電力や原子力安全・保安院は、「直ちには」重大な事故とはならない状態であったなどと述べているが（甲 B 229 号証の 3）、それは誤った評価である。この点は後に詳述するが、検査データ改竄・隠蔽が発覚せず放置されたままになれば、大事故につながる可能性が十分にあったことは看過してはならない。

本件訴訟のなかで、原告らが再三述べてきたとおり、原子炉内で起きていることは、原子爆弾と同じ核分裂反応であり、その潜在的な危険性は極めて大きなものである。その安全な管理・運営は、周辺住民の生命・身体の安全にとって極めて重要なことである。可及的に安全を確保するためには、様々な方策が重層的に取られるべきであるが、仮に原発施設内で事故が起きた場合に、それをすぐさま公表するとともに、原因を検証することが必要である。すなわち、透明性・説明責任の確保及びその結果に基づく再発防止対

策の確実な実行であり、これは安全確保のための重要な方策の 1 つである。
その意味で、事故の隠蔽などはあってはならない事柄なのである。

しかし、被告東京電力は本件原発事故においてさえ、炉心損傷の事実を隠蔽しようとするなど、説明責任をまっとうに果たそうという姿勢は非常に薄かった。そして、後述するように、その隠蔽体質は、歴史的に相当根深いものがある。

イ 公表後の福島県民等の反応

このデータ改竄等の公表以後、連日の報道がなされ、被告東京電力は厳しい批判を受けた（甲 B 229 号証の 1～25）。報道からは、福島県民・国民の関心が極めて高かったことが伺える。

原子力発電の安全性は、適時・適切な検査と修理により保たれているものと当時の福島県民・国民は考えていたし、事実適時・適切な検査・修理を行う責務が被告東京電力には課せられていた。これらの約束事がきちんと守られなかったことの重大性からすれば、福島県・福島県民等の反応は、当然のものといえる。

(5) 被告東京電力の事故隠しは 2002 年で終わらなかった

ア 再び繰り返されたデータの隠蔽

2002 年 8 月のデータ隠蔽は、南直哉社長はじめ、社長経験者 5 人が引責辞任するという事態まで発展した。本来ならば、これ以降はデータ隠しなどの不祥事は、なくなりそうなものである。しかし、驚くことに被告東京電力は、その後も改竄を繰り返した。

検査データ改竄・隠蔽事件から 4 年後の 2006 年 11 月柏崎刈羽原子力発電所で、また同年 12 月には福島第一原子力発電所復水器海水出入口温度測定データの改竄を継続的にしてきたことが発覚した（甲 B 231 号証、甲 B 232 号

証)。この改竄は何が問題なのか。

海水温度データは、原子炉の安全管理に直接繋がるような重大な問題ではないとなど、侮ってはならない。原子力発電所では、核燃料物質を燃焼させて、発生した熱エネルギーを利用して蒸気タービンを回して発電する。この時、発電のサイクルとして蒸気タービンを回すために使われた蒸気を、復水器と呼ばれる装置で冷却して水に戻している（復水）。こうして、原子炉の連続的・安定的な冷却が可能になり、はじめて原子炉は安全に制御される。

この時、蒸気と熱交換するのは海水であり、海水を取水して、熱交換すると当然海水温は上昇するのである。そして、海水の温度上昇の程度は、発電プラントの運転状態を示す数値の 1 つであり、数値に誤りがあれば、原発の運転状況を把握するための重要な指標が 1 つ失われることになる。したがって、絶対に看過できない問題であった。

また、海水温が大きく上昇したままであれば、温かい海水を施設外に放水することにより生態系の変化が生じる可能性があり、周辺海域の漁業に悪影響を及ぼす危険性を有している。そのため、電力会社は原発が設置されている自治体との間で安全協定を結び、排水の温度が大きく上昇することがないように取り決めている。

安全協定にかかわるような事項で、データの改竄が行われるならば、もはや協定は機能しない。周辺自治体との信頼関係を決定的に損なうものである。このような、重要なデータの改竄の理由につき被告東京電力は、原発稼働時に海水温が上昇した際に、改善のための工事に手間や費用がかかることから、データ改竄で乗り切ったと報告している。当然許されるような理由ではなく、住民との信頼関係を根本から破壊するような重大な非違行為であった。

イ 法定検査でも、データを改竄

さらに深刻なのは、翌 2007（平成 19）年には 1 月 31 日に第一・第二原発

10 基のうち 9 基で法定検査のデータの改竄が判明したことである。法定検査のデータ改竄は、検査の意味を蔑ろにするものであり、断じて許されない悪質な行為である。改竄は昭和 50 年代前半から平成 14 年 3 月にかけて行われており、その総回数は 188 回にも渡っていたということである（甲 B 233 号証）。加えて、2007（平成 19）年 3 月 30 日に、当時の電力会社 12 社が、総点検を報告したところ、実に 300 項目、数千件にわたる事故隠し・データ改竄等の大小さまざまな不正が報告されるに至った（甲 B 234 号証の 1）。

この報告がされた後も、2007 年 3 月 31 日の各種新聞報道で、①第一原発の 3 号機で、稼働開始から 2 年もたたない 1978（昭和 53）年 11 月に、制御棒が抜け、重大事故を発生しかねない臨界事故を発生させたトラブルを隠していたこと、②第一原発 2 号機が 1984（昭和 59）年 10 月 21 日のトラブルで自動停止になっていたことも隠蔽していたこと、③第一原発の 4 号機で 1994 年に制御棒が抜けるトラブル発生を隠したことなどが判明し福島県で再度の衝撃が走った（甲 B 233 号証の 1～3）。

（6）木村俊雄氏の経験した悪質性

木村俊雄氏は、原子炉の安全管理の中核といえる炉心屋として、東京電力福島第一原発に勤務した。12 年にわたる勤務のうち、最後の 5 年間は燃料班の主任を任され、6 基のプラントを統括管理していた人物である。その木村氏が、繰り返し、被告東京電力の隠蔽体質を目撃するのである（原告ら第 73 準備書面）。

木村氏は、「私の記憶している範囲内でも、燃料の落下事故、制御棒の破損、起動用中性子源の破損などが、たびたびあった」（甲 B 261 号証・木村俊雄意見書、6 頁）という。これらの事故を被告東京電力は、「常に事実を隠蔽し、それが会社でも当たり前になっていた」（同、7 頁）のである。

ア 燃料の落下事故

木村氏がいう「燃料」とは、当然だが「核燃料」である。これは、「ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質」（原子力基本法 3 条 2 号）であり、その取扱いについては原子炉等規制法が第 8 章（52 条～57 条の 7）で厳重な規制をかけている、危険物質である。

その核燃料物質が、「燃料交換機による燃料移動作業時に発生した」という。これは、「燃料の落下事故は、核分裂生成物を使用済燃料プール内に放出させる危険性がある事故である」。

しかし、「落下により、燃料形状が変わり燃料を取り扱うことが困難となるため、使用済燃料プール内に放置され」（以上、木村意見書、6 頁）という杜撰な扱いをされていた。

イ 制御棒の破損事故

原子炉内では、ウラン燃料に中性子をぶつけることにより原子核を分裂させ、分裂時に放出される中性子が次のウラン原子にぶつかることで次の核分裂反応を引き起こしていくという、臨界反応が生じている。制御棒は中性子を吸収することで、この核分裂反応、臨界反応を止めるものであり、その制御棒に不完全な点があれば、原子炉内を制御しえないことで重大な事故原因となりうる代物である。

しかし、その制御棒の破損が、「全引き抜きした制御棒に多く見られた」という。「原因は、高速中性子による脆化」である。これは、「環境に放射性物質を放出させる危険性がある重大な故障」でありながら、「東京電力は国には一切報告していなかった」のである（同、6 頁）。

ウ 起動用中性子源の破損事故

原子炉内の核分裂反応は中性子が、その「起動源」となる。この中性子を

生成する起動用中性子源もたびたび破損した。「中性子源そのものはアンチモン—ベリリウムであり、環境に放出されると人体に悪影響を及ぼす可能性がある危険な物質である。たびたび破損したため、炉心から取り出すことにした。この破損事故も、東京電力は国には一切報告していなかった」（同、7 頁）のである。

エ データ改竄

木村氏も、その職務中、上司の指示の下でデータの改竄作業を担わされたという。しかも、「定期的に」である。内容は、運転日誌の中の原子炉熱出力の書き換えである。木村意見書（甲 B 261 号証）によると、

原子炉熱出力は、プラントのオンラインコンピューターが 1 時間毎にプラントデータを基に算出し、運転日誌ログに打ち出される。この運転日誌は法令で決められた公式記録である。その中の 1 項目である原子炉熱出力計算値をこちらの都合に合わせて上下させる、データ改竄を行っていた。原子炉熱出力計算値は、直接、計測出来ないため、ヒートバランス計算というもので、原子炉に入る温水を蒸気にするために必要な熱エネルギーを計算している。これを基に、各燃料集合体の出力や燃焼状況を把握する非常に重要なデータである。あろうことか、それを改竄していたのである。

原子炉熱出力計算値は、コンピューターにより算出される計算値である。具体的には、コンピューター内部定数（給水流量の係数）を変更することにより行う。定数変更は運転日誌の用紙が交換される直前の 23 時以降に行い、また、調整量が多い場合は何日かに分けて常数変更を実施するという用意周到ぶりであった。（同、7 頁）

とのことである。

オ 小括

このように、被告東京電力では事実の隠蔽が当たり前の事態になっていた。

原告ら第 48 準備書面では、1989（昭和 64）年 1 月 6 日の福島第二原発 3 号機の再循環ポンプ破損事故、1992（平成 4）年 9 月 29 日の福島第一原発 2 号機での「原子炉水位低」においても、被告東京電力は事実を隠蔽したことを述べた（同、5～9 頁）が、これらの事実と木村氏の証言をみると、被告東京電力の事故隠蔽は、まさに「企業体質」といって過言ではないレベルである。

（7）被告東京電力の隠蔽・改竄体質の原因

これまで指摘してきた被告東京電力の事故隠しやデータ改竄を振り返ってみる。まず事故隠しは、①再循環ポンプや炉心シュラウドという、原発の安全制御に極めて重要な部分におけるものだった。また、炉心シュラウドの事故は、技術基準適合義務を遵守していない可能性があるという重大なものだった。

2002 年のデータ改竄は、経営陣の大量退陣につながった。それでも、わずか 4 年後に、②被告東京電力は安全協定を蔑ろにする改竄（海水温データ）を行い、また③法定検査で改竄を繰り返した。後者においては 4 半世紀におよび、総数は 188 回にも上るというものである。検査データを改竄したり隠蔽したりすることが常態化すれば、必要な修理を行えず壊れてしまい、大事故につながりかねないことは明らかであり決して許されない。

ア 非違行為の背景にあるのは、利益優先主義

そして、そのような隠蔽等が行われてしまう最大の原因の一つは、原子力発電を止めたくない、「原発利用率の向上」等という利益優先主義であることは自明である。

通常、民営企業は、利益優先を旨とする。もっとも、原子力発電につき、この利益優先主義が前面に出てしまうことは、原子力発電を止めたり、予算がかさむような安全対策が求められるような知見・研究の存在を柔軟に受け

入れようとする姿勢・体制の欠如をもたらしたりすることにつながる。他方、原子力発電の持つ壊滅的危険性からすれば、利益優先主義は自省され、安全性がまずもって優先されるべきであり、万が一にでも事故を起こしてはならない数々の対策を行わなければいけないはずである。

その安全優先主義が原子力事業に求められることは、原子力事業等に関する以下のような種々の規制に、はっきりと表れている。すなわち「原発の設置に関して、原子力安全委員会が 1964 (昭和 39 年) 5 月 27 日にいわゆる「立地審査指針」において「万が一にも事故を起こさない」という方針が定められた。

この方針に基づいて原発が設置されたこと、原子力基本法 2 条で「安全確保を旨」とし、「災害の防止」を目的とする炉規法や「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えない」ために事業者が順守する技術基準を定める電事法 39 条等が存在する。

これらの法令等の趣旨からすれば、原子力事業に関わる事業者は当然、「常に安全の側の立場に立って」万が一にでも事故を起こさないための万全の対策をしなければなかった。

そして、「常に安全の側の立場に立って」、安全優先主義でいるのであれば、被告東京電力は原発施設内で事故が起きた場合にも、それをいち早く公表し、原因を検証し、対策をしっかりとするという透明性・説明責任の確保と、速やかな事故防止対策をしなければならなかった。事故の隠蔽などはあってはならない事柄なのである。そこに手を抜くのであれば、安全優先主義足りえないからである。

しかし、被告東京電力は原子力事業に関する安全優先主義の理念に反して、あってはならない情報の隠蔽・データの改竄等を行うような利益優先型の企業体質が作り出され、改善されないまま今日まで来てしまった。そして、被告東京電力自身は、そのような利益優先主義の体質を改善しなかったがため

に今回の未曾有の「公害」を起こしてしまった。

被告東京電力が事故の隠蔽／データの改竄などを平気で行ってしまうの
だろう背景として、その内部事情をよく知る木村俊雄氏が指摘するのが、被
告東京電力の利益優先主義である。被告東京電力の利益優先主義は、1990 年
代の電力自由化によってより加速された。木村意見書がいうように、90 年代
後半から電力自由化に向け徹底的なコストダウン経営が施された。これは社
内全体で行われたが、原子力部門でも原子力の優位性を示すために、発電単
価を下げるための効率化を強いられた。そのために、機器の点検周期、交換
周期の延長というようなことも行うという、原発の危険性を顧みない、徹底
した利益優先主義だった。

稼働率向上は、至上命題とされた。そのため、法令で定められた運転期間
を延長し、定期検査期間の大幅な短縮を作業効率化や 24 時間作業で実現さ
せた。具体的には、燃料交換時のインターロックバイパス（本来は、燃料交
換時制御棒は 1 本しか引き抜けないロジックを燃料交換時間短縮のためバイ
パスし、自由に引き抜けるようにすること）するなど、設置許可違反を定常
的に行っていた。

燃料交換作業時、燃料を炉心に装填する際、必ず制御棒を当該箇所に挿入
した後、燃料を装填するという手順を踏まなければならない。誤って、制
御棒が挿入されていない箇所に燃料を複数本装填してしまうと、核分裂反応が
継続してしまう臨界事故や燃料破損を伴う反応度事故の恐れがある。そのよ
うな事故に至らないように当該インターロックは存在しているのだが、燃料
交換作業短縮化のため当該インターロックをバイパスするという行為を日常
的に行っていた（因みにスウェーデンの発電所では、このインターロックを
使い燃料交換作業を実施）。

東京電力という会社は、露骨なまでに、利益優先という概念に固執した経
営理念の会社であった。（木村意見書、7～8 頁）

電力自由化のなかで、稼働率の向上が至上命題とされ、原発の危険性を顧みない危険な利益優先主義が横行していった。これは法令遵守とは程遠い会社経営であり、だからこそ、稼働率向上に妨げとなる事故は隠蔽され、また不都合な事実も改竄されていくのである。

被告東京電力は、利益優先の企業体質を変えることなく、安全性を軽視し、事故・データ隠ぺい改ざんを続けた上で、意識的に津波対策を怠り本件原発事故を引き起こしたのである。その意味で、発生経緯等の悪質性は重大である。

イ 甲 B 30 号証で示した反省

以上のような被告東京電力のこれらの不適切な対応・態度の数々が、本件原発事故を引き起こしたのである。なお、このことは、被告東京電力自身も、自らおおむね認めているところであり、先ほど引用した甲 B 30 号証にて、その反省をしている。

(ア) 甲 B 30 号証とは

甲 B 30 号証は、元米国原子力規制委員会委員長であったデール・クライン氏を委員長とした「原子力改革監視委員会」が作成したもので(2013 年 3 月)、本件原発事故の反省の上に構築された被告東京電力の総括文書だとされている。不十分ではあるが、ここでは以下に見るように、随所に過去の安全軽視の経営姿勢について反省を示している。

(イ) 全体の概要

当該文書の 6 頁～9 頁は全体の概要である。(1) が「福島原子力事故に対する反省」、(2) が(1)を踏まえた「原子力安全改革プラン」、そして(3)が結言である。

まず(1)の「福島原子力事故に対する反省」では、原子力発電所設備の不備(反省 1)と事故時の広報活動(反省 2)と、2つの反省を述べている。注

目すべきは前者で、被告東京電力は、「このような事態に至ってしまったのは、設計段階から外的事象（地震と津波）を起因とする共通原因故障への配慮が足りず、全電源喪失という過酷な状況を招いたことが原因です。」（甲 B 30 号証「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」，6 頁）という。

また、「海外の安全性強化策や運転経験の情報を収集・分析して活用したり，新たな技術的な知見をふまえたりする等の継続的なリスク低減の努力が足りず，過酷事故への備えが設備面でも人的な面でも不十分でした」（甲 B 30 号証，6 頁）としたうえで、「当社は，設計段階の技術力不足，さらにその後の継続的な安全性向上の努力不足により，炉心融解，更には広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故を引き起こしたことを反省します。」

（甲 B 30 号証，6 頁）（傍点は原告代理人の加筆）と書かれている。

続く（2）の「原子力改革プラン」では，Ⅰ：発電所の安全性改革プランとⅡ：当社組織内の問題解消のための対策が，取り上げられている（同，7 頁）。後者Ⅱでは，「事故の背後要因として「安全意識」，「技術力」，「対話力」の不足という問題があり，原子力部門は「安全はすでに確立されたもの」と思い込み，稼働率等を重要な経営課題と認識した結果，事故の備えが不足した」との結論に至りました。」ということが書かれている。この総論の上に，6 つの改革事項が掲げられている。

最後に「（3）結語」（9 頁）において，「原子力発電という特別なリスクを有する設備運転の責任を有する事業者は，一般産業をはるかに上回る高い安全意識を基礎として，世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き，確固たる技術力を身に付け，日々リスクの低減の努力を継続しなければならない立場にあります。」と書かれている。

（エ）過酷事故の想定と対策

さらに，甲 B 30 号証・10 頁～16 頁では，「2. 1 過酷事故の想定と対策」に関する「根本原因分析の結果」（同 11 頁）が記載され，さまざまな問題点

と問題点の背後要因が分析されている。加えて、甲B30号証・16頁～20頁では、「2.2 津波高さの想定と対策」に関する「(2) 根本原因分析の結果」(同18頁)が記載され、さまざまな問題点と問題点の背後要因が分析されている。

このうち、特に「2.2 津波高さの想定と対策」につき詳述すると、2002年の土木学会の津波評価技術が定まった以降でも、被告東京電力には、津波に対して有効な対策を検討する以下の機会があったと言う。具体的には、

- ① 2002年に地震本部から「三陸沖から房総沖の海溝沿いのどこでもM8.2級の地震が発生する可能性がある」という見解が出された時
- ② 2004年のスマトラ島沖津波が発生した時
- ③ 2006年の治水勉強会に関連して津波影響を評価した時
- ④ 2008年の福島県沖に津波波源を置いて試算を実施した時

である。それらが全てターニングポイントであったこと、及びこれらのターニングポイントことごとく無視してきたことを自ら反省している(17～18頁)。

また、土木学会の検討だけに頼らず、自ら必要な対策を考えて電池室の止水や予備電源の準備等の対策が実施されていれば、今回の東北地方太平洋沖地震津波に対しても一定の影響緩和が図られ、大量の放射性物質の放出という最悪の事態を防げた可能性がある、とも述べている(18頁)。

さらに、津波についての知見・見解の取り入れに対しては消極的であったと述べ、その「背後要因」として

- ① 地震本部の見解(長期評価)も多数の専門家が集まって出した結論であり、土木学会だけに頼らず、真摯に提言に耳を傾ける姿勢が旧原子力経営層に不足していたこと
- ② 旧原子力経営層は、土木学会の中にも想定以上の津波発生の可能性について言及する者がいたが、少数意見だったため取り入れていなかったこ

とを慎重に考慮すべきであったこと

- ③ 旧原子力経営層は、高い安全意識を持って自然災害が原子力災害につながるリスクを慎重に考え、深層防護に則った対策を実施すべきであったことを挙げている（19 頁）。

加えて、「根本原因」として、「知見が十分とは言えない津波に対し、想定を上回る津波が来る可能性は低いと判断し、自ら対策を考えて迅速に深層防護の備えを行う姿勢が足りなかった」と述べている（20 頁）。

（オ）小括

甲 B 30 号証からは、被告東京電力が福島第一原子力発電所を設置した当初さらには、運転をしてきた中で抱えていた、本件事故を引き起こした原因となる問題点、及び問題点の背後要因が分析されている。

以上指摘してきた、被告東京電力側に存在した様々な重大事情に対して、保安院は規制当局として機能を全くと言っていいほど果たしていなかった。

すなわち、前述の国会事故調査報告書 12 頁にあるように、「規制当局は、事業者への情報の偏在、自身の組織優先の姿勢等から、事業者の主張する「既設炉の稼働の維持」「訴訟対応で求められる無謬性」を後押しすることになった。このように歴代の規制当局と東電との関係においては、規制する立場とされる立場の「逆転関係」が起き、規制当局は電気事業者の「虜(とりこ)」となっていた。その結果原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していたと見ることができる。」というような状況にあったのであり、むしろ保安院が、被告東京電力が何もしなかったことにお墨付きを与えるような機関となり果てた結果、本件原発事故が生じたのである。被告国の責任は極めて重いと言わざるを得ない。

以上のことから、被告国、被告東京電力が本件原発事故を引き起こした経緯・態様は悪質というほかなく、以上の事由が慰謝料増額事由たり得る。

第6 侵害行為が反復継続され又は長期間に及んだとき（増額事由⑤関連）

本件原発事故は、放射性物質の飛散により、人が住めない地域を作り出し、大規模な避難指示区域を創出させた。放射線量が低減されない限り、人はその地に居住し、生活をすることはできない。したがって、放射線量が低減されない限り、その地は飛散した放射性物質により、継続的に汚染され続けていることとなる。

その結果、前述したように、何らの帰責性もない原告らが、長期間にわたり避難生活が続ける中で、原告らは、人間らしく、自己実現をし、文化を承継していく場としての固有の地域である津島地区、そして津島における友人や知人との生活を次々の失い、慣れない土地で、帰還困難区域からの避難住民として差別にあったり、いじめにあったりなど、言葉では言い表せない苦痛を味わっている。そして、いつ津島に帰ることが出来るか全く見通しの立たない状況の中で、避難先での生活にも慣れず、「よるべなき精神の放浪」を余儀なくされている（甲 C121 号証，22 頁）。故郷に帰れないつらさ、故郷が無事であればこんな思いをしなくて済んだ、原発事故がなければこんな思いをしなくて済んだものであった。

こういった、思いは原告ら皆が持っているものであり、この被害は甚大と言わざるを得ない。

したがって、長期間及び継続した侵害行為があり、慰謝料増額事由が存在する。

第7 侵害行為後の侵害者の行為の悪質性又は不誠実性（増額事由⑥関連）

本件事案に該当する。国会事故調は、被告東京電力の事後行為についても、次のように非難する。

「本事故発生後における東電の情報開示は必ずしも十分であったとはいえない。確定した事実、確認された事実のみを開示し、不確実な情報のうち特に不都合な情報は開示しないといった姿勢がみられた。特に 2 号機の事故

情報の開示に問題があったほか、計画停電の基礎となる電力供給の見通しについても情報開示に遅れがみられた。

当委員会は、規制された以上の安全対策を行わず、常により高い安全を目指す姿勢に欠け、また、緊急時に、発電所の事故対応の支援ができない現場軽視の東京電力経営陣の姿勢は、原子力を扱う事業者としての資格があるのか」との疑問を呈した(略)。」(甲B1号証、国会事故調報告書・18頁)。

さらに、その後も国は、合理的な根拠なく、かつ住民に対する十分な説明もなく、避難指示(避難等対象区域)の設定や変更を継続し、しかもその区域分けを利用した避難者支援政策、除染政策、賠償方針の決定等を推し進めた。賠償方針についても、国の機関である原子力損害賠償紛争審査会は、避難指示区域に応じた賠償方針(中間指針及びその追補)を策定した。

しかも、被告東京電力がこれに追随する形で賠償金支払いを進めたため、避難指示区域によって住民の受ける賠償金額が大きく異なり、住民同士の不公平感や感情的対立を各地で招く深刻な事態となっている。

また、現在は、原子力損害賠償紛争審査会で行っている賠償ADRにおいて、その和解案に抵抗して賠償額を小さくしようとしたり、和解案自体の拒否をするなど、不誠実な対応が続き、原告を含めた多くの被害者を疲弊させ、苦しめている。

このことも、慰謝料増額事由たり得る。

第8 被害者の回避困難性(増額事由⑧関連)

原告らが避難生活や故郷の喪失を回避できなかったことは、明らかである。

それは、安全神話というものを被告国及び東京電力が作り上げてしまったことにある。前述したとおり、1959年に原子力産業会議がまとめた報告書によれば、仮に原発事故が発生した際の想定被害は、当時の貨幣価値で3兆7000

億円、当時の国家予算の2倍であった。そのような損害額を被告国は同東京電力が支払えるはずがないにもかかわらず、万一のための損害賠償に見合う財政的なセーフネットを何も実施してこなかった。また、当時からこれらの損害が生じる可能性を真摯に受けとめ、万一事故が発生した場合の損害拡大防止のために、放射線量低下技術、減容化技術、流出防止技術の開発を行ってきていれば、原告らの損害も現在と比較して、かなりの程度回避できたはずである。しかし被告らは何らの対策も講じてこなかった。

そのような状況下は、原告らが損害を回避できるすべはないのであり、慰謝料増額事由が存在することは明らかである。

第9 侵害者と被害者との間に信頼を基礎とした人的関係があり、それが毀損されたとき（増額事由⑨関連）

1955年（施行は1956年）に原子力基本法が成立した。原子力基本法は、第1条において、「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」とされていた。その後、世界の中ではチェルノブイリ原発事故やスリーマイル島原発事故などの悲惨な事故例もあったが、これに対し、日本の原子力発電所は特別で、技術水準が高く、深刻な原発事故などは起こりえないという原発の安全神話が、主に被告らによって形成されてきた。被告国は、本件事故の直前まで、原子力発電所の新增設を推進するための計画が実施されようとしていた。

原子力発電所の立地は、建設時における地域建設業にとっての特需、地方自治体においては、固定資産税などの税収確保や電源三法交付金などによる財政的基盤の確立、立地地域に於ける公共財のインフラ整備等の経済的利益

を地域にもたらし、その恩恵は、原子力発電所における雇用拡大も含め、そこに住む住民にも享受される。最もこれらのメリットが地域社会にあったとしても、原発が安全でなければ、誘致に結びつかない。そのために、前述したとおり、被告国及び被告東京電力は、原発が世界一安全であるとの安全神話を繰り返し、地域住民を含む国民に伝え、その信頼を獲得することによって、原子力事業を推進してきたのである。

このように原告らを含む多くの国民は、被告国及び被告東京電力が作り上げてきた安全神話や豊富な財源により、原発は安全なものである、被告東京電力は信頼できる会社である、被告東京電力の言うことは間違いないという考えを植え付けられてきた。

このように、被害者である原告らの多くは、被告国及び被告東京電力に対して信頼感を有していた。しかし、本件原発事故により、その信頼関係は粉々に砕かれた。信頼してきた被告国及び被告東京電力に、長年騙されてきたことが分かった原告らの精神的ショックは筆舌に尽くし難いものがある。

したがって、慰謝料増額事由が存在する。

第10 まとめ

これまで検討してきたように、本件原発事故においては、慰謝料算定において考慮されるべき種々の事由が存在している。

なお、ここで主張してきた医者労増額事由に関しては被告国への主張と共通する部分があることを付言する。

以上より、慰謝料算定に当たっては、これらの慰謝料増額事由を十全に考慮せねばならない。

第3章 弁済の抗弁について

第1 被告東京電力の準備書面（20）（21）（26）【弁済の抗弁】の主張について

て

- 1 被告東京電力は【弁済の抗弁】において、財産的損害に対する賠償金を含む全既払金が弁済の抗弁の対象となる（費目間の融通）と主張したが、以下に示す点からその主張は誤りであることは明らかである。
 - (1) 原告らは、本件訴訟において、請求の趣旨第1項で原告らの居住していた浪江町津島地区における原状回復、すなわち除染による放射線量低減義務の存在確認請求、同第2項において、同義務の存在を前提として除染による放射線量低減の具体的な作為請求を行っており、これらの請求は金銭請求ではなく原状回復義務の確認及び作為請求であるため、弁済の抗弁の対象とはならない。
 - (2) 被告東京電力の既払金が弁済の抗弁となるための要件事実として、当該弁済が本件以外の特定の債務の弁済としてされたものではないことが必要となるが、予備的請求としてのふるさと喪失慰謝料（同第5項）は、原状回復請求に代替する金銭請求であり、避難先での生活に対する慰謝料（同第3項）、や被爆の健康不安に対する慰謝料（同第4項）とはその性質を異にする。したがって、避難先での生活に対する慰謝料（同第3項）、や被爆の健康不安に対する慰謝料（同第4項）に対する賠償金を含む全既払金は、ふるさと喪失慰謝料（同第5項）の弁済の抗弁の対象、相殺の対象とならないことは明白である。
 - (3) 仮に、避難先での生活に対する慰謝料（同第3項）、や被爆の健康不安に対する慰謝料（同第4項）に対する賠償金を含む全既払金が、ふるさと喪失慰謝料（同第5項）の弁済の抗弁の対象、相殺の対象となったとしても、そもそも、被告は原告らの損害賠償請求には、将来の損害の発生の請求も含まれていると主張している。同主張を前提とすると現在時点では原告らの全損害額の確定はできず、したがって全損害額から既払額を控除した残金のみが未払額であると

するという主張は認められない。

- (4) 財産的損害に対する弁済が和解と評価できる弁済であるため、そもそも過払いの問題は生じないことから、これを他の費目の弁済に充当することはできない。
- (5) 当該特定物件の損害として、その損害額が実際にはさらに低いものであると知りながら、当該債務額があるものと認めて支払った場合には、非債弁済であり、その返還を求めることができないものであるから、これを他の費目の弁済に充当することもできない。
- (6) 弁済の抗弁として主張する以上、弁済の年月日と弁済額を特定明示し、かつ、どの請求に対し弁済として主張するのかを明らかにする必要がある。さもなければ、仮に本件請求にかかる弁済の存在があるとしても、どの請求について、いつ、いくら弁済されたのかが分からず、弁済充当の計算が不可能となる。しかしながら、被告は弁済の年月日、弁済額、弁済対象を特定明示していないため主張自体が失当である。
- (7) 被告東京電力は、令和2年8月17日付求釈明申立書で、原告番号97-1の原告が受領した住宅確保損害に係る賠償金について、被告東京電力が概算賠償としていれば賠償金を仮払いしたところ、実際には、概算賠償金を下回る費用での住宅確保がなされているとして、求釈明を行っている。その趣旨は、原告番号97-1の原告の釈明内容次第では過払い分の返還を請求するものと解されるが、この被告東京電力の過払い分の請求は、別途の請求にかかるものであり、いわゆる弁済の抗弁とは一切関連性がないことは論を俟たない。

2 最高裁判例の評価

- (1) 被告東京電力は、弁済の抗弁の理論的根拠として、「本件事故という同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上的損害の賠償請求権は、請求権として1個であり」「精神的損害と財産的損害の区別は実体法上1個の請求権に係る細目にすぎない」と述べ、その根拠として、最判昭和48年4月5日（民集27・3・419）を援用する（以下、「昭和48年最判」という）。

昭和48年最判は、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべきである」としたものである。

- (2) 上記最判は、財産上の損害と精神上的損害を、一つの訴訟であわせて請求した場合の訴訟物の個数に関して事案の性質に即して判断したものに過ぎない。

上記最判は、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害」について訴訟物を1個であるとしたが、いわゆる旧訴訟物理論に立った場合、被侵害利益を「身体・生命」という風に広く解することが唯一無二の解釈とは考えられておらず、人身損害の中で財産的損害と精神的損害とに二分して捉えたり、財産的損害についても積極損害と消極損害に分けて捉えたり、損害の費目ごとに異なると捉えるなどの見解が成立し得ると考えられている（前記条解民事訴訟法753頁）。むしろ、前記判例が出されるまでは、人身損害の訴訟物を1個とする見解は少数であったと言われる。

このような中で、前記最高裁判決が、人身損害の訴訟物を1個であると判示した実質的な理由は、訴訟物を別個と考えた場合の硬直化による不都合を回避するためであると評されることが多い。その例として、前記最高裁判例の調査官解説では、「原告が財産上の損害と慰謝料とを各50万円と主張して、合計100万円の支払いを求める場合に、裁判所は、財産上の損害は30万円しか認められないが、慰謝料は70万円が相当だと判断すれば、100万円全額を認容して

よいか」という事例が挙げられている。

- (3) そこで本件についてみるに、前記の調査官解説に挙げられた事例に関していえば、原告は本訴請求において、自ら精神的損害のみを選択して提訴しているものであるから、原告の不利益は考慮する必要がないことになる。

原因事実が同じでも、損害の一部を明示した複数の訴訟（交通事故における物的損害と人身損害）が訴訟物を異にする2個の請求とされることは実務・学説であり、著作権侵害（財産権侵害）と著作者人格権侵害に基づく慰謝料請求について、訴訟物を異にする2個の請求とされた判例があり、このような理解が正しいことを示している（最判昭和61年5月30日（民集40・7・725）がある（以下、「昭和61年最判」という））。

昭和61年最判は、「同一の行為により著作財産権と著作者人格権とが侵害された場合であっても、著作財産権侵害による精神的損害と著作者人格権侵害による精神的損害とは両立しうるものであって、両者の賠償を訴訟上併せて請求するときは、訴訟物を異にする2個の請求が併合されているものであるから、被侵害利益の相違に従い著作財産権侵害に基づく慰謝料額と著作者人格権侵害に基づく慰謝料額とをそれぞれ特定して請求すべき」と判断し、行為が同一であっても、被侵害利益が異なれば訴訟物が異なることを明らかにしたものである。

- (4) 昭和61年最判を踏まえ、現時点の交通事故損害賠償請求訴訟における通説・実務における理解としては、「，，，，被侵害利益が異なる場合には、それぞれ別個の請求権が成立し、各請求権ごとに訴訟物は異なるとの立場（旧訴訟物理論）に立っていると解される」（「条解民事訴訟法」第2版753頁）。

- (5) これを本件訴訟についてみるに、原告らが本訴で請求している妨害排除請求権

はもちろんのこと、避難先での避難生活に伴う精神的損害（慰謝料）と被告東京電力が流用を主張する財産的損害とでは、原発事故という同一事故によるものという点で原因事実の同一性は認められるが、被侵害利益の同一性は認められないというべきである。

さらには、原告らが請求の趣旨第4項で請求する被ばくによる健康不安に対する精神的損害（慰謝料）は、原発事故による居住地区の放射能汚染を原因とする財産的被害や避難生活の精神的被害ではなく、2011年3月12日～15日にかけて発生した健康被害に対する不安慰謝料であり、中間指針でも直接賠償でも賠償の対象になっていなかった本件訴訟独自の損害賠償請求である。

したがって、この点でも訴訟物は異なっており、弁済の抗弁は失当である。

すなわち、原告は本訴において、汚染されたふるさとの原状回復、原発事故による避難、原発事故による放射能汚染被害を原因とする精神的損害の賠償を求めているものであるが、被告東京電力が流用を主張する財産的損害は、とりわけ、財物に関する損害は、不動産や動産の財産権に対する侵害（放射能による汚染）を内容とするものであるから、，，，訴訟物を異にするというべきである。

，，，，，，，，，，よって、この観点からしても、本件事案においては、原告の本訴請求に係る精神的損害と他の費目（財産的損害）は訴訟物が異なると解すべきである。

3 弁済の抗弁の欺瞞

- (1) そもそも、ADR、東京電力の自主的基準に基づく財産的賠償（財物賠償や営業権に対する賠償）は、迅速かつ大量な被害救済のための最低限の賠償であり、当該費目の賠償を上回るものではない。

- (2) 中間指針の策定について

ア 原賠法は、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合において、原賠審を置き、原子力損害の賠償に関する紛争について、①和解の仲介、②原子力損害の範囲の判定の指針その他の紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること（以下「原子力損害の範囲の判定等の指針」という）、③①②に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うことを審査会に行わせることができる旨を規定している（原賠法 18 条 1 項、同 2 項）。中間指針等は、②原子力損害の範囲の判定等の指針に該当する。また、審査会の①和解の仲介業務を実施する下部機関として原子力損害賠償紛争解決センターが設置されている。そして、原子力損害賠償紛争解決センターにおいては、総括委員会が、中間指針等の細目に該当し、中間指針等から漏れた事項についての紛争解決基準である総括基準を定めている。

イ 中間指針等のうち、本件事故の被害者の精神的損害の賠償に係る指針は、以下のとおり、順次策定されていった。

①平成 23 年 4 月 28 日 第一次指針

政府指示等に伴う損害

②平成 23 年 5 月 31 日 第二次指針

風評被害や避難生活等に伴う精神的損害

③平成 23 年 6 月 20 日 第二次指針

追補避難生活等に伴う精神的損害

④平成 23 年 8 月 5 日 中間指針

原子力損害の範囲の全体像

⑤平成 23 年 12 月 6 日 中間指針第二次追補

政府による避難区域等の見直し等に係る損害

⑥平成 25 年 12 月 26 日 中間指針 第四次追補

避難指示の長期化等に係る損害

ウ 中間指針は、中間指針それ自体が述べているとおり、「避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある」ものとして、「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害救済を図ること」を目的として策定されたものである（前述の「第一次指針」を受けたものである。）。そして、「中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害を含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する」とされていたものである（中間指針より抜粋）。

このように、個別の損害項目について順次賠償を行っていくことは、政府の方針であり、第一次指針を受けて中間指針により具体化されたものである。政府がそのような賠償方針を採用したのは、本件原発事故が重大な被害をもたらし、避難者らの被害が多岐にわたり長期間に及ぶことを考慮したからにほかならない。

(3) 被告東京電力の自主賠償基準の経過等

ア 被告東京電力は、中間指針の決定を受け、平成 23 年 8 月 5 日付けで「当社といたしましては、本指針を踏まえ、今月 3 日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、被害を受けられた皆さまへ公正かつ迅速な補償を進めてまいりたいと考えております。なお、当社はこれまで、避難に係る損害等への仮払いを行ってきており、実施中の仮払いについては引き続き着実に進めてまいりますが、本指針の決定を受け、確定する損害に対する本補償を早期に開始すべく、国や自治体等関係箇所のご協力も得つつ、早急に準備を進めてまいります。具体的には、本指針で示された各損害項目に

対する算定基準，必要書類，請求様式の作成等の諸準備を進めるとともに，体制の強化（要員の増強等）を図り，9月中のご請求の受付，10月中のお支払い開始を目指してまいります」とコメントし，「確定する損害に対する本補償」を行うための「各損害項目に対応する算定基準」等の策定の開始を公表した。

イ さらに，被告東京電力は，平成23年12月6日の中間指針第二次追補において自主的避難等対象区域における住民らに対する賠償について公表された同日付のプレスリリース（「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」の決定を受けて）として「当社といたしましては，本追補において，自主的避難に関連した損害が賠償対象として示されたことを重く受け止め，原子力損害賠償制度の枠組みの下で，公正な賠償の実施に全力を尽くしてまいります」と公表し，さらには「本追補により示された損害の賠償につきましては，対象となる方々がこれまでの賠償と比較して10倍近い歴大な規模と予想されることから，相応の準備期間をいただかざるを得ないものと考えますが，国や自治体など関係機関のご指導，ご支援もいただきながら，できる限り早期に賠償を開始するよう準備を進めてまいります。」と述べている。

その後，平成24年2月28日付のプレスリリース（自主的避難等に係る損害に対する賠償の開始について）として，同日以後，定額賠償の手続きを開始したものであるところ，「対象期間中に発生した損害に対して，以下の金額を一律でお支払いいたします」とした。

対象者	対象期間	金額
① 18歳以下であった方（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日の方）	平成23年3月11日～平成23年12月31日	1人あたり40万円
② 妊娠されていた方（平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方）		
③ 上記以外の方	平成23年3月11日～平成23年4月22日	1人あたり8万円

(4) 中間指針及び被告東京電力の自主賠償基準の趣旨

このように、原賠審が、損害項目ごとの細目に分けてそれぞれの検討を進め、損害賠償額の指針的基準としての中間指針を策定してきたことに対応し、被告東京電力は、損害項目ごとの自主賠償の基準を設け、「確定した損害に対する本補償」としての賠償を行ってきた。

ここでは、あくまで中間指針は早期の被害賠償を念頭においていた「最低限」の賠償基準であって、これをもって完全な賠償が尽くされたというものではないから、中間指針に沿って策定された被告東京電力の自主賠償基準もまた同様に「最低限の基準」というべきものであることが指摘できる。

その上で、被告東京電力は、基本的に中間指針を下回らない限度で、個別の項目ごとに賠償項目を細分化し、自主賠償における「請求書」を作成し、その請求書としては、(1)個人賠償（全般）、(2)財物、(3)自主的避難等に関わる賠償、(4)法人・個人事業主様に対する賠償、(5)自主的除染にかかわる賠償などをウェブサイトにおいて各別に公表しているところであるが、これは、被害者一人ひとりの原発事故に基づく損害賠償請求権のうち、費目ごとに基準を細分化し、各々の請求権について個別の賠償対応を行ってきたことを示している。

(5) これら訴訟外の賠償は、費目を特定・査定の上、両当事者が合意の上支払いがなされている。

すなわち、被告を特定した弁済充当の合意があり（改正前民法490条）、当

事者間で他の損害費目への充当を行わないことが前提となっている。

(6) 住宅確保損害について

住居確保損害については、平成 25 年 12 月 26 日の中間指針第四次追補において示された損害類型であるが、その趣旨は、不動産賠償を受領しただけでは（特に築年数の経過した住宅に居住していた場合は）、中間指針第二次追補で示した財物としての住宅の賠償金額が低額となり、帰還の際の修繕・建替えや長期間の避難等のための他所での住宅の取得ができないという問題や、長期間の避難等のために他所へ移住する場合には、従前よりも相対的に地価単価の高い地域に移住せざるを得ない場合があることから、移住先の土地を取得できないという問題があったことから、中間指針第四次追補において明記されたものである。

すなわち、中間指針第四次追補において、「従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難（以下「移住等」という。）のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。」と述べられているように、本件事故により、移住や長期避難を余儀なくされた者が住居を確保するための費用を必要とすることは当然のことであり、それが宅地建物の財物賠償によって不足する場合には、別途、住宅確保損害として賠償すべきことは当然のことであって、住宅及び宅地のそれぞれにおいて、上限額が定められていることなどからしても、被害者にとって特に有利な賠償がなされているものではない。

付言するに、かかる住居確保損害の支払がなされ、それによって新たに生活の本拠を構えたとしても（しかも、住居確保損害の賠償がなされたのは本件事故から 3 年以上経過してからである）、それはあくまで新たな生活の本拠が定まっただけのことであって、原発事故前の生活が回復するわけではないし、「ふるさと」が回復するものではない。

だからこそ、原告らは、原状回復請求を本件訴訟で求めているのである。

したがって、住居確保損害の賠償は、被害者に生じた損害に対して当然になされるべきものにすぎず、格別被害者に有利なものとはいえないし、それがなされたからといって、原発事故前の生活が回復するものでもない。

- (7) さらに、前述したとおり、原発賠償に関しては、政府が費目ごとに基準を作成して順次賠償していく方針を採用し、原賠審における議論や中間指針等においても「費目ごと」に議論がなされており、かつ賠償水準が策定されてきたものであり、被告東京電力もまた損害項目ごとに請求書の書式等を分けるなどしてきたものである（避難生活に伴う請求書、財物に関する請求書、不動産損害に関する請求書、墓石等に関する請求書、住居確保損害に関する請求書等その種類は多岐にわたる）。

このことは原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続においても同様であって、精神的損害と財産的損害については別個の損害であることが当然の前提として和解仲介手続がなされてきた。たとえば双方の合計をもって申立てをすることが必須であるといったことはなく、むしろ全損害のうち、特定の損害項目のみを対象として申立てをしてきたものがほとんどである。例えば、区域避難者については、財物損害について被告東京電力の自主賠償基準に納得できないとして、精神的損害については特段和解仲介の対象とすることなく財物賠償「のみ」をADRの対象としたり、区域外避難者については、平成24年以降の期間については精神的損害を含む和解案の提示は見込めないことから、精神的損害については和解仲介の対象とせず、交通費等の「実費」のみの支払いを求めるなど、損害項目「別」に支払いを求めてきたし、被告東京電力もまた損害項目別に対応し、支払ってきたものである。そこでは、本件訴訟のように、別の損害項目に対する弁済をもって流用するなどの主張がなされたことは全くなかった。

これらの経緯のとおり、本件の原発事故賠償においては、損害項目ごとに別

個に取り扱うことが、原告ら被害者と被告東京電力の約9年間に及ぶ共通認識であり運用であったものである。

- (9) 前述のとおり、昭和48年判例によっても、交通事故の人身傷害の場合において、被侵害利益の捉え方は複数成立し、費目毎に訴訟物が異なると解することでも理論上は可能であると解されるところ、前記最高裁判決がそうであるように、訴訟物の個数・異同については、訴訟物が、原告が訴訟の対象を決定するという処分権主義を基本に据えた上で、当事者の紛争解決の便宜や攻撃防御上の不利益の回避のための法理論であることも十分に考慮されるべきである。

4 世帯内融通について

- (1) 第1に、被告東京電力の「世帯間融通」の主張は民法における個人賠償の原則に反する。原告らが請求している損害は、（家族にではなく）各個人に生じているものであり、各人それぞれに賠償されるべきは当然である。、被告が援用する札幌判決も、このような弁済の抗弁は斥けたものであるが、当然のことである。

この点、被告東京電力は、賠償手続の実態において世帯単位で賠償がなされていることを指摘するが、直接請求においても、ADRにおいても、あくまでも個人ごとの賠償として弁済されているのであり、「世帯」を単位として弁済がなされたことはない。

- (2) 第2に、被告東京電力の主張は、「同一世帯」＝「財布共通」という、世帯についての（現行民法に反した）固定的な観念に基づく主張であって、到底許容されるものではない。現行憲法及び現行民法の理念に基づけば、多様な家庭のあり方が許容され、家制度は廃止し夫婦別産制が取られ、家庭の中でも個人主義が尊重されなければならないものとされている。、、、被告東京電力の主

張は、これらのことを無視し「同一世帯」＝「財布共通」との考えを強制する結果を招くものであって、到底許容される主張ではない。

- (3) 第3に、世帯間融通を認めるとすれば、現に被告東京電力の弁済の抗弁で現れているとおり、同一世帯でも原告になっていない者がいる場合において、原告以外の者への弁済額をもって弁済の抗弁と主張することになるが、そのような主張を許せば、訴訟当事者外の者の利害が発生し、主張立証活動を要することになりかねず、訴訟手続の混乱を招くことが必至である。

5 東京電力「3つの誓い」

- (1) 被告東京電力は、平成26（2014年）1月15日付で、福島第一原発事故の被害者に向けて、「3つの誓い」を公表した。この「誓い」は、今なお未曾有の原発事故被害に苦しむすべての原発事故被害者への約束であり、日本国民と世界に向けた公約である。

記

被害を受けられた方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していただくため、以下の「3つの誓い」を掲げ、各種取り組みを全社を挙げて実施してまいります。

損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策（「3つの誓い」）

1. 最後の一人まで賠償貫徹

2013年12月に成立した消滅時効特例法※の趣旨を踏まえるとともに、最後の一人が新しい生活を迎えることが出来るまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹する

2. 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底

ご請求手続きが煩雑な事項の運用等を見直し、賠償金の早期お支払いをさらに加速する

被害者の方々や各自治体等に、賠償の進捗状況や今後の見通しについて機構とも連携し積極的に情報をお知らせする（生活再建や事業再開検討の参考にさせていただく）戸別訪問等により、請求書の作成や証憑類の提出を積極的にお手伝いする

3. 和解仲介案の尊重

紛争審査会の指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続きを実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化に引き続き取り組む

※「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」

- (2) 本件訴訟を含めた全国各地で提訴した原発被害者らを原告とする訴訟において被告東京電力が主張している「弁済の抗弁」の主張は、「最後の一人が新しい生活を迎えることが出来るまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹する」という被害者への約束を真っ向から否定する不誠実なかつ失当な主張である。

第2 小括

以上のとおり、被告東京電力の【弁済の抗弁】の主張は到底容れられないことは明らかである。

第4章 おわりに

原告らがこの訴訟を通じて、再三求めてきたことは、原状回復及び被害回復である。被告らは、津島地区の居住環境を本件原発事故前の状態に元通りに戻して、当たり前の津島地区における日常生活を返せということに尽きる。2015年に国連サミットで採択されたSDGsは持続可能な開発目標を設定し、その中に環境の持続可能性の確保を掲げている。具体的には、「住み続けられるまちづくり」（目標11）、「陸の豊かさを守ろう」（目標15）である。人間は、自然と共生し、陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復および逆転ならびに生物多様性の損失の阻止を図ることを目標としている。今や環境をこれ以上汚さないことは、人類にとっての最重要課題とも言える。

しかし、被告国及び被告東京電力の姿勢は原発事故前も、事故後もこのような国際的な取り組みとは正反対の姿勢を貫いていると言っても過言ではない。

そして被告らのこのような姿勢は、本件訴訟においても同様である。被告国は、あたかも人ごとのように原状回復は不可能であるとか、被告東京電力に至っては、訴訟の終盤に突然「弁済の抗弁」を主張し、これまでの財物賠償等には本件で争点となった精神的慰謝料の趣旨も含まれているというような主張まで持ち出している。このような不誠実な姿勢は断じて許されるべきではない。

訴状末尾でも記載したとおり、裁判所は、これまで公害訴訟等において、人間の尊厳を徹底的に破壊した凄惨な被害を真摯に受け止め、公害によって蹂躪された人権を回復する役割を担ってきた。もとより公害被害を単純に比較することはできないが、少なくとも本件原発事故による被害は、これまで日本が経験してきた多くの公害事件の中で、最大かつ最悪のものである。

裁判所が、原告らの思いに真摯に向き合い、原告らの求める原状回復及び

被害回復を実現することを切に求める。

以 上